

# 史跡能島城跡 整備基本計画

史跡能島城跡 整備基本計画



令和3年3月

今治市教育委員会

令和3(2021)年3月

今治市教育委員会

## 序 文

今治市は、愛媛県の北東部、瀬戸内海のほぼ中央部にあり、世界有数の多島美を誇るその自然景観は、多くの人々を魅了しています。周辺海域は、古来より瀬戸内海の交通の要衝として知られており、かつて戦国時代には、村上海賊が活躍していました。

今治市宮窪町は、能島村上氏が本拠を置いたことで有名であり、町内には今でも海賊衆の遺跡が残っています。その代表的な本拠とされる能島城跡は、能島村上氏が拠点として瀬戸内海の覇権を狙った海城でした。島には現在でも郭跡や岩礁ピットなどの特徴的な遺構がよく残り、戦国覇者を目指した村上氏の夢の跡を辿ることができます。

能島城跡は、昭和13年に実施された鶴久森経峰氏の調査により、昭和28年に国史跡に指定されました。また、平成28年には、日本遺産「“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー」を代表する構成文化財に認定され、さらに平成29年には、日本城郭協会の「続日本100名城」にも選定されるなど、現在今治市のシンボルとして全国的にも注目を集めています。

今治市では、平成13年度より能島城跡の保存整備と利活用を目的とした「史跡能島城跡保存整備事業」を進めており、継続的な発掘調査や整備等を進めてまいりました。平成31年度には、これまでの発掘調査結果や近年進展した村上海賊関連の研究成果を踏まえた『史跡能島城跡 平成15～27年度整備に伴う調査総括報告書』を刊行し、そのデータを基に令和元年度には『史跡能島城跡 保存活用計画』を策定いたしました。

しかし、近年、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨といった集中豪雨や頻発する大型台風等によって、表土や斜面の流出が発生したり、波浪等による島周囲の岩礁の浸食が進んでいます。また、発掘調査により、島に植樹されたソメイヨシノによる遺構等への影響も確認されました。

こうした状況を踏まえ、今治市教育委員会では、能島城跡を我が国の「たから」として適切に保存・活用整備していくための基本コンセプトとなる『史跡能島城跡整備基本計画』を策定いたしました。今後、本計画に基づき、本史跡が持つ本質的価値を多くの方々に知っていただくとともに、皆様とともに末永く本史跡を保存継承していけるよう保存整備、活用整備を進めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、本計画の策定にご尽力賜りました「史跡能島城跡調査・整備検討委員会」の委員の皆様にご心よりお礼申し上げます。本計画書刊行の御挨拶とさせていただきます。

令和3年3月

今治市教育委員会  
教育長 田坂 敏



## 例 言

1. 本書は、愛媛県今治市宮窪町宮窪に所在する国指定史跡能島城跡の整備基本計画である。
2. 本計画の策定にあたっては、今治市教育委員会が（史）能島城跡歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業として補助金を受けて令和2年度に実施した。
3. 本計画の策定にあたっては、学識経験者、地元代表者等で構成した「史跡能島城跡調査・整備検討委員会」で審議を行い、文化庁及び愛媛県教育委員会からの指導・助言を得た。
4. 本書では、近年の研究成果に基づき「水軍」ではなく「海賊」という表現を用いている。その理由については、「史跡能島城跡保存活用計画」第3章第3節に記載している。
5. 本書の編集・執筆は、今治市教育委員会文化振興課及び宮窪地域教育課（今治市村上海賊ミュージアム）が事務局となり、その関連業務の一部を株式会社イビソク 愛媛営業所に委託した。



# 目次

---

---

序文

例言

目次

## 第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的と計画対象範囲	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の対象範囲	2
第3節 委員会の設置と経過	3
第4節 上位・関連計画	5

## 第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境	8
(1) 地勢	8
(2) 地質	8
(3) 気候	9
(4) 植生	10
第2節 歴史的環境	12
(1) 宮窪地域周辺の歴史	12
(2) 関連する文化財	12
第3節 社会的環境	14
(1) 人口	14
(2) 産業	14
(3) 観光資源	14
(4) 交通アクセス	15
(5) 土地利用状況	17
(6) 法規制の状況	18
(7) 住民意見	19

## 第3章 史跡の概要及び現状と課題

第1節 史跡指定地の状況	20
(1) 史跡の指定	20
第2節 史跡の概要	22
(1) 縄張りとは構造	22
(2) 発掘調査成果から見る能島城の利用形態の変遷	23

第3節 史跡の本質的価値と構成要素	26
（1）史跡の本質的価値	26
（2）史跡の構成要素	28
第4節 整備・活用の履歴	31
（1）保存と整備の経過	31
（2）保存整備	32
（3）活用整備	36
第5節 現状と課題	40
（1）保存のための現状と課題	40
（2）活用のための現状と課題	42

#### 第4章 整備計画の基本理念と基本方針

第1節 整備の基本理念	47
第2節 整備の基本方針	48
（1）保存のための整備の基本方針	48
（2）活用のための整備の基本方針	48
（3）本史跡指定地外における整備の基本方針	48

#### 第5章 整備基本計画

第1節 全体計画	49
（1）全体計画	49
（2）整備対象とする時期	49
（3）地区区分（ゾーニング）	52
（4）アクセス整備	53
第2節 保存のための整備	55
（1）造成計画	55
（2）雨水・排水対策	55
（3）切岸（法面）保護対策	59
（4）岩礁及び石積保護対策	62
（5）樹木等環境整備計画	66
（6）歴史的構造物整備計画	66
第3節 活用のための整備	67
（1）活用のストーリー	67
（2）遺構表現に関する計画	68
（3）園路整備に関する計画	71
（4）管理施設及び便益施設に関する計画	72
（5）サイン整備に関する計画	73
（6）ビューポイント・解説ポイントの設定と動線計画	73

第4節 公開活用計画	76
（1）村上海賊ミュージアムとの連携	76
（2）指定地外における眺望地点の整備	77
（3）関連文化財との連携	78
第5節 完成予想図	79-80
第6節 管理・運営計画	81
（1）関係団体との管理・運営体制の連携整備	81
（2）ボランティア団体の育成支援	81

## 第6章 事業計画

第1節 事業推進体制	82
第2節 事業スケジュール	83
（1）短期計画	83
（2）長期計画	84





# 第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

## 第1節 計画策定の経緯

芸予諸島一帯は、古くから瀬戸内海交通の要衝であり、中世には海域の地理を熟知した海賊衆、村上海賊が活躍した地域である。今治市宮窪町に位置する史跡能島城跡(以下、「本史跡」という。)は、能島と鯛崎島の2島からなり、島全体を城郭化した全国的にも珍しい城跡である。本史跡は、村上海賊を代表する能島村上氏の拠点海城であり、昭和28(1953)年3月31日に国史跡の指定を受けた。その後、昭和33(1958)年に旧宮窪町(平成17(2005)年1月17日以降は今治市)が管理団体として指定され、昭和48(1973)年度には、愛媛県及び広島県の両教育委員会が村上海賊関連の調査を行い、その結果を踏まえて本史跡を含む今治市宮窪町の一部は、昭和48(1973)年6月17日に県の「能島水軍文化の里」に指定されている。さらに平成28(2016)年4月19日には日本遺産「“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶」を代表する構成文化財に認定、同29(2017)年には日本城郭協会の「続日本100名城」にも選定され、今治市を代表する史跡として地元の人々に親しまれてきた。

旧宮窪町(平成17(2005)年、今治市に合併)は、平成4(1992)年度までに本史跡とその周辺的环境整備を国・県の支援を受けながら進めてきた。平成11(1999)年5月、一般国道317号(通称：西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道))の開通により、同地域における村上海賊の歴史・文化が注目されるようになり、村上海賊を生かした地域づくりを目指し、平成12(2000)年度から村上海賊関連の遺跡や古文書類・甲冑などの文化財調査を行った。平成15(2003)年度には、本史跡の保存と活用を目的に史跡能島城跡調査・整備検討委員会及び文化庁文化財部記念物課(当時)・県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受けながら、『史跡能島城跡保存活用基本構想』を策定した。その後、平成の大合併を経て旧宮窪町は今治市となり、今治市教育委員会は平成17(2005)年度に『史跡能島城跡保存活用基本計画』を策定した。

一方、県教育委員会では、平成12・13(2000・2001)年度の2か年にわたり、多角的、体系的、広域的な視点から村上海賊の歴史を生かした文化財の活用方策を検討するため、今治市及び越智郡の16市町村(当時)に総合的な学術調査である「しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査」を実施し、多くの成果を挙げている。本史跡においては今治市教育委員会(平成17年1月の市町村合併前は旧宮窪町教育委員会)により、平成15(2003)年度から海岸部分、平成17(2005)年度から平成27(2015)年度まで陸上部分の継続した発掘調査が行われ、各郭の機能や性格、城内通路の存在や構造まで確認するなどの成果を挙げた。

しかし、本史跡の現状は、近年の自然環境の変化や大型船舶の航行に伴う、岩礁部の浸食や法面崩落が深刻となっているだけでなく、昭和5(1930)年頃から断続的に植樹されてきたサクラ(ソメイヨシノ)の根による遺構の破壊も深刻であることが、発掘調査によって明らかとなった。

また、平成30(2018)年7月の豪雨(以下、平成30年7月豪雨という。)では、郭を含む法面が数多く崩落したことを受け、さらなる被害を防ぐため雨水排水機能の整備が急務となった。

この現状を受けて、本史跡を適切に保存管理し、効果的な整備活用を図っていくため、史跡の現状と課題を整理した上で、本質的価値や構成要素、現状変更等の取扱い基準、今後の活用や整備の考え方を定めた『史跡能島城跡保存活用計画』(以下、「保存活用計画」という。)を令和2

(2020)年3月に策定した。

この保存活用計画に示した本史跡の保存及び活用における整備の基本的な考え方を具体化させた『史跡能島城跡整備基本計画』（以下、「本計画」という。）を策定する。

## 第2節 計画の目的と計画対象範囲

### (1) 計画の目的

本史跡は、類まれな小島全体を城郭とした特殊な構造の城跡であり、全国的にもその歴史的価値が高い。しかし、近年の自然環境や経済環境の大きな変化に伴い、波浪による岩礁の崩落や浸食、大雨による法面の崩壊など、本史跡の本質的価値を損なう事象が加速している。

そのため本計画では、保存活用計画の基本方針に則り、現状と課題を整理した上で、本史跡を適切に保存し、史跡の本質的価値を確実に次世代へ継承するとともに、魅力ある地域資源として活用できるような各種整備の具体的なあり方を示すことを目的とする。

### (2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、能島城跡として史跡指定された能島及び鯛崎島の両島と、激しい潮流が渦巻くその隣接海域の範囲とする。さらに、本史跡の出土遺物を保管し、調査研究、保存活用の拠点施設である「今治市村上海賊ミュージアム（以下、村上海賊ミュージアムという。）」や、本史跡の眺望地点となる大島の水場跡や宮窪港、カレイ山展望公園、伯方島の鶏小島キャンプ場等も本計画の対象範囲とする。

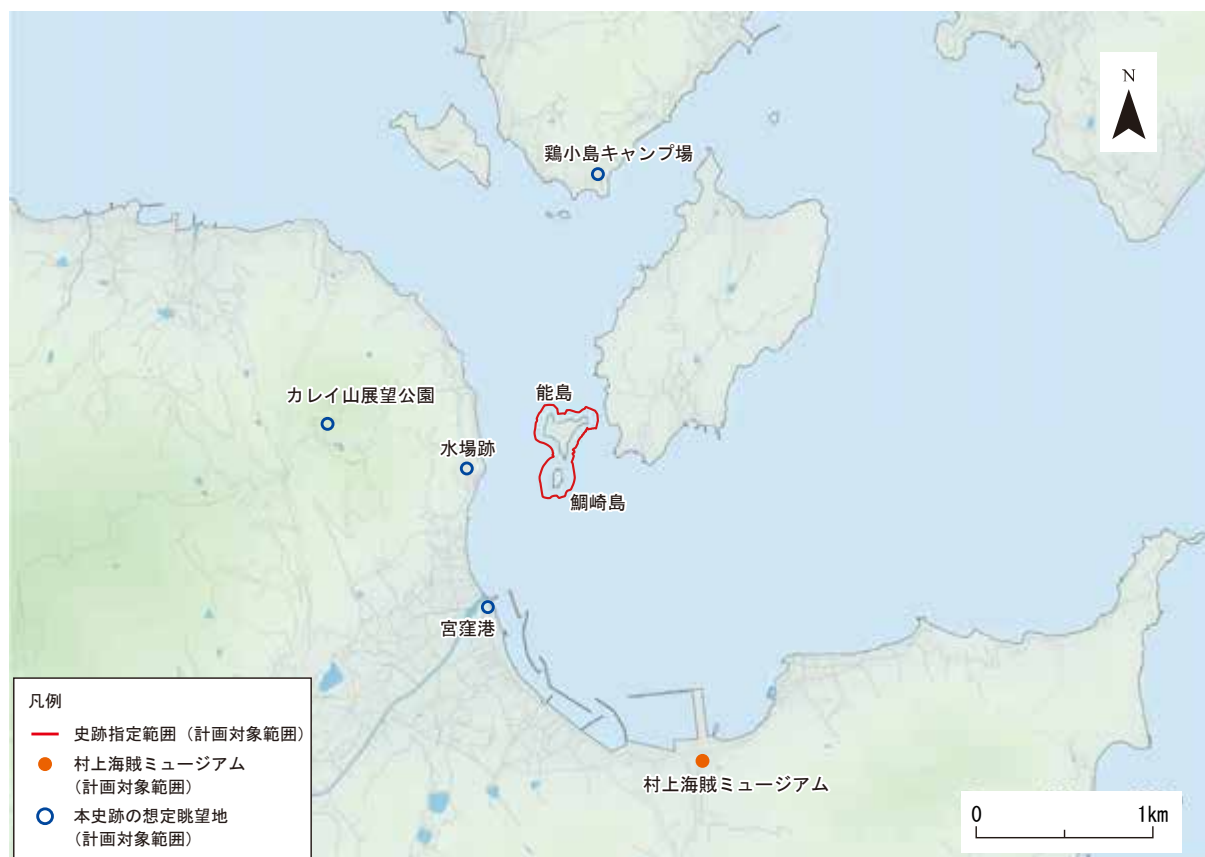


図1：計画対象範囲図

### 第3節 委員会の設置と経過

本計画策定にあたって今治市教育委員会は、能島城跡調査・整備検討委員会設置要綱に基づき、学識経験者等からなる「史跡能島城跡調査・整備検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。なお、本計画策定にあたっては、文化庁及び愛媛県教育委員会文化財保護課、今治市都市建設部道路課・農水港湾部水産課に指導・助言を得た。委員会の構成、審議経過は次頁のとおりである。

#### 史跡能島城跡調査・整備検討委員会設置要綱

平成17年1月16日

##### （設置）

第1条 国指定史跡「能島城跡」の調査、環境整備を体系的かつ効果的に遂行するため、「史跡能島城跡調査・整備検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

##### （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）遺構の調査方法等についての提言。
- （2）発掘調査の現地指導及び助言。
- （3）調査成果を基にした整備計画についての提言。
- （4）能島城跡以外の市内水軍関連遺跡の発掘調査・整備等に係る重要事項の提言。
- （5）能島城跡等に関わる文化財の保存・公開施設に係る指導及び助言。

##### （組織）

第3条 委員会は、考古学、文献史学、地域史学等に関して高い見識を有する者から、若干名を市長が委員として委嘱し、組織する。

- 2 委員会の専門範囲を超えて指導が必要な場合には、別に各専門家からの調査・整備に係る指導・助言を求めることができる。

##### （任期）

第4条 委員の任期は、1年（4月1日から翌年の3月31日）とし、再任を妨げない。

##### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

##### （会議）

第6条 会議は、教育長が招集し、委員長が議長となる。

##### （費用弁償及び旅費）

第7条 委員の報酬は、予算の範囲内とする。

- 2 委員の旅費は、今治市旅費規程の例による。

##### （庶務）

第8条 委員会の庶務は、今治市村上海賊ミュージアムにおいて処理する。

##### （委任）

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

## 委員会名簿

役職	氏名	専門分野	所属
委員長	下條 信行	史跡整備（考古学）	愛媛大学 名誉教授
副委員長	村上 安直	地元代表	元NPO能島の里 代表 元大島石協同組合 組合長
委員	村上 恭通	地域資源マネジメント（考古学）	愛媛大学 社会共創学部 教授 アジア古代産業考古学研究センター長
	畑田 佳男	海岸工学	愛媛大学大学院 理工学研究科 講師
	江崎 次夫	森林環境学	愛媛大学 名誉教授
	中井 均	城郭史（考古学）	滋賀県立大学人間文化学部 教授
	柴田 圭子	考古学	公益財団法人 愛媛県埋蔵文化財センター調査課 課長
オブザーバー	岩井 浩介	文化庁文化資源活用課 整備部門（記念物）文化財調査官	
	日和佐 宣正	愛媛県教育委員会文化財保護課 主幹	
	西村 暢人	愛媛県教育委員会文化財保護課 教育専門員	
アドバイザー	中本 慶彦	今治市都市建設部道路課 建設担当係長	
	秋山 洋司	今治市農水港湾部水産課 漁港係長	
事務局	今治市教育委員会文化振興課、同宮窪地域教育課（村上海賊ミュージアム）		
コンサルタント	株式会社イビソク 愛媛営業所		

## 委員会の経過

	日程	協議内容	場所
第1回委員会	令和2（2020）年 8月5日 13:30～	令和2年7月豪雨による被災についての報告 整備基本計画策定についての審議	村上海賊 ミュージアム 講座室
第2回委員会	令和2（2020）年 10月19日 13:00～	現地確認	能島城跡現地
		整備基本計画策定についての審議	村上海賊 ミュージアム 講座室
第3回委員会	令和2（2020）年 12月24日 13:30～	整備基本計画案と文化庁指導内容と方針の提示について 整備基本計画策定における懸案事項について	村上海賊 ミュージアム 講座室
第4回委員会	令和3（2021）年 2月16日 14:00～	整備基本計画案と文化庁指導内容について 整備基本計画案の承認について	村上海賊 ミュージアム 講座室

## 第4節 上位・関連計画

本計画は、今治市の最上位計画である『第2次今治市総合計画（基本計画、実施計画）』、及び教育行政の大綱となる『今治市教育振興に関する大綱』、本史跡の保存活用の基本方針を示した保存活用計画に則すとともに、関連計画との調整、整合、連携を図りながら策定する。

本計画に関する上位・関連計画の概要を次頁に示す。

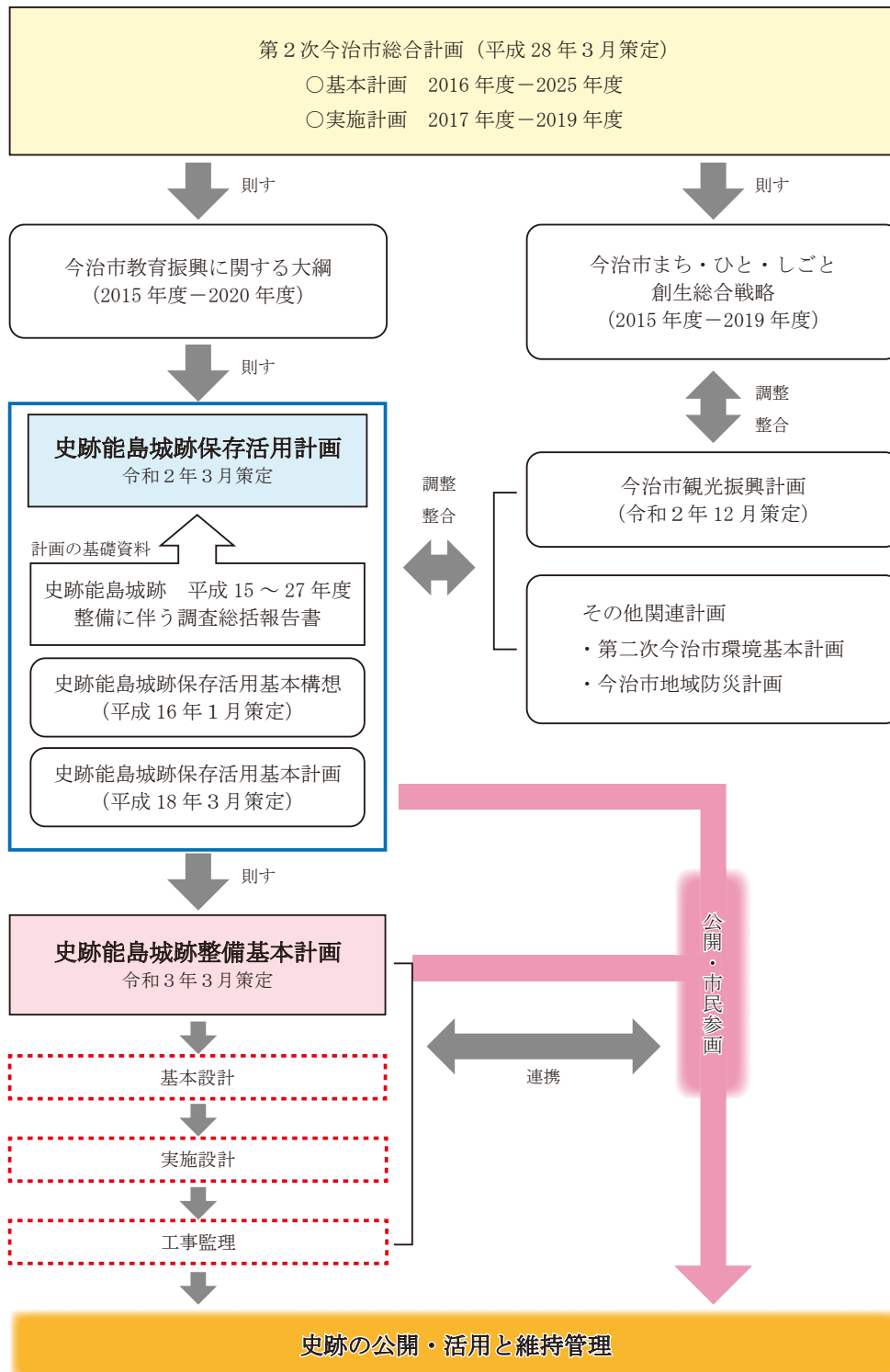


図2：本計画と他関連計画との関係

名称	策定年月日	概要
第2次今治市総合計画	平成28(2016)年3月	今治市の最上位計画で、中長期にわたる市政運営の基本的な指針を示したものである。今治市の現状と課題を踏まえ、今後の進むべき方向を明確に示すとともに目指すべき将来像の実現に向けた取り組みを示している。将来像の実現に向けて、3つの施策の展開方向から、まちづくりの大綱を定め、それぞれについて主な施策を掲げている。本史跡に関連することとしては、保存整備活用事業を円滑に進め、村上水軍博物館と連携し、水軍文化の保存・活用を図ることが示されている。
今治市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和元(2019)年12月改訂	『第2次今治市総合計画』で示した将来像を実現するため、4つの基本目標を定め、それぞれの基本目標ごとに具体的施策や取組を地方創生のリーディングプロジェクトとして取りまとめている。また、数値目標やKPI(重要業績評価指標)を設定し、各年度での実施結果を踏まえ、総合的な点検評価を行いながら見直し・改定を行っている。
今治市観光振興計画	令和2(2020)年12月	今治市の観光施策の目指すべき姿と現状とのギャップをなくすため、その戦略の方向性とアクションプランについて明確化したものである。これまでの誘客のみに着目した観光振興から脱却するため、今治市の観光における今後の目指すべき将来像を定めた上で、将来像の実現に向けた4つの目標を掲げ、それらを達成するための3つの観光戦略を立てた。また、3つの観光戦略に応じて実行すべきアクションプランを立て、社会状況や経済状況などにより必要に応じて更新、追加することとしている。本史跡は、自然資源と歴史・文化資源の2つに位置付けられている。
第二次今治市環境基本計画	平成31(2019)年3月	地球温暖化対策として今日まで取り組んできた「今治市環境配慮推進計画」を内包し、「第2次今治市総合計画」における今治市の将来像である「ずっと住み続けたい“ここちいい(心地好い)”まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」を実現するため、環境に関する取り組みを総合的かつ計画的に進めるものとなっている。本史跡は「えひめ自然百選」のうち歴史的な自然環境に位置付けられている。
今治市地域防災計画	平成31(2019)年3月	「地震・津波災害対策編」、「風水害等対策編」及び「資料編」の3編で構成される。このうち文化財の応急処置についても記載されている。

名称	策定年月日	概要
今治市教育振興に関する大綱	平成 27 (2015) 年度～令和 2 (2020) 年度	学校教育及び社会教育、生涯学習における教育に関する大綱である。
史跡能島城跡保存活用基本構想	平成 16 (2004) 年 1 月	村上海賊を生かした町づくりを目指す旧宮窪町が、本史跡の適切かつ計画的な保存整備を進め、芸予諸島周辺における海賊衆の城などの関連文化財を活かした個性豊かな町づくりに取り組み、ひいてはしまなみ海道地域をはじめとする地域振興や地域間交流に役立てることを目的として策定したものである。
史跡能島城跡保存活用基本計画	平成 18 (2006) 年 3 月	平成 15 (2003) 年度に旧宮窪町 (平成 17 年 1 月より今治市) が策定した『史跡能島城跡保存活用基本構想』に基づき実施されている「史跡能島城跡整備事業」に関する保存活用基本計画書である。 本史跡の抱える課題を整理し、保存整備の必要な箇所と対処法や、今後の活用整備計画を示すとともに、周辺の関連遺跡の保存と活用への展開を視野に入れる「資料編」が掲載されている。
史跡能島城跡 平成 15～27 年度 整備に伴う調査総括報告書	平成 31 (2019) 年 3 月	本史跡の発掘調査開始から蓄積してきた成果並びに芸予諸島の城郭研究の新たな見解を踏まえて、過去の本史跡に関連した調査研究成果を再検証した調査総括報告書である。 これまで行われた発掘調査結果とともに最新の研究成果をとりまとめ、更新した上で、残った課題及び今後の保存整備に向けた具体的な案が示されており、学術目的のみならず『史跡能島城跡保存活用計画』策定の基礎資料としても位置づけられた。
史跡能島城跡保存活用計画	令和 2 (2020) 年 3 月	本史跡の本質的な価値を明確にした上で、より効果的な保存、整備、活用の実現を目指すための基本方針を定めることを目的として策定したものである。 本史跡の持つ本質的な価値を明確化と、構成要素の整理を行い、その保存に向けて要素ごとに現状変更の取り扱い基準を定めた。また、本史跡の活用・整備・運営体制の基本方針を示し、実現に向けての具体的な方法を示した。



## 第2章 計画地の現状

### 第1節 自然的環境

#### (1) 地勢

本史跡の所在する今治市は、豊かな自然と瀬戸内の島々の美しい景観に恵まれ、日本三大急潮の1つとして知られる来島海峡や中心市街地が位置する平野部、緑豊かな高縄山系など、変化に富んだ地勢が特徴である。

本史跡は、大島北東部に位置する今治市宮窪町の沖合約800mにある。能島は、不定型な三角形の島で、東部と南部の突端は岬状に伸び西部は南北に細長く、鯛崎島は、能島に隣接する南北に細長い小島である。島を取り巻く海には、北方の船折瀬戸・宮ノ窪瀬戸や東方の荒神瀬戸などと呼ばれる狭い海峡があり、潮流は大潮時の最速で約10ノット（時速約18km）にもなるほど非常に激しく、海の難所として知られる。

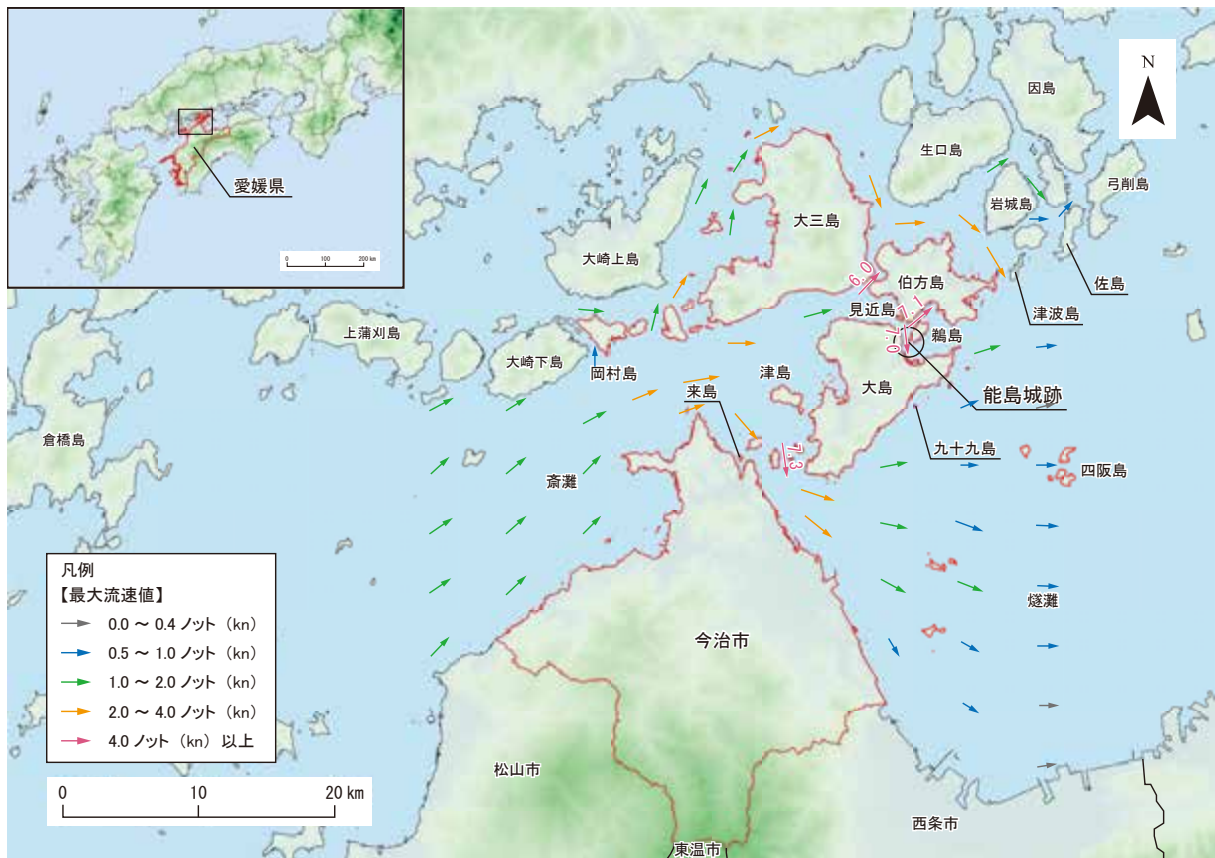


図3：本史跡の位置と潮流図  
※環境省運営「せとうちネット」掲載の潮流図（海上保安庁が平成15・16年に作成）に基づいて作成

#### (2) 地質

今治市のうち陸地部には、沖積平野によって分断されるいくつかの山塊があり、それらのほとんど全てが各種の中生代深成岩類からなる。高縄半島と大島は、そのほとんどが花崗岩類によって占められている。

島しょ部は、中央構造線の北側にそって東西に細長く延びる「領家帯<sup>りょうげたい</sup>」（天竜川中流の領家地方の花崗岩類の呼び名）に属す。領家帯の北側は主に広島型花崗岩と領家変成岩から成り、その南帯は主に領家型花崗閃緑岩と領家変成岩から成る。能島を含む大島北部の表層地質は、「領家型」花崗閃緑岩である。大三島・伯方島などに広く分布する粗～中粒の花崗岩は大部分が広島型に属す。未固結の堆積層としては、第四紀の礫・砂・泥の堆積物が、島しょ部の海岸や小河川に沿う平坦部、山麓の緩斜面に小規模に分布し、段丘堆積物は、大三島・伯方島等狭い範囲に分布している。

宮窪町は、標高100m以上の主要山地の多くが堅硬な細粒質花崗岩で構成されており、それより下部では、粗粒質花崗岩の斜面が発達している。

能島の表層地質である領家型花崗閃緑岩については、波浪等の影響を受けやすく、海岸浸食の原因となっている。

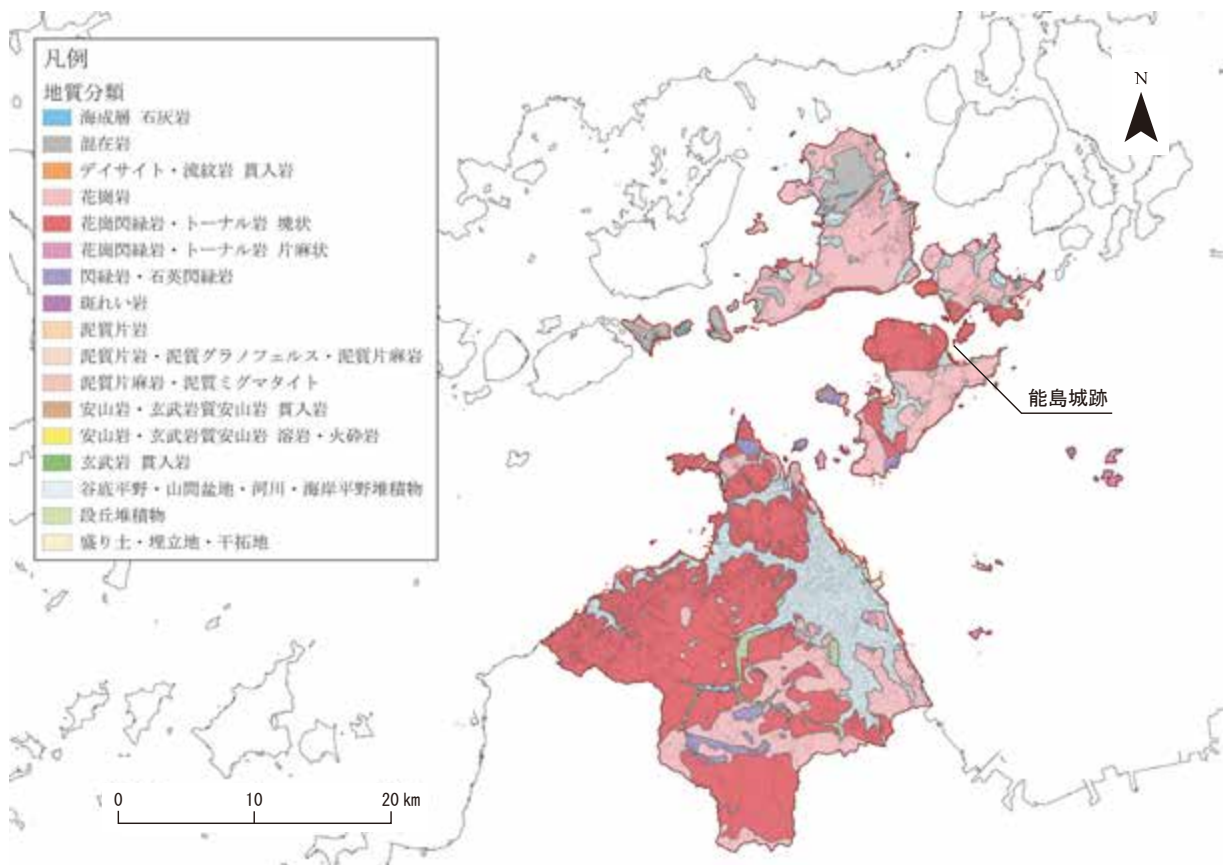


図4：地質図

### (3) 気候

今治市付近は、瀬戸内海式気候区に属し、台風やその他の自然災害が少ない、温暖小雨の気候である。

昭和51（1976）年～令和元（2019）年の44年間の年間平均気温は約15.9℃であり、最高気温は平成6（1994）年の38.0℃、最低気温は昭和56（1981）年の-6.5℃となっている。

降水量は年間降水量が約1,269.9mmであるが、位置によりばらつきが見られる。日最大降水量は昭和51（1976）年の254.0mmとなっている。

近年には、台風や梅雨前線等の影響による集中豪雨が多発し、平成30年7月豪雨では、1日の最大降水量が226.5mmに達したことにより、本史跡の斜面が大規模に崩落することとなった。また、令和2（2020）年7月にも集中豪雨（以下、令和2年7月豪雨という。）が発生し、平成30年7月豪雨ほどではなかったが、1日の最大降水量が83.5mmに達したことから、本史跡の斜面が大規模に崩落している。

44年間(昭和51年～令和元年)平均気温・降水量等

観測所	気温			降水量			風速	
	年間平均(°C)	最高(°C)	最低(°C)	年間平均(mm)	日最大(mm)	時間最大(mm)	平均風速(m/S)	最大風速(m/S)
今治	15.9	37.7	-6.5	1269.9	240.0	49.0	1.6	13.1
大三島	15.4	38.0	-6.2	1185.2	207.0	59.0	2.2	19.0
玉川	-	-	-	1521.6	254.0	66.0	-	-

【資料: 気象庁】

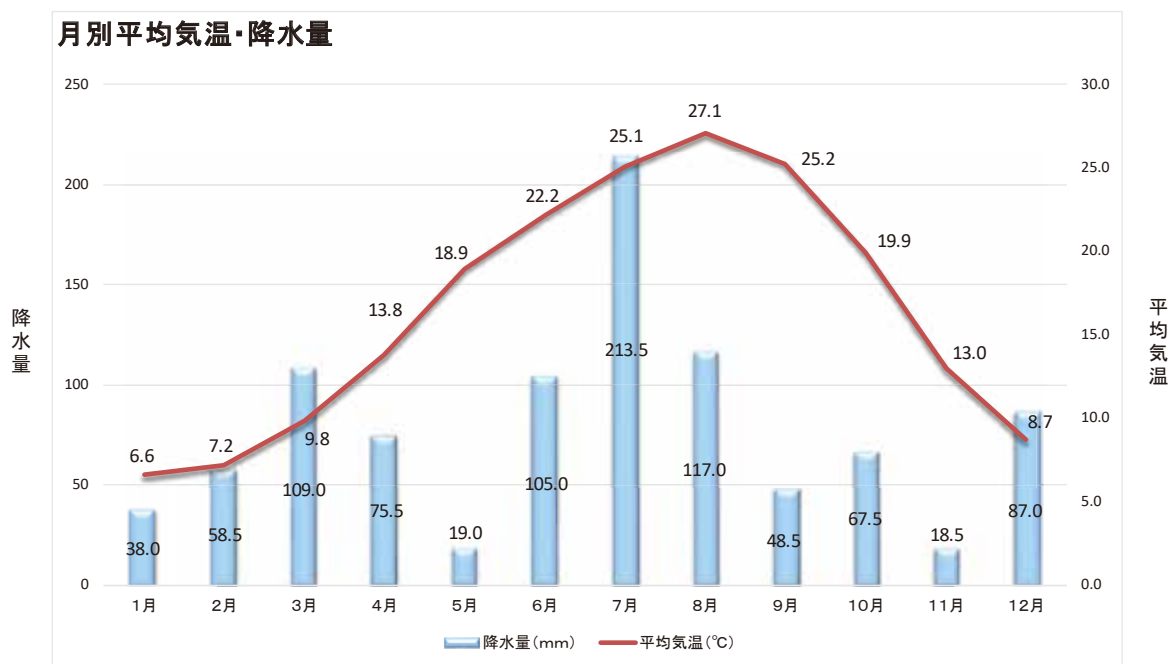


図5：月別平均気温・降水量 ※気象庁：今治市2019年の気象データに基づいて作成

#### (4) 植生

平成20（2008）年度に実施した植生調査によると、能島の斜面部にはクヌギ、ササ、マダケ等が繁茂していることが分かった。また、各郭には昭和の時代にソメイヨシノが植樹され、花見の季節は多くの人が島を訪れる桜の名所となった。

しかし、史跡指定後も無許可で断続的に行われたこの植樹の影響で土壌が肥沃化し、鳥類が種子を運ぶことにより、クヌギなどの高木も繁茂したため、樹根による遺構の影響が確認されている。また、島内には斜面部も含め、枯損木や倒木が残っており、岩礁の亀裂に植生の根が入り込んでいる状況も見受けられ、斜面崩落、岩盤崩落の原因のひとつとも考えられる。

このように、ソメイヨシノの影響などにより現状では図7の能島城跡植生図とは異なる様相を示しており、本史跡の地下遺構のみならず自然環境の変化にも影響を与えている。

現在では、専門家の指導を仰ぎながら高木の伐採を計画的に進めており、現状ではソメイヨシノが植生管理の上で最重要課題となっている。

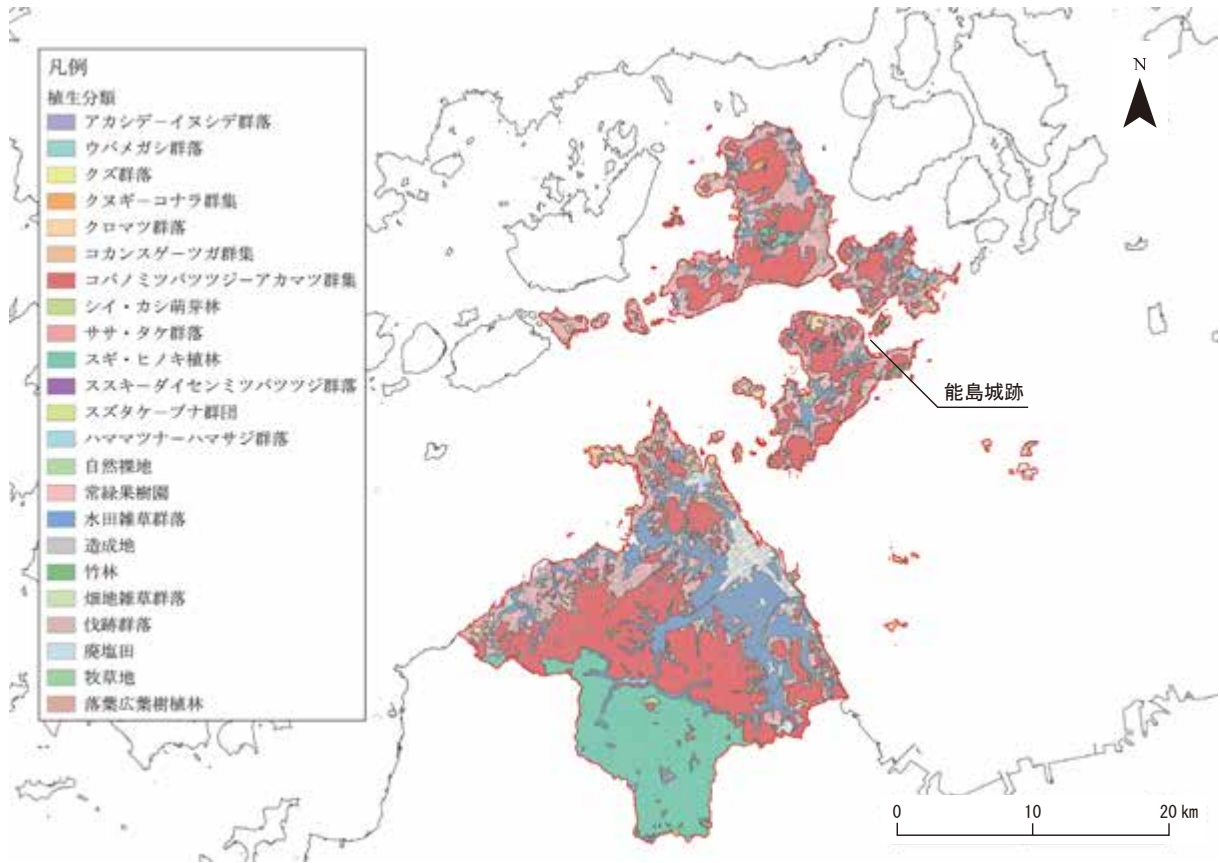


図6：植生図

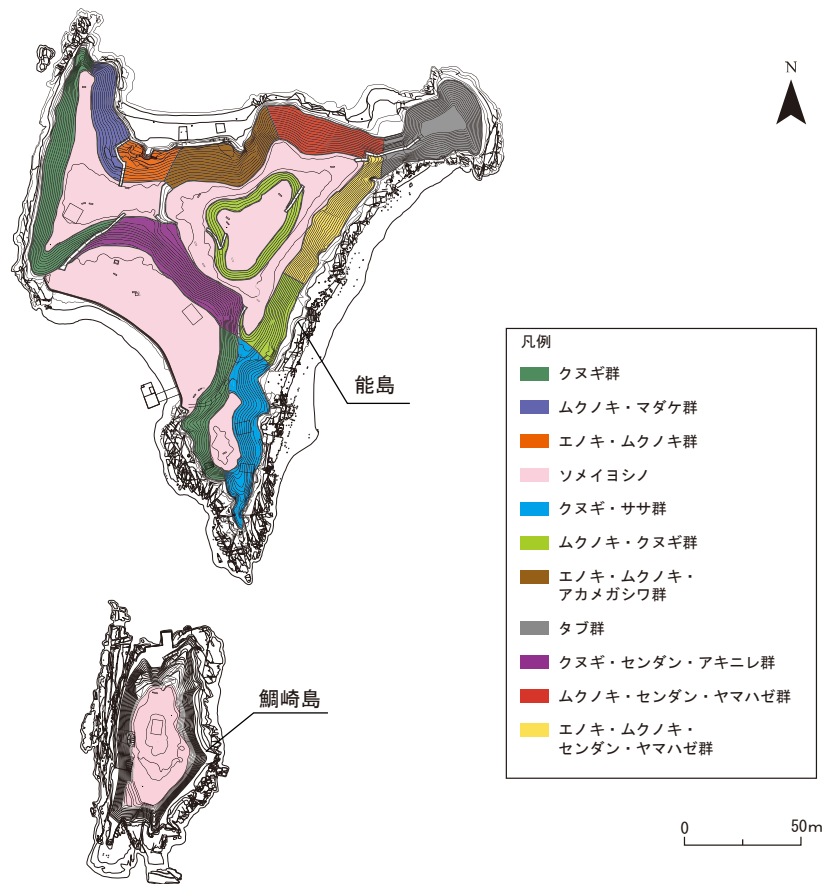


図7：能島城跡植生図（平成20年）

## 第2節 歴史的環境

### (1) 宮窪地域周辺の歴史

本史跡が所在する宮窪町内では、現時点で旧石器時代の遺物は確認されておらず、最も古い遺跡は、縄文前期の宮窪港遺跡である。弥生時代以降の遺跡からは、製塩土器が出土しており、古墳時代以降、製塩が急増するとともに、海上交通も発達していった。

平安時代になると、宮窪の位置する大島が醍醐寺の荘園として見られるようになり、醍醐寺の記録に太治3（1128）年に伊予国衙から大島に役人が派遣されたことが記されているのが、大島荘の初見と考えられる。

鎌倉時代の大島荘の動向については、それを物語る史料を欠いているが、室町時代になると芸予諸島に進出した小早川氏が大島荘に関わるようになり、延徳4（1492）年まで地頭職を有していることが確認できている。

南北朝時代から戦国時代にかけて、宮窪沖の能島城を拠点として活動した勢力が、能島村上氏である。海賊衆能島村上氏は、瀬戸内海を航行する船舶から通行料を徴収し、その見返りとして水先案内・安全保障を行うという独自の海上での活動を担っていた。本史跡の発掘調査によって、そうした活動の拠点としても、能島城は機能していたと考えられるようになってきている。また、能島城付近の見近島の発掘調査成果からは、能島村上氏の流通経済への関与も指摘される。

能島村上氏の動向が初めて窺えるのは、南北朝時代の貞治5（1349）年のことであり、室町幕府の命令を受けた使者が弓削島に向かう時に、警固をしたものと考えられている。室町時代になると能島村上氏は、弓削島荘を実効支配していることを、弓削島荘の荘園領主である東寺から非難されるようになっており、勢力を拡大させていたようである。

戦国時代になると能島村上氏は、毛利氏・大友氏・河野氏・三好氏等といった周辺の戦国大名と、時に協力関係、時に敵対関係・緊張関係となりながら、瀬戸内海での一大勢力となった。ポルトガルからの宣教師ルイス・フロイスが記した『日本史』は、能島村上氏を“日本最大の海賊”と称している。天正4（1576）年の第一次木津川口合戦では、織田信長と敵対した毛利輝元・大坂本願寺に能島村上氏は加勢し、毛利氏方の勝利に大きく貢献した。

しかし、豊臣秀吉が天下統一に向かうなかで、政権主導の様々な政策が打ち出され、政権主導の海上交通・物流が志向されるようになると、海賊衆能島村上氏による独自の海上での活動も抑圧されることになる。豊臣秀吉による四国国分の後、天正15（1587）年には能島村上氏は能島城を離れており、ここに能島城も海賊衆の本拠地としての歴史を終えることになった。

慶長5（1600）年、関ヶ原の合戦の戦功で、藤堂高虎が20万石の領主として入国し、地名を「今張」から「今治」へと改め、今治城と城下町を築いて都市の原型をつくった。その後、松平（久松）氏の所領となり、明治2（1869）年の版籍奉還まで今治藩を治めることになる。

### (2) 関連する文化財

今治市内には、国指定105件、県指定43件、市指定328件、国登録文化財が6件の計482件の指定等文化財が所在する。そのうち、宮窪地域には、本史跡をはじめとする国指定2件、市指定16件の計18件の指定文化財が所在する（令和3（2021）年3月現在）。

以下、本史跡に関わると考えられる文化財を、日本遺産『“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶－』の構成文化財から抜粋して掲載する。

【日本遺産の構成文化財】

No.	指定等の状況	名称
1	国史跡	能島城跡
2	国名勝	大三島
3		八幡山
4		波止浜
5		志島ヶ原
6-1	国宝・国重文・国天然記念物	大山祇神社の文化財
6-2	国重文（典籍）	大山祇神社法楽連歌
7	国重文（石造美術）・市有形	友浦善福寺宝篋印塔および周辺の中世文化財
8	国重文（石造美術）	乃万地区の石塔群
9	県史跡	甘崎城跡
10		今治城跡
11	県有形	別宮大山祇神社拝殿
12	市史跡	幸賀屋敷跡および周辺の村上海賊関連遺跡群
13		怪島城跡

No.	指定等の状況	名称
14	市天然記念物	伝村上雅房墓と禅興寺
15	市有形含む	能島村上家伝来資料群
16	市有形	光林寺文書
17	未指定	伝村上吉継墓と明光寺
18		見近島
19		伝村上義弘墓と高龍寺
20		武志（務司）城跡と中渡（中渡）城跡
21		来島城跡
22		大濱八幡大神社
23		国分山城跡
24		小湊城跡と城慶寺
25		法楽焼
26		水軍鍋
27	国登録記念物（名勝地）	瓢箪島

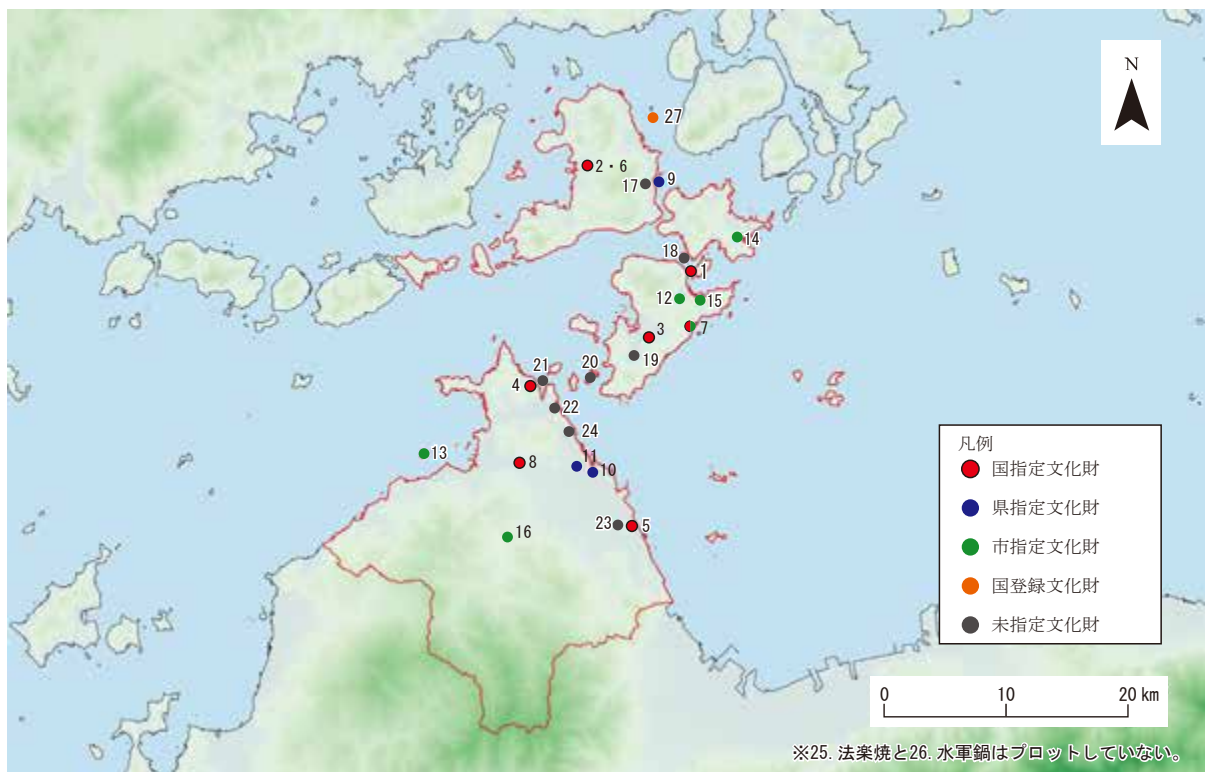


図8：本史跡の関連文化財位置図

### 第3節 社会的環境

#### (1) 人口

今治市の人口は、158,114人（平成27年国勢調査）であり、昭和55（1980）年をピークとして、死亡数が出生数を上回る自然減と転出が転入を上回る社会減により、人口減少が続いている。また、少子化と高齢化も全国平均を上回る早さで進んでおり、平成27（2015）年には老年人口の占める割合は約33%になっている。

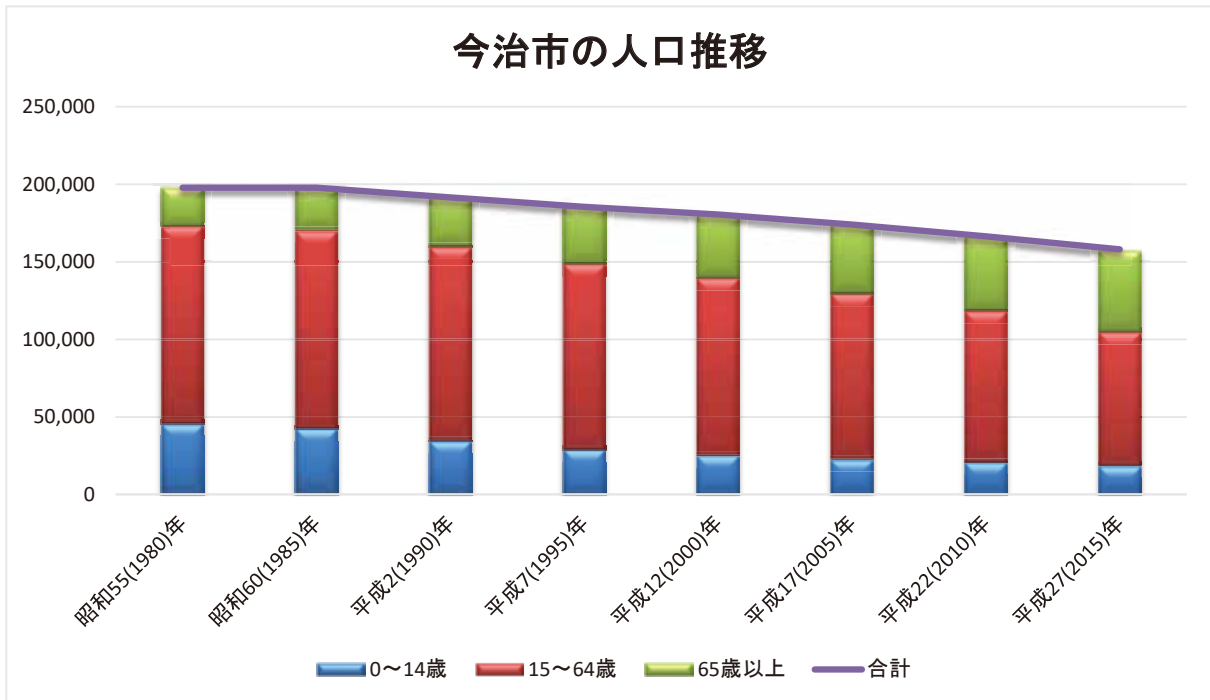


図9：今治市の人口推移

#### (2) 産業

今治市は、瀬戸内の海上交通の要衝として古くから海運業が発達し、国内外の物流拠点として栄え、それに伴い、各種船舶を建造する造船業も盛んとなってきた。このように、海事産業である海運業・造船業に加え、船用関連企業も数多く集積しており、今治市は「日本最大の海事都市」となっている。また、繊維産業も盛んで、特にタオルの生産は、ブランド戦略などにより活況をみせ、年間の生産量が約1万1千トン、全国の約6割のシェアを誇っている。宮窪町は、「青みかげ」と呼ばれる、花崗岩に属する大島石の産出地として、石材業が盛んである。また、穏やかな気候や美しい瀬戸内海、緑豊かな森林や里山などの自然環境を生かした農林水産業も盛んである。特に水産業では、急潮流の来島海峡を中心とする岩礁・砂礫・砂泥地帯等の好漁場が存在し、一本釣漁業や小型機船底びき網漁業、刺し網漁業を中心とした多様な漁船漁業が営まれ、主に、イカ類やタイ類、エビ類が盛んに獲られている。現在、漁村の活性化に向けて様々な取り組みが行われており、愛媛県漁業協同組合宮窪支所（以下、漁協という。）でも「潮流体験」や漁師市の開催等、観光業への展開やイベント開催等が行われている。

#### (3) 観光資源

瀬戸内しまなみ海道は、今治市と広島県尾道市の多くの島を橋で結び、自転車や歩行者が世界有数の多島美を眺めながら渡ることができることから、世界中のサイクリング愛好家から注目さ

れ、令和元（2019）年11月に国の第1次ナショナルサイクルルートに指定されるなど、「サイクリストの聖地」として国内のみならず海外からも多くの観光客・サイクリング客が訪れる。また、瀬戸内しまなみ海道は、サイクリングだけでなくウォーキングイベントも行われ、毎年秋に行われる「瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ」には全国からウォーキング愛好家が訪れている。

宮窪町内には、島四国八十八か所めぐり、カレイ山展望公園、石文化運動公園などがあり、村上海賊にまつわる各種遺跡としては、平成28（2016）年4月に日本遺産に認定された『“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶ー』の構成文化財である本史跡をはじめ、見近島（城跡）、旧証明寺跡、善福寺境内に建つ宝篋印塔などがある。また、その調査研究、情報発信の拠点として村上海賊ミュージアムがあり、日本遺産に関連する様々な講演会や講座、企画展が毎年開催されている。

毎年夏に行われる水軍レースは、水軍レース実行委員会運営のもと、地元漁協やNPO法人能島の里を事務局として、平成3（1991）年から開催されるようになった愛媛県を代表する海の行事である。村上海賊の小早船を復元した船に12人が乗り込み、スピードを競う勝ち抜き戦となっており、県内外から50～60チーム余りが毎年参加する。

食文化としては、海の恵みを生かした郷土料理「鯛めし」や「法楽焼」のほか、ご当地グルメとして観光客にも人気の「今治焼き鳥」や「今治焼豚玉子飯」などがあり、ほかでは味わえない地域に根ざした食文化がある。

#### （4）交通アクセス

本史跡は、今治市大島の北東の沖合約800mに位置する無人島である。本史跡への交通手段は船便となるが定期便は運航していない。したがって、まずその拠点施設となる村上海賊ミュージアムもしくは、潮流体験等を行っている能島水軍や宮窪港へアクセスする必要がある。愛媛県の県庁所在地である松山市からは、国道317号を経て、今治ICしまなみ海道/西瀬戸自動車道を進み、大島南ICを降り、県道49号を経由して、村上海賊ミュージアム及び能島水軍へ至る。広島県側の本州からは、山陽道の各ICからしまなみ海道/西瀬戸自動車道を進み、大島北ICを降り国道317号、県道49号を経由して村上海賊ミュージアム及び能島水軍へ至る。しまなみ海道のサイクリングコースを利用すれば、自転車にて村上海賊ミュージアム及び能島水軍に訪れることも可能である。また、大島には友浦港があり、芸予汽船快速船を利用して、今治市にある今治港や広島県尾道市因島にある土生港より訪れることも可能である。

上記のように本史跡への定期便は運航していないが、宮窪町漁業協同組合（能島水軍）で行っている潮流体験を利用することで本史跡を周遊することが可能である。また、本史跡へ上陸するには、民間会社が行う上陸ツアーに参加するか、毎年4月上旬の土日に行われる「能島の花見」の時期に宮窪港から離発着する渡船を利用するか、もしくは船をチャーターする必要がある。なお、航路は5分の道のりである。





図 10：交通アクセス図（広域）



図 11：交通アクセス図（大島）

(5) 土地利用状況

本史跡指定地は、能島を今治市、鯛崎島を個人が所有しており、管理は今治市が行っている。

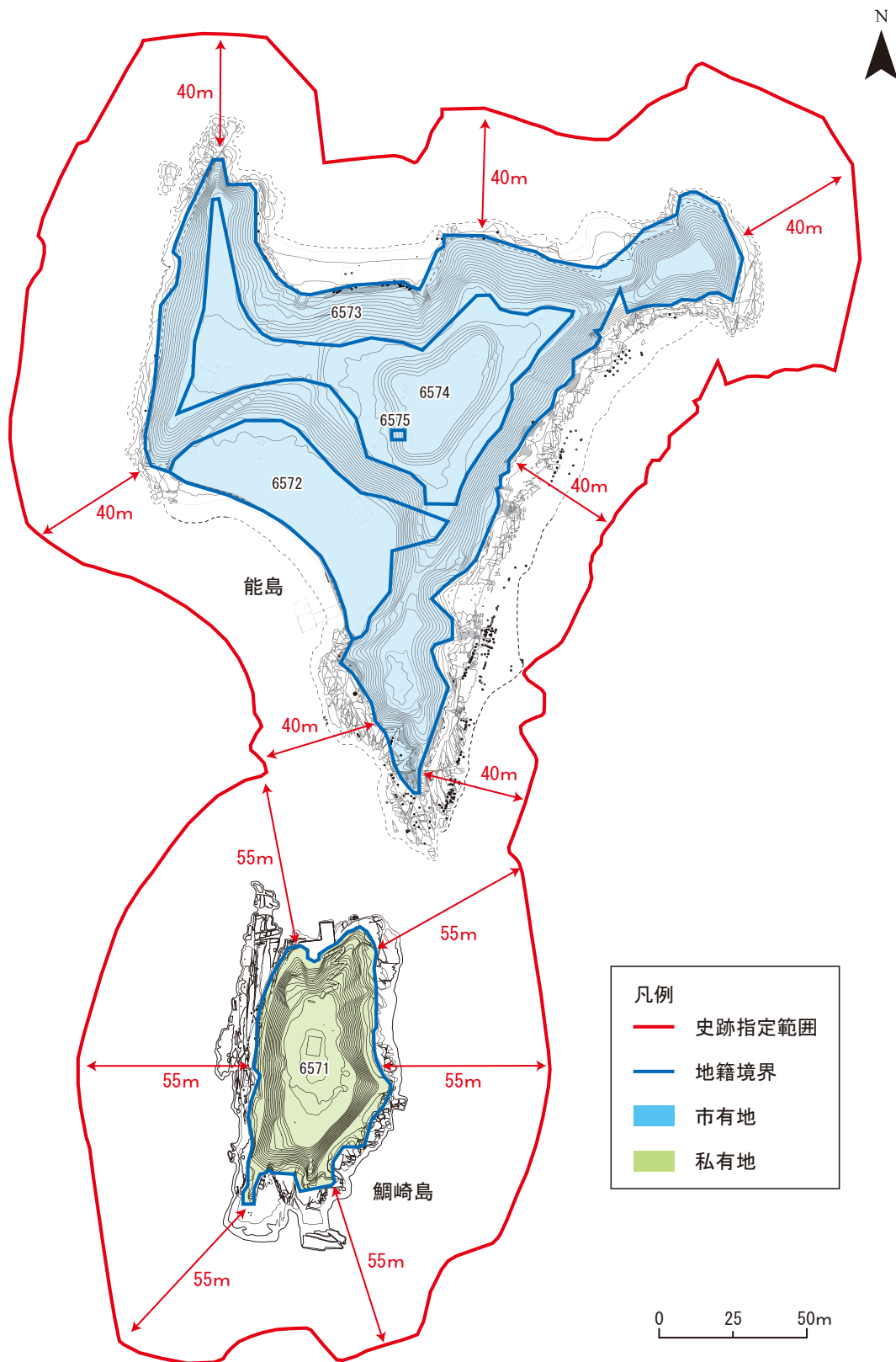


図 12 : 土地利用状況図

## (6) 法規制の状況

本史跡は、能島及び鯛崎島の全体が周知の埋蔵文化財包蔵地及び史跡指定範囲になっており、文化財保護法により保護されている（図15：史跡指定範囲図を参照）。また、瀬戸内海国立公園の第一種特別地域に指定されているため、自然公園法による規制・保護がなされている。

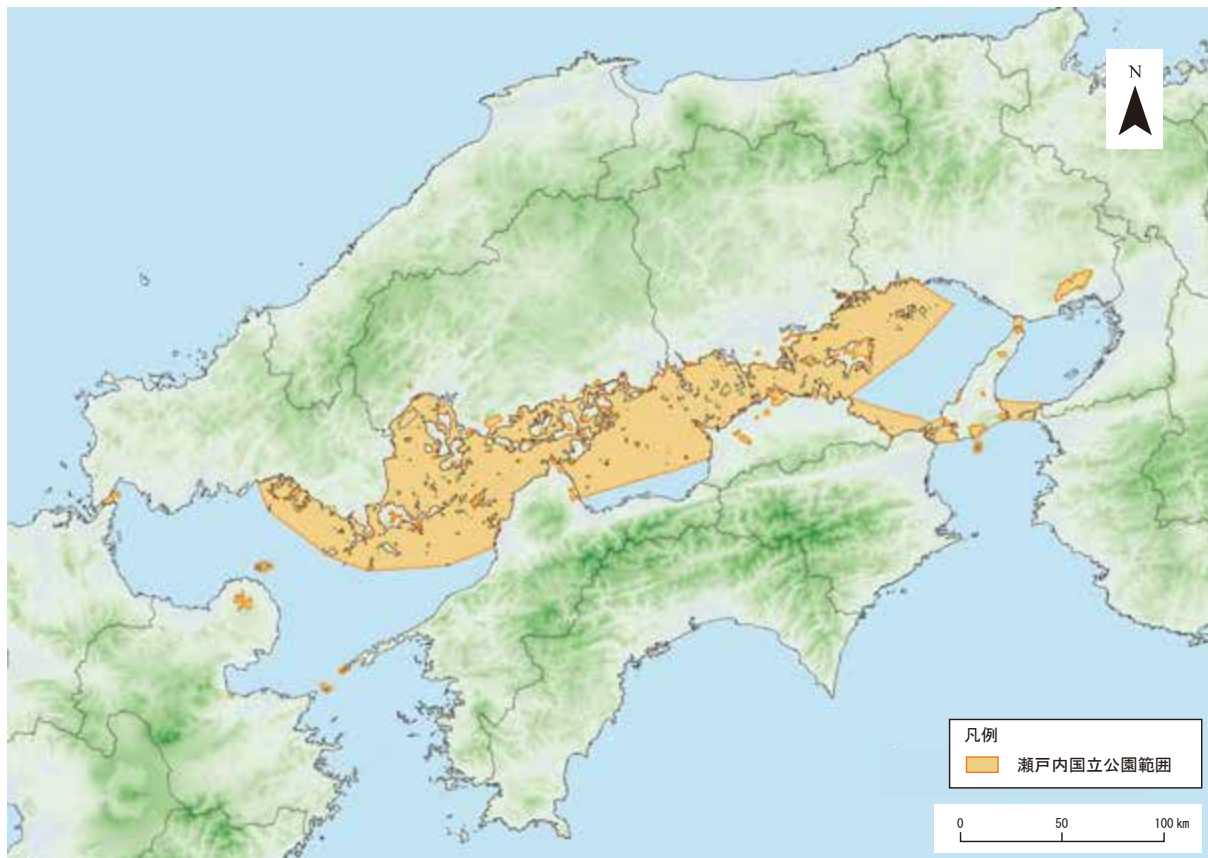


図 13：瀬戸内国立公園範囲図

周辺海域は、漁業法第11条第1項に「都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をすることがあり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見を聞き、漁業種類、漁場の位置および区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業および区画漁業についてはその地元地区（自然的および社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。」と規定されており、その共同漁業権が及ぶ範囲は、愛媛県告示第1436号「燧灘における共同漁業の免許の内容たるべき事項等」に示されている。

共同漁業権は、漁業別に5種類に区分されており、そのうち本史跡の所在する周辺海域には3種類が該当する。なお、本史跡周辺は次項のように定められている。

所在地：愛媛県今治市宮窪町北部地先

免許番号：燧共第103号

第一種共同漁業権：貝類漁業7件（あわび、いがい等）、藻類漁業3件（あおさ、いぎす、わかめ）、その他漁業4件（うに、えむし等）

漁期1：周年13件、期間限定1件（なまこ6月1日～翌年3月31日）

第二種共同漁業権：雑魚建網漁業

漁期2：周年

免許有効期間：2014年4月1日～2024年3月31日

面積（計算値）：1044.4(ha)

外周（計算値）：39441.4(m)

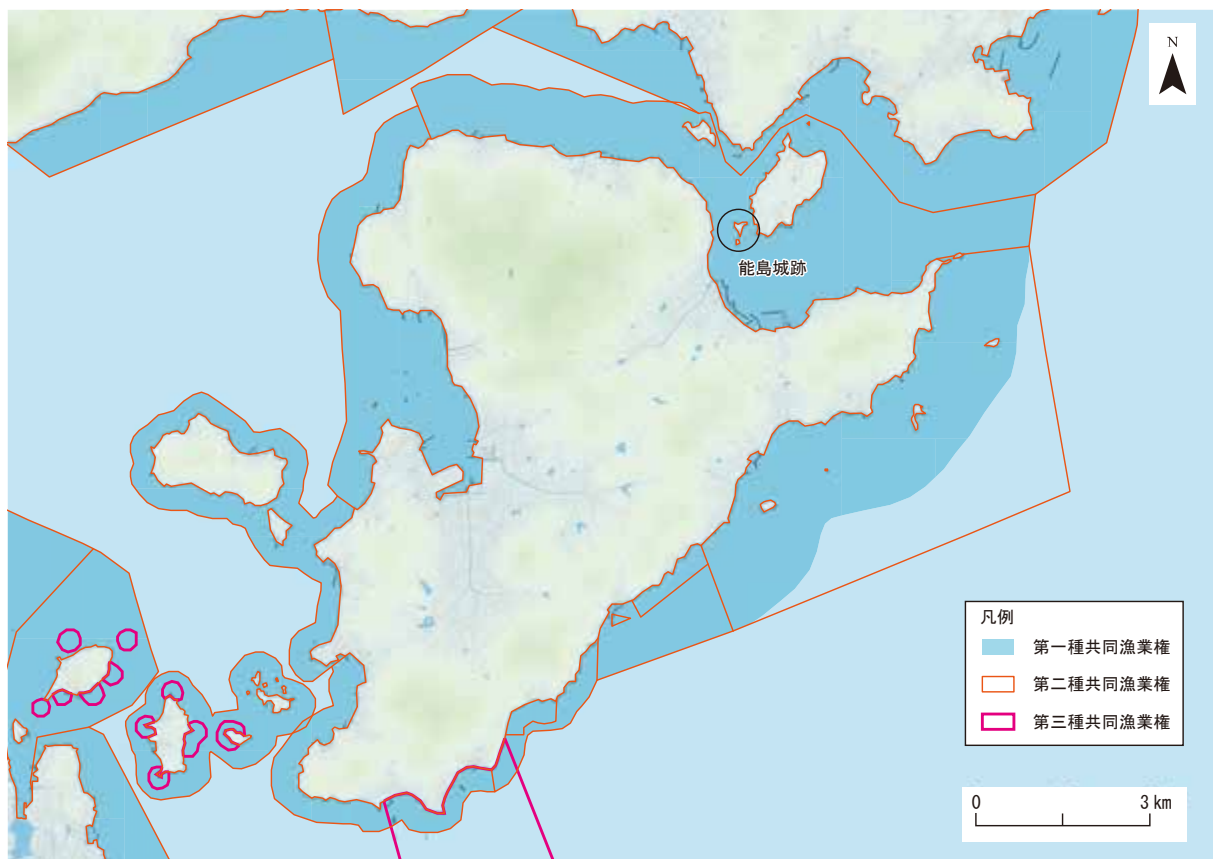


図14：共同漁業権範囲図

#### （7）住民意見

現状では、漁協や周辺住民等への住民意見は行うことができていない。本史跡の整備を行うにあたっては、住民意見の収集を行うとともに村上海賊ミュージアムの来訪者や潮流体験の参加者等にも意見を募っていく。

### 第3章 史跡の概要及び現状と課題

#### 第1節 史跡指定地の状況

##### (1) 史跡の指定

本史跡は、昭和28（1953）年3月31日に国の史跡に指定された。史跡の指定状況は以下のとおりである。

名称	能島城跡（のしまじょうあと）
告示番号	昭和28年文部省告示第11号
指定年月日	昭和28（1953）年3月31日
指定種類	史跡
指定基準	二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
指定地域	今治市宮窪町宮窪 6571、6572、6573、6574、6575 番地の各地先朔望満潮線より40m以内の海面及び岩礁並びに 6571 番地先朔望満潮線より 55m以内の海面及び岩礁
指定面積	17,829 m <sup>2</sup> （能島：15,045 m <sup>2</sup> 鯛崎島：2,784 m <sup>2</sup> ）
所有者	今治市宮窪町宮窪 6571 番地 馬越紋造（住所：表示登記がされていないため住所が設定されていない） 陸之側組（同）、向側組（同）、中村側組（同） 今治市宮窪町宮窪 6572、6573、6574、6575 番地 今治市（住所：愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1）
管理団体	名称 宮窪町（平成17日1月17日以降は今治市） 指定年月日 昭和33年2月6日
指定説明文	<p>芸予海峡に属する荒神瀬戸にあって、南北朝時代村上義弘がこれに拠ったと伝えられ、以後累代の居城であると共に伊予水軍の根拠地となった。</p> <p>海峡の咽喉を扼する位置にある能島の頂上を削平して本丸となし、約三間下方の東、西、南の三面を廻って二の丸がある。北東に突出している出丸は矢櫃と称せられ、海峡を隔てて鶴島に対し、更に南方鯛崎島と相対する処に目一つの鼻と称する出丸がある。三の丸は二の丸の西に接して鍵形の平坦地をなし、その北東に小入江があって船舶の集合に適し、附近を鶴瀬という。能島の南稍々西に狭い海峡を隔てて鯛崎島があり、その頂上は削平されていて、出丸として使用されていた。</p> <p>能島の南部海岸の岩礁上に多数の円柱穴の跡があり、直径約六、七寸のものが多く、稀に約三尺に達するものもあり、深さは著しくない。西岸約三十六間、東岸約三十五間の間に約五六尺の間隔で数列をなしていて棧橋等工作物の跡と認められる。この外小規模のものは北部海岸に二箇所、矢櫃の海岸に一箇所、北東岸に二箇所、更に西岸の平地の砂浜にも本柱根基の埋没しているものが少なくない。これらは何れも棧橋の遺構と認められる。</p> <p>鯛崎島の西岸の岩礁上約五十六間にわたる間に円柱穴の列があって、棧橋の跡と認められ、別に南東の岩礁上にも棧橋の跡がある。北東岸能島に対する岩礁上にも同様の柱穴があって、能島と連絡する構造物があったと認められる。</p> <p>このように本城跡は特殊な構造がよく遺存しているばかりでなく、史上重要な瀬戸内海水軍の拠地として夙に著名であり、学術上価値ある遺跡である。</p>

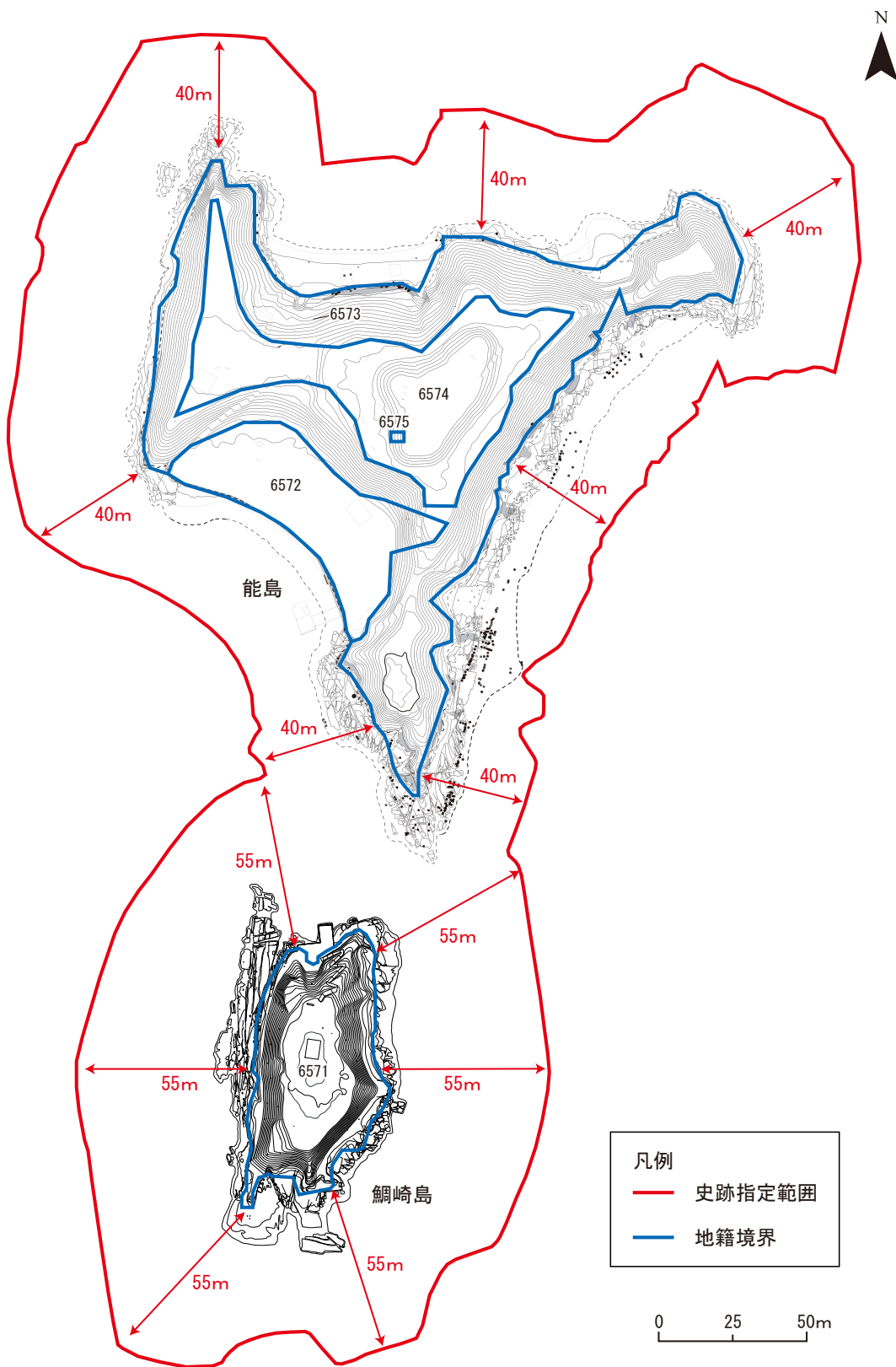


图 15 : 史跡指定範圍图

## 第2節 史跡の概要

### (1) 縄張りと構造

#### 能島

能島は島全体を大きく三段に削平しており、主郭にあたる頂部の郭Ⅰ（標高約25m）、それを取り巻く帯郭の形態を呈する郭Ⅱ、西側に接する郭Ⅲが展開する。また、南側、北東に張り出した尾根にもそれぞれ小規模な郭が形成される。それぞれ郭Ⅳ、郭Ⅴとし、一般的に出郭と評価される。このうち郭Ⅴは、「矢櫃」と呼ばれ、矢を納める櫃ということから弓の稽古場或いは武器庫という伝承がある。さらに、能島南西側には、広い平坦面が形成され、これを南部平坦地と呼び、能島でもっとも下段に位置する郭と考えている。また、属島の鯛崎島の頂部も広い平坦面であることから、郭Ⅵとしている。主な郭は以上であるが、斜面部にも小規模な平坦面が多く形成されている。たとえば郭Ⅱから郭Ⅳへの尾根筋、郭Ⅲの南部平坦地側、船だまりの斜面上である。

現況地形を見る限り、能島城の防御施設は、切岸の機能を果たしたとも考えられる急峻な崖を除いて明確ではない。海岸に面した切岸状の急峻な崖は、人工的か自然地形かの判断は困難であるが、能島周囲を巡る。ただし、切岸の上端、つまり郭の縁辺に土塁が形成されていた明確な形跡は見られない。また、尾根筋を遮断する堀切や、崖面の堅堀も現況では確認できない。

海岸部の船だまりは能島北側の小さな入江で、広い砂浜を形成し周囲の潮流も穏やかかつ船折瀬戸を通過する東西最短の航路に面していることから、能島城の主要な船着場としての機能が想定される。また、東部海岸は、能島で最も長い海岸線を有し、瀬戸に接する北側と南側には磯があり時に激しい潮の流れとなるが、中央部は比較的穏やかである。南西側の南部平坦地に接する海岸は、現在の船着場が設置されているものの、実は干満による潮流の影響が顕著であり、潮止まりとその前後以外の船舶の接岸、停泊は容易ではない。したがって、船の発着や停泊に適した海岸は、船だまりと東部海岸の中央付近となる。

海岸部から郭への城内通路は、比較的勾配が緩やかで、階段状に平坦面が形成される船だまり西側斜面、そして、南部平坦地から郭Ⅲ・郭Ⅳ、東部海岸から郭Ⅳ北側の尾根の少なくとも4ルートが現況の地形からは想定される。それらは現在の園路と同じであるが、仮に現路と往時の城内通路が重なると仮定した場合、虎口構造は単純で、これについても明確な防御性は看取できない。

このように、能島には、郭Ⅰ～Ⅲ、出郭とされる郭Ⅳ・Ⅴ、そして南部平坦地が展開し、それぞれの郭を繋ぐ斜面と、海と郭を繋ぐ斜面は、切岸と考えられる急峻な崖となり、防御性を備えていると考えられる。しかし、切岸を除けば、土塁、堀切、堅堀といった山城に顕著な防御施設は確認できず、また、複雑な虎口構造も見られないなど、総じて簡素な縄張り構造であり、城自体の防御性は低いと考えられる。

なお、詳しくは後述するが、現在に残る縄張りの成立時期については16世紀中葉と考えられる。

#### 鯛崎島

鯛崎島には楕円形状の郭Ⅵ（鯛崎出丸）が形成されており（標高約18m）、頂部に弁才天を祀る祠がある。木造弁才天坐像（今治市指定文化財）は、江戸時代の可能性があるもので、祠は昭和11（1936）年に建築し、現在のものは平成10（1998）年の再建である。木造弁才天坐像が鯛崎島に祀られた由来が明らかではないが、後世の文化財であるため能島城との関連は低いと考えら

れる。また、郭Ⅵ北端には室町時代とされる五輪塔の部材が4基あるが、これらは調査が行われていないため、年代特定には至っていない。ただし、鵜島から搬入されたという古老の証言があり、さらにのちの調査で郭Ⅵに墓地等の供養の対象となる遺構も検出されていないことから、能島城との関連は低いと考えられる。

鯛崎島の周囲には切岸及び天然の崖が巡る。その他に土塁、堀切、柵などの防御施設は見られない。鯛崎海岸の南側、西側には岩礁ピットが多く見られるが、いずれも構造は脆弱であり、列状の配置は看取できない。海岸南端には海上安全の石製地蔵が祀られるが、現在のものは平成2（1990）年頃に設置されたものである。それ以前の地蔵が台風被害により海中に沈下しているという証言もあるが、初代地蔵の年代も明らかではなく、現状では能島城との関連は不明である。

### 自然の防備性

簡素な縄張りである点を根拠として能島城の防御性を低いと評価するのは陸の視点であるとし、縄張図には現れない防御施設の存在を強調した見解がある。すなわち、「海面が堀となり、潮流が土塁」であり、それらを防御施設として活用できる海面上が戦場になるという見方である〔山内1994〕。確かに最大10ノット（時速約18km）にもなる大潮の最強時には高い防御性を発揮したことは疑いようがない。

しかし、これを逆に不安定な防御性とする見方もある〔日和佐2002〕。つまり大潮であっても一日4回、約6時間の周期で潮止まりがあり、大潮満潮時にはむしろ上陸や物資の荷揚げが容易となる。また、小潮時には最大1.4ノット（時速約2km）の時もあり、常時高い防御性を発揮しているわけではない。条件に左右される不安定な防御性であると評価できる。

とはいえ、主戦場は海であり、船による防御ラインの構築がなされていたと考え、言うまでもなく周囲の海は能島城の縄張りの一部として捉えることもできよう。

## （2）発掘調査成果から見る能島城の利用形態の変遷

### 能島城1期（15世紀前半以前）

全3段階に分けられる南部平坦地の盛土整地1段階が完成した時期である。このことを積極的に評価すると、能島で郭の形成が本格的に開始された時期と推測される。能島村上氏による「能島」の利用開始は、出土遺物とその後の連続性を持って安定的に出土する14世紀中頃から後半と考えるべきだが、この時点が「築城」時期となるかどうかは定かではない。文献上の能島村上氏の明確な初見は貞和5（1349）年であるため、発掘調査の成果とも概ね合致する。15世紀前半までには築城が開始され、貿易陶磁器や備前焼の搬入が増加し、利用の本格化が見られる。なお鯛崎島は、この時期の備前焼播鉢などが出土しているため利用は確認できるが、検出された遺構は後述する3期以降と考えられるため、当該期の利用形態は不明である。

### 能島城2期（15世紀中頃～後半）

郭Ⅱ西区で確認された盛土整地は、遅くとも15世紀後半には完成した。その面を利用して掘立柱建物が建築され、地鎮め遺構も確認される。15世紀後半と考えられる地鎮め遺構は、郭Ⅰでも確認され、基礎となる郭配置が構築されていた。加えて、備前焼甕、壺、播鉢、青磁碗、腰折れ皿、白磁皿、土師質土器鍋などの15世紀代の遺物が多く出土することから、明確な郭の形成と活



発な利用が確認される時期と考えられる。この頃の能島村上氏は、小早川氏一族の小泉氏らとともに弓削島の荘園を「押領」するなど（「東寺百合文書」、芸予諸島で盛んに活動している時期と考えられるが、能島城に関連した記述が見られる一次史料は皆無である。

### 能島城 3 期（15 世紀末～16 世紀前半頃）

16 世紀前半には南部平坦地の盛土整地 2 段階が完成し、船だまりや東部海岸から郭Ⅱ南下への城内通路、郭Ⅰの突出部など、各地で盛土整地による城の改修や平坦面の拡大が行われる。各郭で検出された掘立柱建物は 3 期以降の建築・廃絶が顕著であり、遺構からみた盛期と言える。

郭Ⅰは土師質土器皿が出土土器・陶磁器の大半を占め、生活容器が少ないことから儀礼や饗宴の場として利用された。郭Ⅱは東、西、南の各平坦面で掘立柱建物が存在し、その建替えも行われている。

郭Ⅱはおもに居住空間として利用されるが、郭Ⅱ西区では貿易陶磁器の出土量が突出し、奢侈品も多く出土するのに対し、南区では貿易陶磁器の出土量が西区の約 1 割にとどまるなど明確な階層差が看取される。能島村上氏の有力な武将が居住・滞在したとすれば、この西区であったと推定される。郭Ⅱ、郭Ⅲでは掘立柱建物には水溜めと考えられる大型方形土坑が付設されていたと考えられる。

西区直下の郭Ⅲ南区の庇付礎石建物もこの時期と考えられ、郭Ⅱ西区とともに能島城の中核域であったと推測できる。礎石建物は「倉」と考えており、船だまりや南部平坦地で荷下ろしされた物資が、ここに集積された可能性がある。また郭Ⅲ北西部では鍛冶場が営まれ、鉄釘あるいは鉄鏃など生産や補修を中心とした小鍛冶が行われていた。その他、生活容器類の出土状況からも当該期が能島城の盛期とみて差しつかえはない。

### 能島城 4 期（16 世紀中頃～後半）

南部平坦地の盛土整地の最終 3 段階が終わり、現在まで残る郭の最終形態が完成した時期であるが、この 16 世紀中葉を画期として、貿易陶磁器が急激な減少に転じる。16 世紀後半の中国陶磁器も少量ながらも出土が確認できるため、城の利用が継続されていることは明らかだが、例えば前段階に多く搬入されていた朝鮮陶磁が確認できないなど、その様相に変化が見られる。16 世紀中葉を画期として能島城の利用形態や、流通の構造が変化した可能性を示唆していると言えよう。

郭Ⅰ、郭Ⅱ南、郭Ⅲ北西、鯛崎島郭Ⅵで検出された 2 間×2 間の総柱建物跡は、埋土の出土遺物の下限から 16 世紀前葉以降の廃絶と考えられ、その類例が示す時期は 16 世紀後半が中心である。城内での生活感が薄まった 4 期の遺構として捉えるならば、高層の櫓である井楼と考えることもでき、そうであるならば、郭Ⅰ例は宮ノ窪瀬戸の西側、郭Ⅲ例は伯方島と鶴島の間にある船折瀬戸、郭Ⅵ例は燧灘方面の遠望監視、あるいは戦時において切岸や敵船を見下ろす役割があったと想定できる。

また能島と遺物の様相が異なるのは、鯛崎島郭Ⅵである。16 世紀中葉の様相を示す中国陶磁器の出土が目立ち、見近島や湯築城 2 段階のあり方〔柴田 2001〕と類似している。鯛崎島ではこの時期まで盛期が継続した可能性がある。その背景として、軍事的緊張の高まりによる燧灘方面の監視の強化などが想定され、鯛崎島の利用が活発化した可能性がある。武器・武具類の出土数が郭Ⅲ南区と並んで他の郭よりも目立つことも無関係ではないだろう。

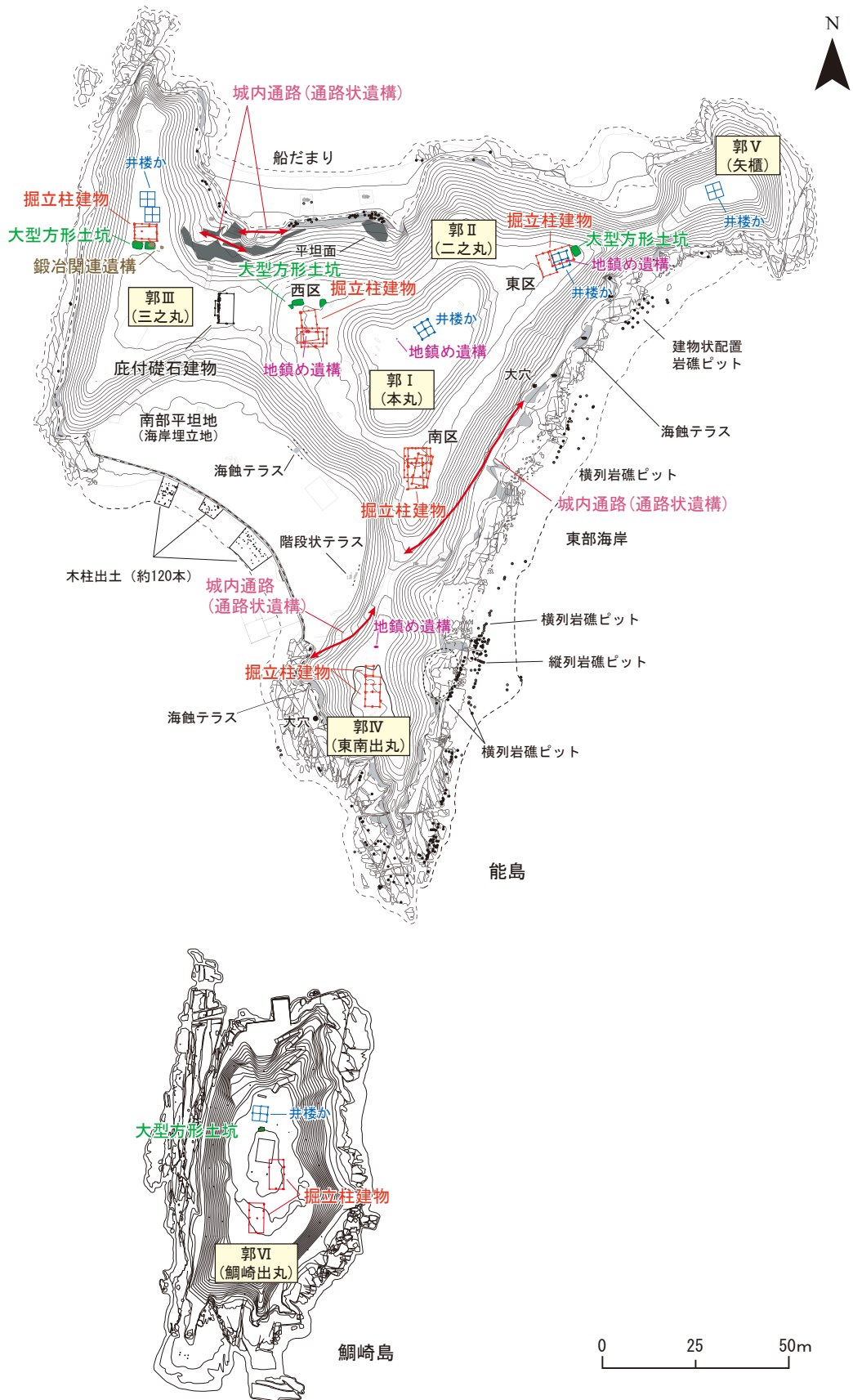


図 16 : 遺構分布図

### 第3節 史跡の本質的価値と構成要素

#### (1) 史跡の本質的価値

保存活用計画にて整理した、文化財指定に係る経緯、それに伴う調査、また史跡指定以降に実施された発掘調査、文献等資料調査などの研究成果を踏まえ、本史跡の本質的価値を以下のように整理した。

#### ①小島全体を城郭化した希有な構造

能島城は、瀬戸内海を支配した海賊衆、能島村上氏の城郭であり、14世紀中頃から後半以降に築城され、16世紀末頃まで機能した「海城」である。能島城の最大の特徴は、小島全体を城郭化したその構造の特殊性にあり、能島城の他にも岡島城、大可島城、甘崎城、九十九島城、務司城、中途城、来島城、怪島城、鹿島城など芸予諸島及びその周辺に類例が集中しているが、最も保存状態が良好でその価値が容易に把握できる存在が能島城であり、唯一の国指定史跡となっている。

#### ②開放的な縄張りとは海岸整備

能島城の特徴として、切岸と思われる急峻な海蝕崖を除き、土塁・堀切・虎口・郭を囲む柵などの防御施設の痕跡がみられないことと、芸予諸島の海辺の中世城郭などに特徴的な岩礁ピットや海蝕テラスを設け、船の発着の利便性を高めており、海に対して開放的な構造であることが挙げられる。船だまりは対外的な玄関口、東部海岸は船置場やメンテナンスの場所、南部平坦地は荷揚場等の多目的なヤードとして利用されたと考えられる。

#### ③居住空間としての城

かつては、軍事施設としての出城や見張り場として評価され、その居住性の低さが想定されてきたが、発掘調査により、何度も建て替えられた掘立柱建物跡や、貯蔵・煮炊・調理・食膳用の土器・陶磁器など居住に伴う容器類が質・量ともに豊富に出土し、恒久的な生活の場であったことが証明された。その中には高級で珍しい中国陶磁器も多く含まれ、物資流通に深く関与した海賊衆の姿を垣間見ることができる。また、生活とともに漁網に使用した土錘が大量に出土し、能島城が海賊の生業とも密接に関係していることが示された。

能島城の最終段階である16世紀中頃から後半には物量は減少するが、継続的な利用は認められることから、対岸（水場）などへの拠点の分散化が想定される。

#### ④存続期間の長さとは利用形態の変遷

能島城が存続した14世紀中頃以降から1587年頃の間、能島村上氏を取り巻く政治的情勢や当主の交代、流通をめぐる構造の変化、上乘りなどの生業の活発化による海上交通の掌握の必要性など、様々な要因を背景として能島城の役割が変化すると推測され、盛土整地による郭の拡大や遺物量の増減、16世紀中頃の鯛崎島の利用の活発化はこれらの事情を反映したものと考えられる。

かつては、軍事拠点としての役割のみが強調されてきたが、近年の研究により、平時の海上活動の拠点としての役割が重要であり、その活動に従事した海賊の生活の場であったことが明らかになってきた。また、こうした背景のほかに、瀬戸内海航路に海賊の「ナワバリ」を形成し、それを主張するために城が存在したということが考えられる。瀬戸内海の手海賊の生業は、物資流通へ

の深い関与とともに自らの海域を通過する船から通行料を徴収することであったが、それは航行しようとする海域が、海賊たちが長い間に作り上げた生活の場、いわば「ナワバリ」であったからで<sup>註)</sup>、その「象徴」としての普遍的な存在が能島城であった。

註) 山内譲氏は、著書『海賊の日本史』（講談社現代新書、2018年）の中で、海賊たちが長い間に作り上げた生活の場を「ナワバリ」と表現している。本文における「ナワバリ」は「支配海域」と読み替えることもできる。

①から④の内容を踏まえて、能島城跡の本質的価値を次のとおりまとめ、明確化する。

### 【能島城跡の本質的価値】



(2) 史跡の構成要素

保存活用計画にて、史跡の本質的価値を踏まえた現状の本史跡に分布する諸要素を以下のように分類した。

		項目	概要
計画対象範囲	史跡指定地内	【A】本質的価値を構成する諸要素	本史跡の本質的価値となる要素である。 郭、岩礁ピット、海蝕テラス、地下遺構等が該当する。
		【B】本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
		【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素	本史跡の保存・活用のために整備された諸施設である。サインやベンチ、園路、四阿、便所等の各種便益施設が該当する。
		【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	本史跡に直接関係しない要素や保存・活用上、影響を及ぼす要素で除却・移転・保全等を検討すべきものである。石造物、サクラが該当する。
	【B-3】その他の諸要素	能島城廃城後の歴史や地域の伝承に関する諸要素である。祠や木造弁才天坐像、地蔵が該当する。	
史跡指定地外の周辺環境を構成する要素			
		【C】史跡の理解に有効な諸要素	史跡指定地外であるが、本史跡を理解するうえで有効な要素である。村上海賊ミュージアム等が該当する。

史跡指定地内の構成要素

要素の分類	地区	要素	
【A】本質的価値を構成する諸要素	能島	郭（地下遺構を含む）、 切岸及び天然の崖（通路状遺構を含む）、 石積、木柱、船だまり、海蝕テラス、 岩礁及び岩礁ピット	
	鯛崎島	郭（地下遺構を含む）、 切岸及び天然の崖（通路状遺構を含む）、 岩礁及び岩礁ピット	
【B】本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素			
【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素	能島	保存施設	消波捨石、石塁
		公開活用施設	接岸施設、史跡指定碑、標柱、 解説サイン、園路、便所、四阿、 ベンチ
鯛崎島			接岸施設、石碑、園路
【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	鯛崎島	歴史的構造物	石造物
	能島及び鯛崎島	植生	サクラ
【B-3】その他の諸要素	鯛崎島	歴史的構造物	祠、木造弁才天坐像、地蔵

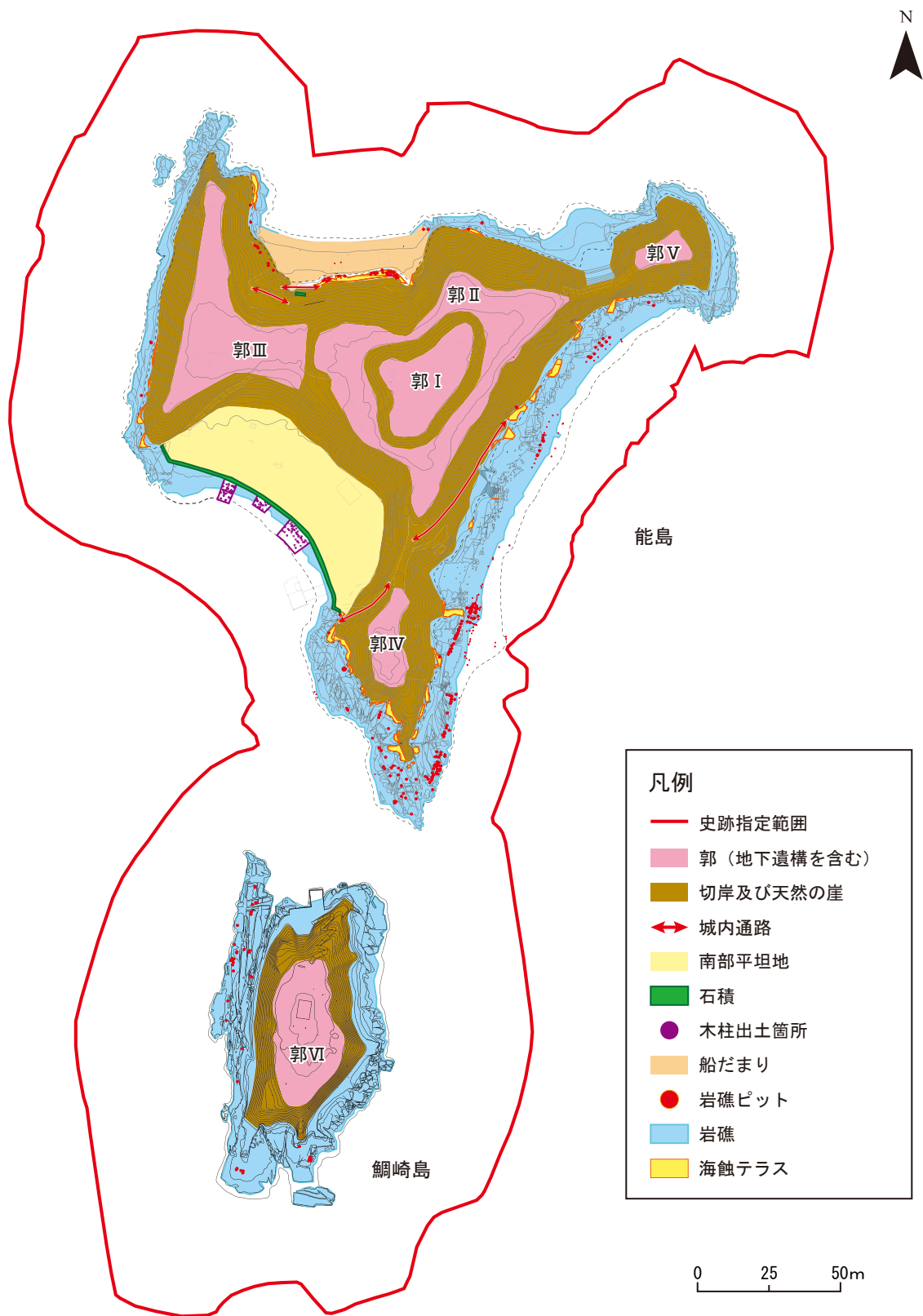


図 17：構成要素分布図（本質的価値を構成する諸要素）

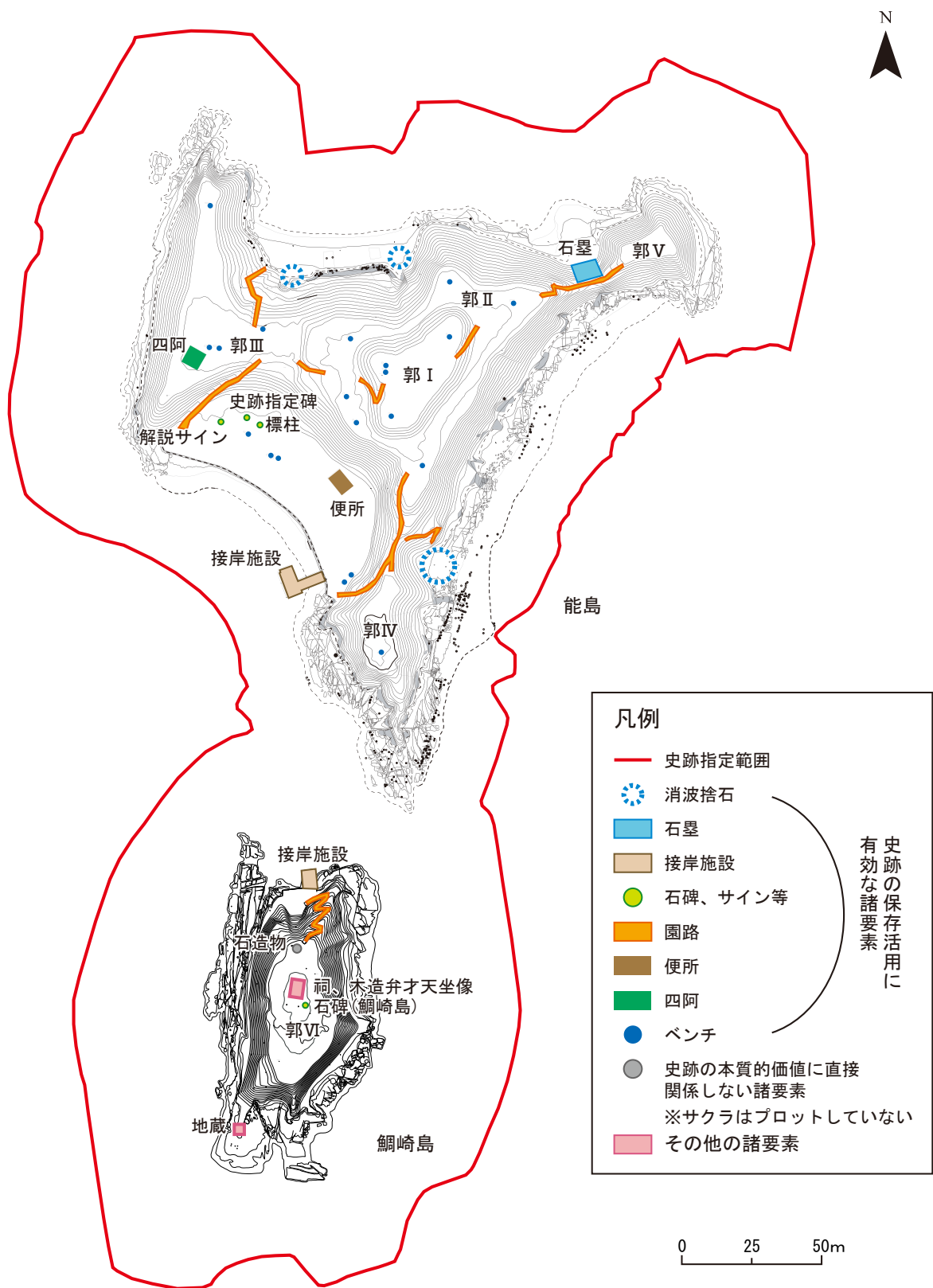


図 18：構成要素分布図（本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素）

## 第4節 整備・活用の履歴

### (1) 保存と整備の経過

本史跡は、昭和28（1953）年に国指定史跡となり、昭和48（1973）年には愛媛県から『水軍文化の里』に選定され、県の補助による「文化の里整備事業」を実施した。この事業により、本史跡の環境整備のみならず関連文化財の分布調査も実施した。

平成2（1990）～4（1992）年度には、棧橋・四阿・便所・園路・ベンチ等を整備した。このような国・県の補助を受けて行政が行う事業以外にも、地域住民による草刈りや清掃、村上海賊の歴史文化を活かしたまちづくりなど、さまざまな取り組みが実施されてきた。

平成13（2001）年からは、本史跡の保存活用を目的とした「史跡能島城跡保存整備事業」が開始された。波浪などの影響によって、近年急激に島の崩壊や棧橋の欠損が進行し、早急な整備の必要が生じたことが事業開始の背景にあるが、「史跡能島城跡保存活用基本構想」を策定して、長期計画のもと本史跡の保存と活用を図ることとなった。

また本史跡は、これまで本格的な発掘調査は行われていなかったため、遺構の現状や城の機能など、適切な活用をするために必要な情報が乏しかった。そこで、整備に伴う調査を通じて本史跡の考古学的研究を進めていくことも本事業の目的の一つとして位置づけた。その成果の概要については本節にて述べたとおりである。これまでの史跡整備の履歴は表1のとおりである。

表1：史跡整備履歴表

時期	史跡整備等の内容
昭和28年	○国史跡指定（3月31日）
昭和48～49年	○環境整備、看板の設置 ○海岸の石垣修理
昭和51年	○ゴミ箱、ベンチの設置
昭和52年	○歩道（園路）の整備 ○便所・案内板の設置
平成2年	○接岸施設整備工事
平成3年	○廁（便所）・石塁整備工事 ○床几（ベンチ）の設置 ○除間伐・植栽
平成4年	○見張場（四阿）・石塁・登城路（園路）整備工事
平成10年	○鯛崎島弁才天祠の再建
平成11年	○鯛崎島埠頭（接岸）敷設 ○鯛崎島登道（園路）整備
平成13年	○能島接岸施設改修工事
平成14年	○鯛崎島登城路（園路）整備工事（弁才天祠参拝者の安全確保等） ○雑木の伐採
平成15年	○史跡能島城跡保存活用基本構想策定 ○雑木の伐採（船だまり）
平成17年	○船だまり整備工事実施設計 ○雑木の伐採（船だまり）
平成18年	○船だまり整備工事（平成19年へ繰越） ○東部海岸整備工事実施設計（平成19年へ繰越）
平成20年	○東部海岸整備工事 ○史跡能島城跡整備基本計画策定業務委託
平成25年	○雑木等伐採委託業務
平成26年	○雑木等伐採委託業務
平成27年	○雑木等伐採委託業務
平成28年	○雑木等伐採委託業務
平成29年	○雑木等伐採委託業務
平成30年	○雑木伐採等委託業務



## (2) 保存整備

### i) 昭和 48 (1973) ～49 (1974) 年の復旧工事について

昭和48 (1973) ～49 (1974) 年に能島の南部平坦地にある石積の復旧工事を行った。



昭和 48～49 年の南部平坦地の石積復旧工事後

### ii) 平成18 (2006) ～20 (2008) 年の整備工事について

能島、鯛崎島で最も斜面災害が著しい場所は能島北側の船だまりであった。そこで平成17(2005)年度に発掘調査を行い、平成18・19(2006・2007)年にかけて斜面及び海岸部の整備工事を行っている。船だまりに次いで斜面の崩落や海岸浸食が著しく、またその危険性が高いと判断されたのが東部海岸であった。平成18・19(2006・2007)年度にかけて発掘調査及び実施設計を行い、平成20(2008)年に工事を実施した。船だまりと同様に斜面保護や浸食部分への消波石積工を行い、東部海岸では既存園路の改修を行った。

海岸部については、南部平坦地を除き、緊急的な整備を実施した。その後、雨水流出や樹木が遺構に及ぼす影響が危惧されている郭の整備に伴う発掘調査を順次実施し、平成27(2015)年度に予定していた調査を終えた。



平成 20 年度整備東部海岸園路改修後



消波捨石 (東部海岸)



消波捨石 (船だまり)

### iii) 継続的な樹木の伐採について

本史跡では、樹木の根が遺構や遺物に影響を与えている。影響の度合いについて調査を行った結果、昭和の時代に植樹されたソメイヨシノの根が岩盤上を這い、浅い土坑に納められていた土師質土器皿 28 点や銭貨 82 点の上や折り重なる中を伸長し、それらを破壊していることが判明した。その他の部分でも、根が柔らかい柱穴の埋土や、脆い岩盤の亀裂に入り込み、遺構を破壊していることや、斜面を覆いつくしたクヌギの根が、表土と岩盤の間や岩盤の亀裂に入り込み、斜面崩落を招いているのと同時に、台風時に岩盤を抱いたまま倒れ、遺跡を大きく破壊する危険性を示唆した。

そこで、斜面のクヌギなどの高木については、専門家の指導に従い、平成 25（2013）年から計画的に伐採を行い、現在は郭の段が外部から視認できる状態に管理されている。一方、ソメイヨシノについては、現地説明会やシンポジウム、住民説明会を実施し、伐採や一部への集約などの対策を協議している。



サクラの根による遺構の破壊



岩礁への樹根の浸食状況

#### iv) 近年の豪雨による被災について

平成30年7月豪雨の総雨量は426mm、24時間最大275.5mm、最大時間雨量は28.5mmであり、その数字が示すとおり、これまで経験したことのない激しい豪雨であった。本史跡では4か所6地点で斜面崩落が確認された。

最も広範囲に被災したのは、能島北部の船だまりに面した斜面である。上部はオーバーハング地形になり、中位では、表土が流出し、地山が露出した。斜面の通路状遺構の土留となる中世段階の石積は、その一部が崩落、あるいは土砂で覆われた。郭Ⅰ（本丸）西側の園路付近も崩落し、郭Ⅰへの登城が困難な状態となった。郭Ⅰ西側も盛土によって郭が成形されており、その一部が崩落している。崩落部から流出した土砂は、南部平坦地に面した斜面にまで及んでいるが、遺物が多く含まれており、後日、その採集を行った。南部平坦地に面した郭Ⅲ下の斜面も表土が崩落したことで、園路に堆積し、通行不可となった。鯛崎島北側斜面では、表土とともに地山が大きく崩落し、岩盤面が露出していた。園路の一部も崩落しており、鯛崎出丸への登城が不可能な状態であった。また、同年には平成30年7月豪雨のほかに、台風24号による法面の崩落等も確認されている。

また、令和2年7月豪雨では、総雨量が128mm、24時間最大が83.5mm、最大時間雨量が23.5mmとなり、平成30年7月豪雨と比べると雨量は少なかったが、本史跡内で6か所の斜面崩落が確認された。

被災状況が大きかったのは、南部平坦地に面した斜面である。南部平坦地北側では、斜面全体の表土が広範囲に流出し、地山が大きく露出した。郭Ⅲへ上がるための園路が土砂で覆われ、登るのが困難な状態となった。南部平坦地東側でも、部分的に上部から表土が流出し、地山が露出した。郭Ⅰ（本丸）南西側や、能島北部の船だまりに面した斜面の上部、鯛崎島西側の斜面も、表土が流出し、地山が露出したが、郭Ⅲ北側では、表土とともに地山も大きく崩落し、岩盤面が露出している状態となっている。

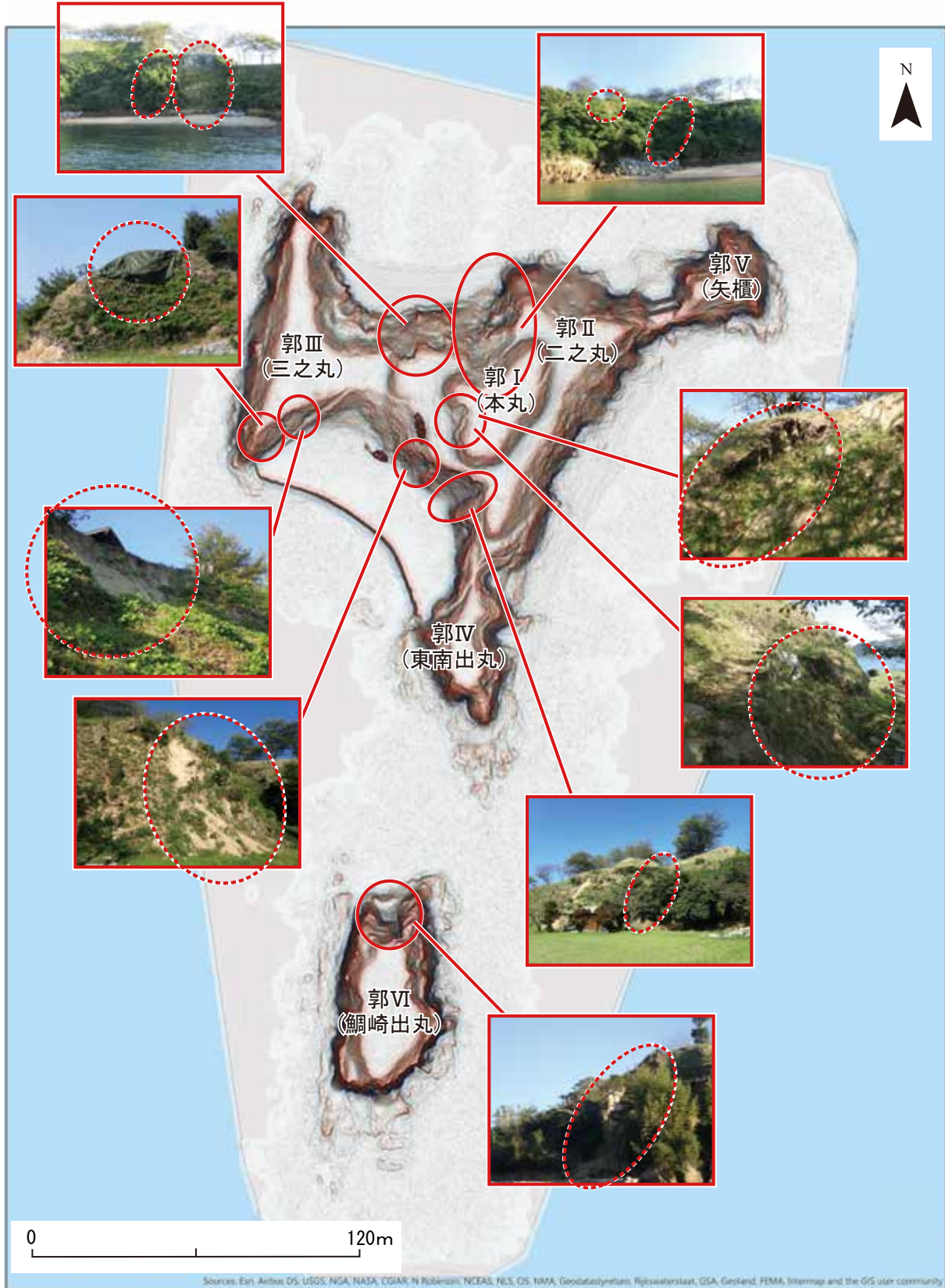


図 19 : 平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年台風 24 号による法面崩落の分布

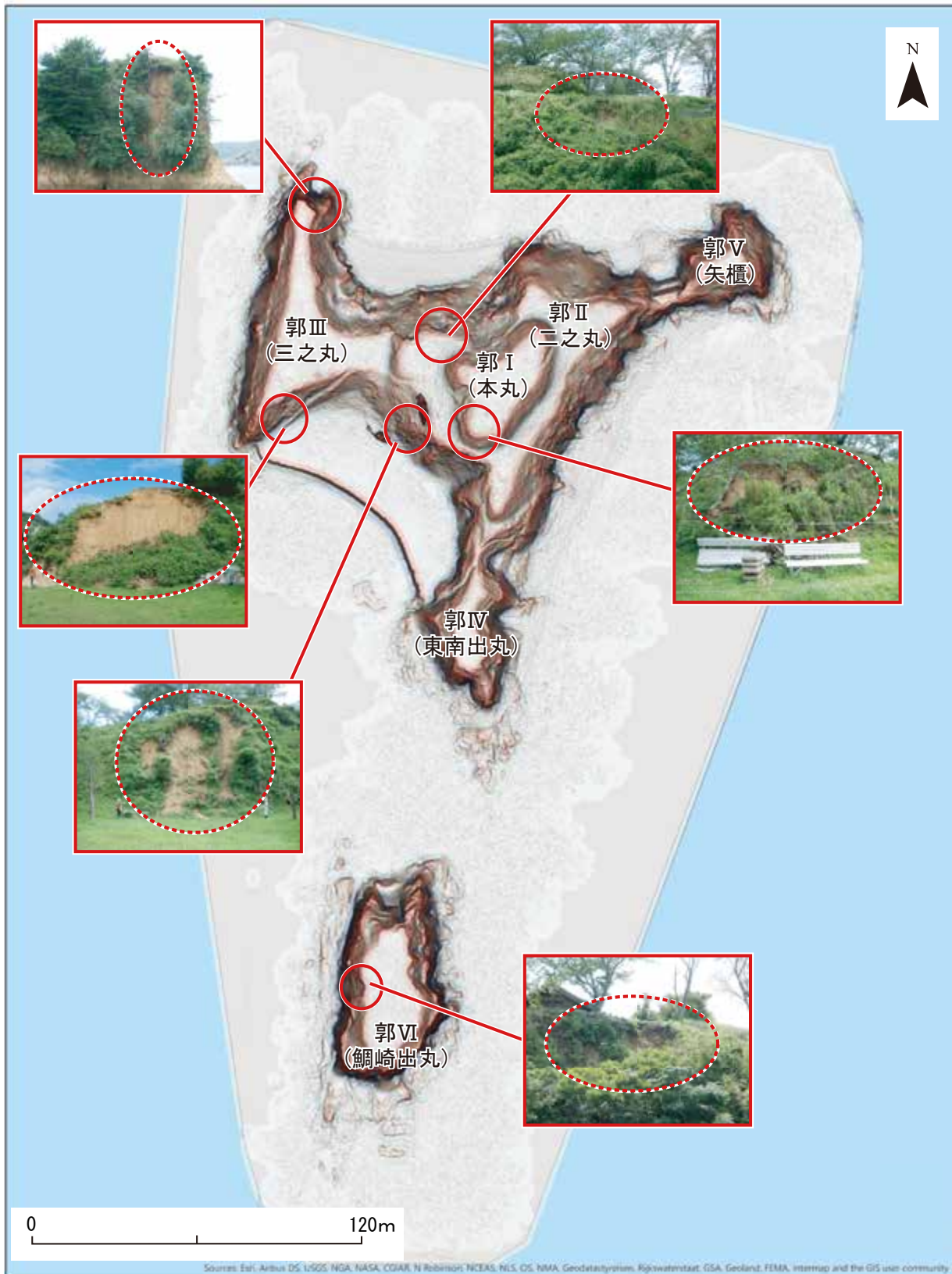


図 20 : 令和 2 年 7 月豪雨による法面崩落の分布

v) サクラの取り扱いについて

本史跡は、瀬戸内海国立公園特別地域内に位置しており、国立公園の所管庁である環境省と協議を行う必要性があった。そのため、令和2（2020）年7月に、松山自然保護官事務所及び高松自然保護官事務所と協議を行った。その際、「瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）管理計画書」（平成22（2010）年度策定）に、概況として「能島は、国の史跡に指定されている村上水軍の城跡があるほか、昭和6年に植えられた約2,000本のソメイヨシノの名所となっている。」とあり、その保全戦略として「能島のソメイヨシノは樹勢が衰えているため、史跡にも配慮しながらその保全に努める。」と記載があるため、現時点ではサクラをすべて伐採することは難しいとの見解であった。しかし、本史跡の事情を鑑みて、次期改訂時に記載内容の変更を検討予定としているため、今後、本計画等の進捗状況を環境省に報告していき、引き続き協議・調整を行う。



昭和10年頃の能島城跡（鶴島から撮影）

(3) 活用整備

i) 昭和52（1977）年の整備工事（園路、便所、案内板）について

昭和52（1977）年に、能島の整備工事を行った。郭Ⅰ～郭Ⅱ、郭Ⅱ～郭Ⅲ、南部平坦地～郭Ⅲを結ぶ擬木の階段を計4か所に設置し、南部平坦地には便所を1基設置した。また、南部平坦地～郭Ⅲを結ぶ階段下の法面には、法面保護を目的とした木柵による土留工を行った。

【昭和52（1977）年の整備工事写真】



階段（郭Ⅰ～郭Ⅱ 東側）



階段（郭Ⅰ～郭Ⅱ 西側）



階段（郭Ⅱ～郭Ⅲ）



階段（南部平坦地～郭Ⅲ）



便所



土留工

ii) 平成2 (1990) ~ 4 (1992) 年度整備工事について

平成元 (1989) ~ 4 (1992) 年度にかけて、能島の環境整備事業を行った。平成元 (1989) 年には、能島接岸施設設置業務のための調査として平面測量・深浅測量・土質調査・栈橋設計を行い、測量データに基づいて接岸施設の設計を行い、平成2 (1990) 年度に接岸施設及び栈橋の設置を行った。平成3・4 (1991・1992) 年度には、史跡保存のため雑木の伐開を行い、その他に史跡の公開や散策を容易にするための園路、史跡保護のための石塁、休憩所として便所、四阿、ベンチの整備を行っている。

【平成2 (1990) ~ 4 (1992) 年度の環境整備事業 (写真)】



接岸施設 (能島)



雑木間伐後



石塁 (南部平坦地北側)



石塁 (郭II ~ 郭Vの間)



園路 (南部平坦地 ~ 郭IV)



園路 (郭IV ~ 東部海岸)



園路 (郭II ~ 郭IV)



園路 (郭I ~ 郭II)



園路 (郭II ~ 郭V)



園路 (郭III ~ 船だまり)



便所



ベンチ



四阿

能島の接岸施設については、海水や雨水により施設を覆う木材の腐敗や老朽化が進み、施設の安全面や管理上支障を来したため、平成13（2001）年度に改修工事を実施した。また、鯛崎島の登城路については、路面が土であるため雨水により浸食され、維持管理等に支障をきたす状態であった。そのため、平成14（2002）年度に改良工事を実施した。同年度には、能島の遺構測量調査実施にあたり、各郭と南部平坦地、その周辺の雑木の伐採も行った。

【平成13・14（2001・2002）年度の保存整備事業（写真）】



接岸施設（能島）



園路（鯛崎島）

iii) 現在の活用状況

無人島である本史跡には、現状では定期航路がなく、アクセス方法は、漁協による能島上陸&潮流クルーズや潮流体験に限られている。能島上陸&潮流クルーズでは、村上海賊ミュージアムのボランティアスタッフであるミュージアムパートナーが同行し、解説を行っており、参加者には村上海賊ミュージアムが情報提供を行っている島内散策マップが配布されている。また、潮流体験では、遊覧船内で本史跡に関する解説を放送しているほか、海上を周回して本史跡を間近に眺めることができる。

本史跡の本質的価値を伝える役割を担っているのは、ガイダンス施設である村上海賊ミュージアムである。村上海賊ミュージアムでは、本史跡の出土品や調査成果、村上海賊に関する各種史料を展示している。また、調査研究・資料の収集保管・教育普及活動として出前講座やシンポジウム等も行っており、関連イベントに多数参加している。日本遺産魅力発信推進事業として、日本遺産「村上海賊」の情報発信のため、本史跡を代表とする構成文化財の情報をパンフレット・ホームページ・SNS等で発信をしている。また、出土した土錘を再現する体験学習等の実施や、公民館事業「まちなか探検学習」の補助も村上海賊ミュージアムが行っている。



まちなか探検学習での土錘づくりの様子



能島城跡親子見学会の様子



小学校出前授業の様子

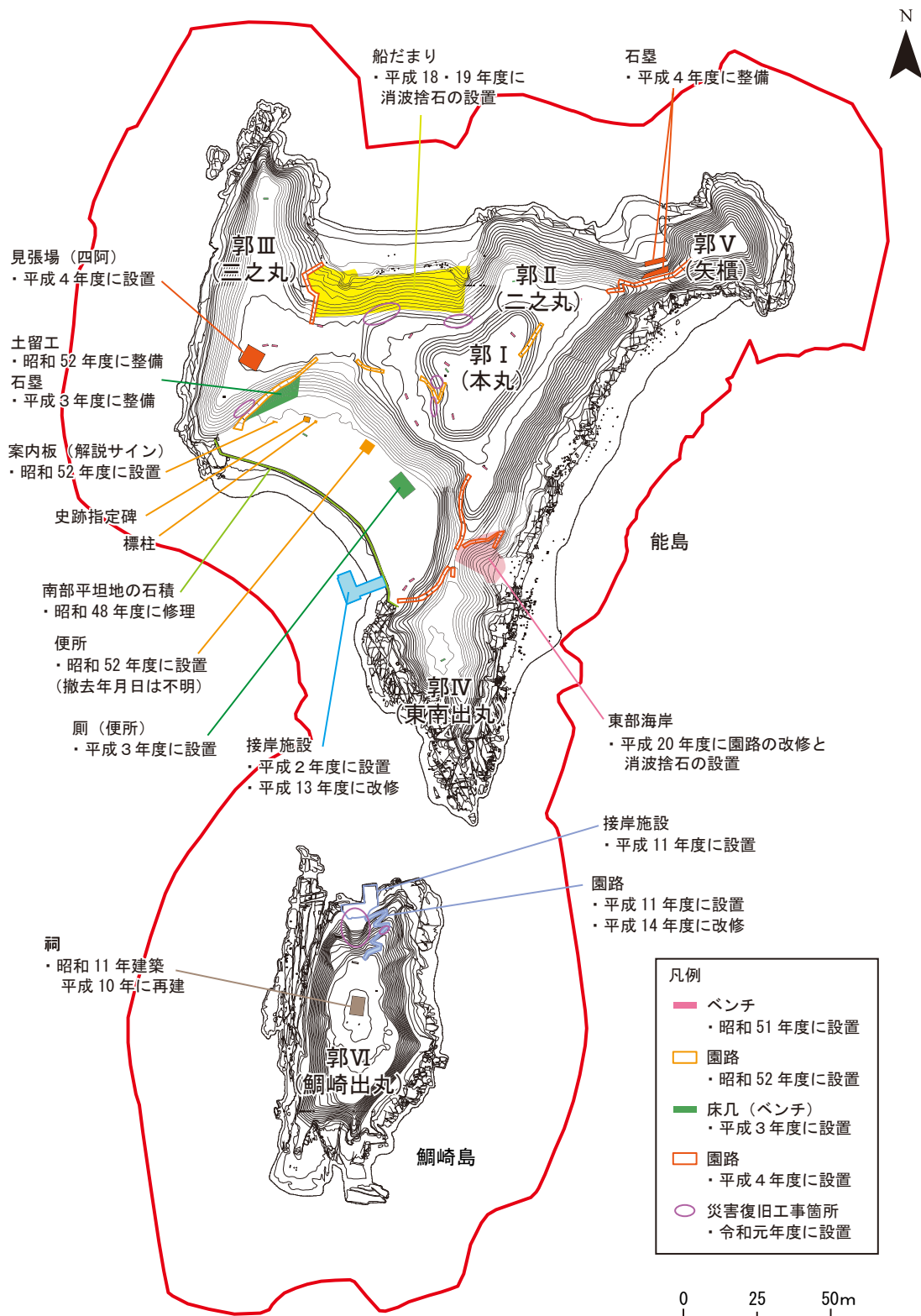


図21：整備履歴平面図



## 第5節 現状と課題

本節では、前章までの現状及び調査成果を踏まえた課題を、保存のための整備と活用のための整備に分けて記載する。

### (1) 保存のための現状と課題

本史跡の保存を脅かす要因には、雨水や植生のほか、潮流・潮汐や航跡波、台風による波浪等がある。このほか、史跡の本質的価値に直接関係のない不要構造物も存在している。

以下に、保存を脅かす要因や不要構造物についての現状と課題を示す。

#### i) 雨水等による斜面崩落

本史跡の保存を脅かす要因の第一に、雨水による表面浸食・法面（切岸）の崩落が挙げられる。雨水による浸食は、郭の縁辺部の破壊要因であるとともに、切岸及び天然の崖の崩落を招く原因にもなっている。特に切岸である海岸に面した急峻な崖の被害は深刻で、近年頻発する集中豪雨によって大きな被害を受けている。このように雨水対策は、近年の気候変化や集中豪雨等により、更なる本質的価値の崩壊が進行する恐れがあるため、早急な対策が必要である。

今治市は、平成20（2008）年度に雨水排水基本計画を策定し、将来的な遺構の整備とともに雨水排水対策まで行うことを計画していたが、平成30年7月豪雨により、懸念されていた表層破壊や切岸の崩落が現実のものとなった。令和元（2019）年度に復旧工事を開始し、令和2（2020）年3月には完了したが、令和2年7月豪雨により、再び斜面崩落が発生した。



豪雨災害の被害状況

これまで表面浸食及び法面（切岸）の崩落原因は、雨水の排水によるものと考えられてきたが、表層水の水みち調査や地質調査を行っていないため、表面浸食及び法面（切岸）の崩落メカニズムの解明ができておらず、根本的な原因も明らかになっていない。また、崩落防止のための工法選定を行うには地質構成を明らかにする必要もあり、保存整備をしていくための基礎データが揃っていないことも課題として挙げられる。

最優先事項として、災害復旧が急務であるが、近年頻発する集中豪雨や大型台風の影響により、今後においても他の地点で斜面崩落が起きることが考えられるため、表面浸食及び法面（切岸）の崩落メカニズムの解明や雨水排水による法面崩壊防止に係る基礎データの収集と保存整備のための具体的な対策を検討する必要がある。

#### ii) 潮流・波浪・航跡波による海岸浸食

本史跡の保存を脅かす要因の二つ目として、本史跡の特徴でもある激しい潮流と波浪による海岸部の浸食と崩壊が挙げられる。最大10ノット（時速約18km）にもなる潮流が6時間おきにその流れを変え、長い年月をかけて岩礁及び岩礁ピットを少しずつ浸食している。また、台風時の高潮は、岩礁の裾をえぐり、オーバーハング地形を形成する。岩礁裾の浸食と、第一の要因である

雨水排水とが相まって、斜面の大崩壊を招くと考えられる。平成30年7月豪雨で被害を受けた船だまりではオーバーハングした部分に土のうを充填するなど対策を行ったが、今後はその対策の強化が必要である。

干満、高潮は自然現象であるためやむを得ない部分もあるが、新たな問題として、漁船や貨物船などが通過する際に発生する航跡波の影響が挙げられる。近年では、本史跡周辺の海上において船の高速化や大型化により波高が増大している状況である。

波が収斂される湾部については、既に消波捨石などを備えて対処しているが、範囲が限定的であり、岩礁全体を保護することはできていない。しかし、全面的に消波のための施設を整備するには、莫大な費用がかかると同時に、史跡景観及び自然景観に大きな影響を及ぼすことが考えられる。また、漁場に対しても問題が生じるため、適切な手法の検討が必要である。なお、工法の検討、選定にあたっては、事前に海水面以下の岩礁の地形測量を行うなどの現況把握も必要である。



大型岩礁ピットの浸食状況



鯛崎島のオーバーハング地形

### iii) 樹木による遺構の破壊及び景観阻害

本史跡には、昭和6（1931）年から断続的に植樹されたソメイヨシノが生育しており、それが本史跡の保存を脅かす要因のひとつになっている。このソメイヨシノの多くは、郭の縁辺部に植樹されており、伸びた根が地盤に凹凸を形成することによって水みちを形成し、そこを雨水が集中的に流入することで郭や切岸及び天然の崖の崩落を招く原因となっていると考えられている。また、これまでに行われた発掘調査によって、ソメイヨシノの根により遺構が破壊されている状況も明らかとなった。この他、点在するクヌギ等の高木や枯損木も切岸及び天然の崖の崩落を招く原因になっているものもある。

また、ソメイヨシノは長年「能島のサクラ」として親しまれてきたものの、城跡としての価値の理解を妨げているとともに、てんぐ巣病やこうやく病に罹り、寿命も近い状況となっている。さらに、ソメイヨシノ以外の高木や枯損木も点在しているなど、本史跡内に生育する樹木は、史跡としての景観を阻害していると言える。このように本史跡に生育している樹木は、遺構保存に大きな影響を与えているだけでなく、城跡という史跡としての景観の阻害要因となっている。このように植生対策は、植物そのものによる悪影響も確認されている上、雨水対策を進めていく上において障害にもなっているため、早急に対策が必要である。

こうした状況を受けて今治市は、切岸及び天然の崖の崩落等に繋がる樹木の伐採を段階的に行っている。整備を行うにあたり、全面的な伐採をしていくためには、どの樹木がどのように影響を及ぼしているのかを検証する必要があるとともに詳細な毎木調査を行う必要がある。また、ソメイヨシノの取扱いについては、国立公園第一種特別地域であることから関係機関との協議・調整が必要であるとともに、「能島のサクラ」として長年親しまれてきた経緯もあるため、地域住民との合意形成が必要である。

#### iv) 本史跡の維持管理

本史跡の維持管理の現状としては、平成 25 年度～平成 30 年度にかけて雑木の伐採を行った。その後、平成 28 年度から発芽する芽の刈り取りと草刈りを業者委託によって行っている。また、清掃や見回りに関しては、本史跡へのアクセス面の問題から、その頻度も年に数回、担当者が行うのみとなっている。維持管理を行っている人数も限られていることから、地元住民との協力体制を築いていく必要がある。



南部平坦地の石積の破損状況

さらに、本史跡はその特殊な立地環境から、防災・防犯などの監視の目が届きにくい状況にある。また、現在、本史跡内に監視カメラ等の整備がなされておらず、ソフト面、ハード面とも防犯対策が出来ていない。実際に南部平坦地の石積の破損が確認されているなど、防犯や侵入にかかる管理上の課題にも対策を検討していく必要がある。

### (2) 活用のための現状と課題

本史跡の本質的価値を直接体感するには、本史跡を訪れ、上陸することが基本であるため、活用上、積極的な上陸手段の確保が不可欠である。また、本史跡についての情報発信や本史跡に関するさまざまな活用方法などについても十分とは言えない。これらを踏まえて、以下に活用の現状と課題を示す。

#### i) 史跡へのアクセス

現在、本史跡へ渡航するための定期航路はなく、上陸する手段としては、市主催のイベントに参加するか、休日の「上陸&潮流クルーズ」、もしくは個人で船舶をチャーターするのみに限られている。また、本史跡への海上のアクセス路は住民の生活航路でもあることから来訪者は本史跡に容易に訪れることが出来ない状況である。上記のような状況から、現地に上陸するための取組みや積極的なアナウンス、アクセス整備が出来ていない状況であるため、本史跡に上陸するための安定した船の就航の確保が最も大きな課題である。



接岸施設（能島）

現在、能島及び鯛崎島両島には、上陸のための接岸施設が整備されている。能島の接岸施設は固定栈橋に仮設の浮栈橋が付属しているが、固定栈橋及び仮設の浮栈橋が劣化し、一部破損している状況である。今後本史跡を活用していくためには、常時上陸できる施設とする必要があるため、固定栈橋の劣化対策を講じるとともに仮設浮栈橋を適切な浮栈橋に整備し直す必要がある。



接岸施設（鯛崎島）

一方、鯛崎島の接岸施設については、固定栈橋のみで浮栈橋が整備されておらず、干潮時には船舶と固定栈橋との間に高低差ができるため上陸できない状況である。鯛崎島については、現状で破損した場合に修復等の措置を講じる必要があるとともに、今後、限定的な公開活用を行う場合、浮栈橋の整備が必要になる。

## ii) 遺構表示

発掘調査によって本史跡の本質的価値を示す様々な遺構が検出された。しかし、それらの遺構は、現在埋め戻されているため直接見ることはできない。本史跡の本質的価値を現地で体感するためには、それらの遺構が視覚的に分かりやすいような整備を行う必要がある。

また、海岸部分には本史跡の本質的価値のひとつである岩礁ピットや海蝕テラスのような特徴的な遺構が存在しているが、どのような機能を有していたものなのか、来訪者に理解しづらい状態となっている。そのため、岩礁ピットに木柱を設置して機能復元の表示を行う等、視覚的な解説の工夫が必要である。



村上海賊ミュージアムにおける  
機能復元表示状況

## iii) 園路整備

本史跡内には、既設園路として、木製階段及び横木丸太による階段が整備されているが、老朽化や破損、土砂による埋没等が発生している。このような状況は、来訪者が散策する際に危険な状態である。また、本史跡の各郭へアクセスするためには、地形的に階段である必要があるため、風土に合った耐久性の高い素材を検討しつつ、景観に配慮したものに更新するなど、来訪者が安全に散策できるような園路整備を行う必要がある。

また、これまでの発掘調査によって、往時の登城路（通路状遺構）と考えられる遺構を検出している。しかし、既設園路と通路状遺構は位置がずれているため、通路状遺構を視覚的に理解することは困難な状況となっている。本史跡の本質的価値を適切に理解するためには、発掘調査で検出した通路状遺構の位置を園路として活用することが望ましい。園路として活用することが難しい場合は、視覚的に理解できるような整備を検討する必要がある。



園路（南部平坦地～郭IV）



園路（郭II～郭IV）



園路（郭IV～東部海岸）



園路（郭III～船だまり）



園路（郭II～郭V）



木製階段（郭II～郭V）の破損状況



園路（鯛崎島）



通路状遺構（船だまり斜面）



通路状遺構（郭Ⅱ南区下）

#### iv) 解説サイン

本史跡の解説サインが能島の南部平坦地及び鯛崎島に設置してあるが、設置当初のまま内容の更新や改修等が行われていないため、老朽化や劣化が進んでいるとともに、記載内容についても発掘調査成果を反映したものとなっていない。また、南部平坦地の解説サインの設置位置は、栈橋から上陸してすぐ目に付く場所に設置されていないため、見学動線と整合した適切な場所に設置する必要がある。さらに、鯛崎島の解説サイン（石碑）は、史跡整備に伴う整備でないことからデザインの統一が図れていない。



解説サイン（能島）

このほか、鯛崎島にある祠や地蔵について、本史跡の本質的価値とは関係のない施設である旨を記載したサイン等がないため、来訪者に対して正しい情報伝達が出来ていない。このような状況から、適切な位置に適切な解説サインを整備する必要がある。



石碑（鯛崎島）

また、史跡指定地内に岩礁ピットや海蝕テラスのような海岸部の遺構や各郭の各遺構の解説サイン等が設置されていない。そのため、海岸部の遺構や各郭の各遺構の解説サインを適所に設置する必要がある。さらに、現状では誘導サインも整備されていないため、全体計画に基づき見学動線を考慮した誘導サインを適所に設置する必要がある。

このほか、史跡指定地外ではあるが、日本遺産の幸賀屋敷跡や水場などの周辺の村上海賊関連遺跡群にも統一仕様の解説サインの整備が必要である。

#### v) 安全対策、便益施設

本史跡の各郭の縁辺部等には、転落防止の柵等の設置がなく簡易的なロープ柵が設置されているのみで、転落防止措置が十分に図られていない。見学動線及び公開範囲に則した安全対策の必要性を検討する必要がある。

便益施設については、前節で述べたとおり、便所や四阿、ベンチなどが整備されている。南部平坦地に設置されている汲み取り式の便所は、水洗機能が故障しているなど施設全体が老朽化している。郭Ⅲ南側に整備された四阿は、施設全体が老朽化しているうえ、往時の復元建物と誤認される可能性がある。この他、郭ごとに擬木コンクリート製のベンチとスチール製のベンチが設置されているが、コンクリート製のベンチは老朽化しており、スチール製のものは景観に馴染んでいない。史跡景観に配慮した統一デザインの便益施設に整備していく必要がある。



便所



四阿



ベンチ (擬木)

#### vi) 歴史的建造物の撤去及び更新への対策

鯛崎島には、地域伝承に関わる文化財等が残っている。市指定有形文化財の木造弁才天坐像台座には、「□永20年」との銘文があり、坐像の型式から見ておそらく寛永20(1643)年の作と推定される。地元では「ベンテンサン」と呼ばれており、旧暦の6月24日はベンテンサンの日となっており、現在でもその信仰が続いている。また、木造弁才天坐像は現在、鯛崎島に祀られている祠の内部に安置されているが、祠自体は平成10(1998)年に再建されたものであり、記録からは少なくとも3代目以降の建物であることが分かっている。



木造弁才天坐像

さらに、地域伝承である「クジラのお礼参り」に登場する地蔵(「鯨地蔵(鯛崎地蔵)」)が、鯛崎島に祀られている。

上記、木造弁才天坐像、祠、地蔵は地域伝承に関わる歴史的建造物であるが、本史跡の本質的価値と直接関係しないものである。現状、本史跡の本質的価値に直接関係しない施設であることを明示した解説サイン等が設置されていないため、本史跡の正しい理解を妨げる恐れがある。

さらに、鯛崎島には、五輪塔の部材を積み上げた石造物が4基残されているが、その石造物の年代特定には至っておらず、その時期は不明であり、また、島外から持ち込まれたとの伝承があるため、指定地外への移転を検討する必要がある。



祠



地蔵



石造物

#### vii) 村上海賊ミュージアムとの連携

現在、本史跡の調査研究、情報発信拠点としての役割を担っている村上海賊ミュージアムでは、本史跡から出土した遺物や調査成果の展示、シンポジウムやイベントの開催などを積極的に行っている。本史跡の本質的価値を理解するためには、村上海賊ミュージアムでしかできない展示と本史跡の現地では体感できないことを相互に補完しあう関係として連携していくことが必要

である。

また、本史跡へのアクセス面や人材確保の問題等から、現状村上海賊ミュージアムでは、本史跡への上陸を促すような積極的なアナウンスを行うことが出来ていない。実際に「能島上陸&潮流クルーズ」と「潮流体験」の利用者数から見ると、本史跡に上陸することのできる「能島上陸&潮流クルーズ」の方が「潮流体験」に比べて利用客数が大幅に少ないことが分かる（表2）。

今後は、本史跡のガイドンス施設である村上海賊ミュージアムを見学した後、本史跡にも上陸してもらえるような取組みや体制づくりをしていくとともに、本史跡の調査成果の進展や整備状況に応じた展示を行うなど、必要に応じて展示リニューアルを行い、村上海賊ミュージアムと本史跡とを一体的に取り組みを推進していく必要がある。

表2：潮流体験及び村上海賊ミュージアムの利用者数

能島上陸&潮流クルーズ		潮流体験		
年度	利用者数	年	利用者数	
平成28年	約2,500人	平成28年	約22,000人	
平成29年	約2,000人	平成29年	約23,000人	
平成30年	※約800人	平成30年	約21,500人	

※能島上陸&潮流クルーズは平成30年7月以降は災害復旧工事の影響で中止となっている。

村上海賊ミュージアム				
年度	入館者数	県内	県外	海外
平成28年	77,351人	22.0%	77.0%	1.0%
平成29年	78,234人	21.0%	78.0%	1.0%
平成30年	68,673人	22.0%	76.5%	1.5%

#### viii) ビューポイントの整備

本史跡は、村上海賊ミュージアムをはじめ、大島の各所からその姿を眺望することができる。本史跡を最も俯瞰的に眺望することができる施設としては「カレイ山展望台」が挙げられる。

「カレイ山展望台」には、眺望サインが整備されているが、史跡名称や本史跡の概要を示す解説が記載されておらず、本史跡の本質的価値の周知や魅力発信ができていない。また、「カレイ山展望台」のみならず、本史跡を眺望できる大島の各所に本史跡の眺望解説サインの設置を検討する必要がある。主な眺望地点としては、村上海賊ミュージアムや鶏小島キャンプ場、水場跡、宮窪港のほか大島内の幹線道路が挙げられる。



カレイ山展望台からの眺望



カレイ山展望台の眺望サイン

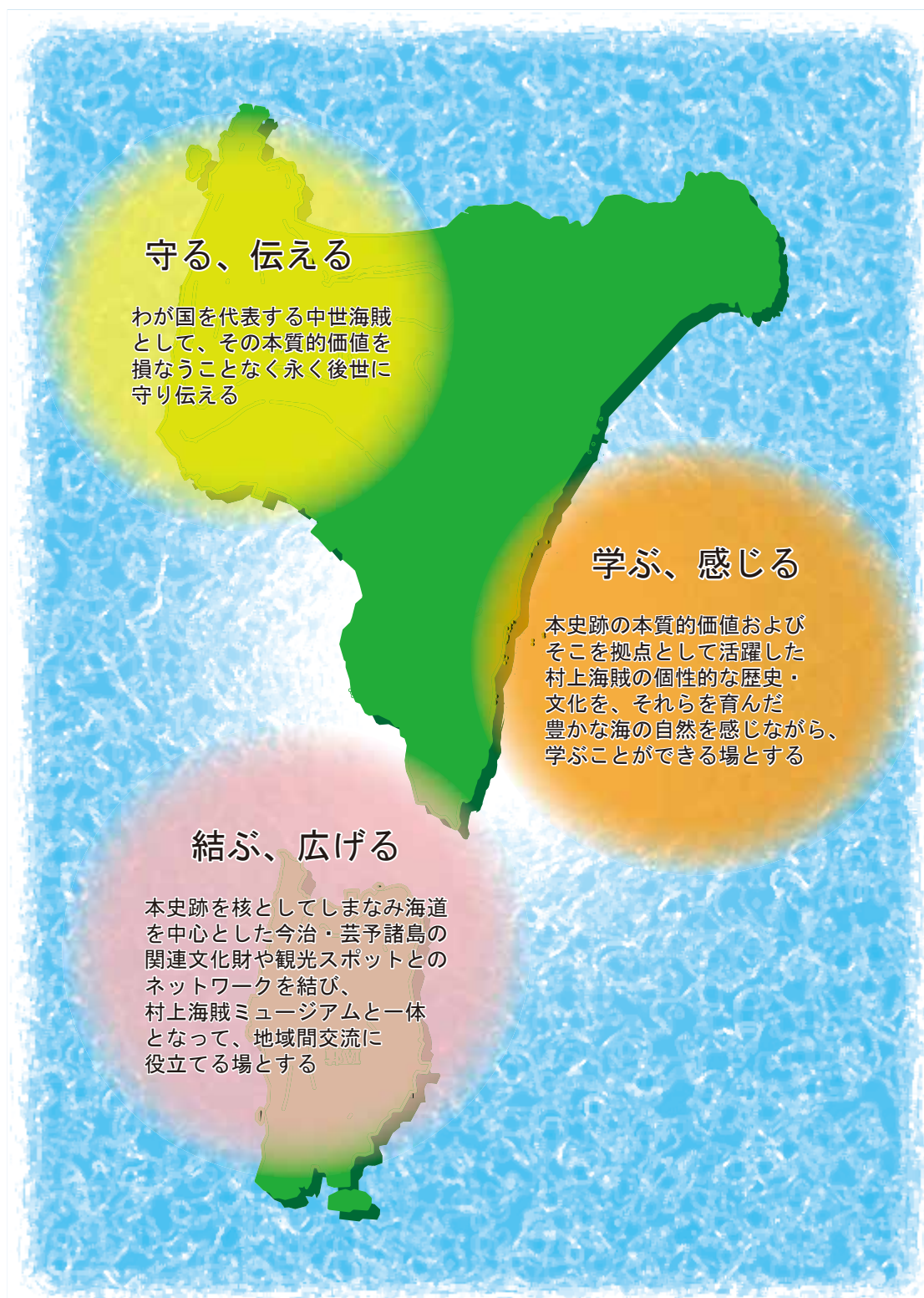


村上海賊ミュージアムからの眺望

## 第4章 整備計画の基本理念と基本方針

### 第1節 整備の基本理念

令和2（2020）年3月に策定された『史跡能島城跡保存活用計画』の「第6章大綱・基本方針」に基づき、史跡能島城跡の整備における基本理念を下記に掲げる。





## 第2節 整備の基本方針

基本理念および『史跡能島城跡保存活用計画』の「第9章整備」に示した整備における基本方針に基づき、下記のとおり具体的な方針を示す。

### 『史跡能島城跡保存活用計画』で示した整備の基本方針

本史跡の保全、遺構の保護、瀬戸内の景観との調和を図りつつ、  
海城の特性を活かし本史跡の本質的価値を適切に表現した整備を計画的に実施する。

#### (1) 保存のための整備の基本方針

- ・平成30年7月豪雨等の過去の災害によってき損が確認できる箇所での早期復旧と原因分析を行うとともに、災害による被害を防止するための必要な措置を講じる。
- ・岩礁ピット、海蝕テラス、南部平坦地および石積護岸等、本史跡を特徴づける海岸部の遺構を保存するために、モニタリングや破壊原因の調査分析に基づいた新たな保存方法を研究し、適切な措置を講じる。
- ・郭、切岸、切岸の役割を果たした天然の崖等の遺構を保存するため、雨水流路および樹木の及ぼす影響について必要な調査分析を行い、適切な措置を講じる。
- ・本史跡の保存に悪影響を及ぼす樹木や不要工作物を撤去し、良好な保存環境を整える。

#### (2) 活用のための整備の基本方針

- ・本史跡の本質的価値を顕在化する整備を行う。
- ・歴史的景観との調和はもちろんのこと、瀬戸内海国立公園特別地域としての自然景観にも十分に配慮した整備とする。
- ・本史跡の魅力を的確に伝えるためのビューポイントを設定し、動線計画を検討する。
- ・来訪者の安全かつ快適な散策を確保するため、動線計画に基づいた園路、各種便益施設の整備を行う。
- ・便益施設は、復元的整備を行うなど歴史的環境に調和したものとし、自然景観にも十分に配慮を行う。

#### (3) 本史跡指定地外における整備の基本方針

- ・村上海賊ミュージアムにおいて、本史跡の本質的価値を伝えるための展示等の整備を行い、一体的な情報発信を行う。
- ・本史跡指定地外において本史跡を眺望するビューポイントの設定や解説サイン等の整備を行う。

## 第5章 整備基本計画

### 第1節 全体計画

#### (1) 全体計画

第3章第5節「現状と課題」で示したとおり、本史跡は現状で園路や便所、四阿等の便益施設の整備を行っているが、いずれも老朽化等が進んでおり、改修または新設が必要な状況である。また、船だまりや東部海岸においては、波浪による海岸部の浸食防止のための消波施設の整備を行っているが、一部に限られている。さらに切岸の役割を果たした船だまり斜面は、過去に崩落防止措置を講じていたものの、平成30年7月豪雨において大規模に崩落するなど、災害の防止に向けた対策の見直しが必至である。

以上のように、一部の整備が行われているものの、本史跡存続上の課題である雨水排水対策等の保存整備や過去の災害によるき損箇所の復旧など、未着手のものが多い。

したがって、本計画における最重要課題として、本史跡の本質的価値の保存を掲げ、災害復旧及び雨水排水対策を速やかに着手することとする。優先的に取り組むべき保存上の課題は下記の4点である。

- ・平成30年7月豪雨等のき損箇所の復旧と、豪雨による遺構破壊の未然防止
- ・ソメイヨシノ等の植生による遺構破壊の防止（伐採と雨水排水対策）
- ・切岸および天然の崖の保存（法面保護）
- ・海岸部の遺構の保存

史跡の保存を確保したうえで、発掘調査に基づいて判明した本質的価値を学ぶための活用整備についても行わなければならない。また、定期航路のない離島であることから、アクセス整備も課題として挙げられよう。さらに来訪者に安全に散策をしてもらうための園路や便益施設等の整備、解説サインや遺構表示なども不可欠であるが、それらは動線計画に基づいて適切に設置される必要がある。

また、活用に伴う整備においては、本史跡のガイダンス施設である村上海賊ミュージアムと一体となって計画される必要がある。

#### (2) 整備対象とする時期

能島城は、検出された遺構および出土遺物の様相から1～4期に区分できる。しかし、個別の遺構の時期については、必ずしも明確ではないことから、1～4期の遺構の変遷を明確に示すことができない。

ただし発掘調査の成果により、城の最終形態が概ね築かれたのは能島城3期であり、南部平坦地の最終的な盛土3段階（16世紀中葉）によって完成する。遺構および出土遺物からみた能島城の盛期は3期と言えるが、3期の郭および建物等は4期にも継続して利用された可能性も考えられることから、3期と4期の遺構を明確に区分することは困難である。

以上により、本史跡の整備における時期区分として、1・2期を能島城の前半期、3・4期を後半期として再区分し、能島城の本質的価値を顕在化するための整備の対象時期は、全盛期である「後半期」、つまり15世紀末～16世紀の姿とする。

なお、例えば郭Ⅱでは、掘立柱建物の数回の建て替えが確認されたことが居住空間としての特徴をよく示していると思われることから、前半期に比定される掘立柱建物についても表示などの解説を行うこととしたい。このように前半期の遺構、あるいは時期不明であるものの関連が想定される遺構についても、能島城の特徴を効果的に示すため、必要に応じて整備の対象に加えることとする。

表3：主な遺構の時期一覧表

地点	遺構	略号	規模	時期	時期区分 1・2期:前半期 3・4期:後半期	時期比定根拠等
郭Ⅰ	掘立柱建物	SB-1	2間×2間	16C前葉以降に廃絶	後半	柱穴埋土の景德鎮白磁皿
	地鎮め遺構	SP-175	皿1、銭5	15C後半	前半	土師質土器皿(草戸千軒町福年IV期前半)
郭Ⅱ東	掘立柱建物	SB-1	2間×2間	時期不明		SB-2・3と切り合うが前後関係不明
	掘立柱建物	SB-2	2間×3間	時期不明		SB-1・3と切り合うが前後関係不明
	掘立柱建物	SB-3	2間×3間	15C末～16C初以降に廃絶	後半	柱穴埋土の土師質土器皿
	大型方形土坑	SK-1	長2.4～2.8×短1.75～2.05m	時期不明		SB-2と並存か
	地鎮め遺構	SP-1	銭33	時期不明		紹定通寶(初鑄1228年)以降
郭Ⅱ南	掘立柱建物	SB-4	3間×4間	16C前半以降に廃絶	後半	柱穴埋土の土師質土器皿
	掘立柱建物	SB-5	2間×4間	SB-4廃絶後	後半	柱穴の切り合い関係
	掘立柱建物	SB-6	2間×3間	15C以降か		柱穴埋土の亀山焼系瓦質土器播鉢
	掘立柱建物	SB-7	2間×4間	時期不明		切り合い関係、遺物なし
郭Ⅱ西	掘立柱建物	SB-8	2間×4間	盛土⑥層以降		盛土⑥層はSK-7(15C中～後半)以前
	掘立柱建物	SB-9	2間×4間	盛土⑥層以降		盛土⑥層はSK-7(15C中～後半)以前
	掘立柱建物	SB-10	2間×3間	15C中頃～後半以前	前半	地鎮め遺構SK-7に切られる
	大型方形土坑	SK-3	長2.2以上×短1.9m以上	時期不明		SB-8・9と並行か
	大型方形土坑	SK-4	長3.1×短1.63m	時期不明		SB-8・9と並行か
	大型方形土坑	SK-5	長1.4以上×短1.16m	時期不明		SB-8・9と並行か
	地鎮め遺構	SK-7	皿25、銭13	15C中頃～後半	前半	土師質土器皿(草戸千軒町変遷Ⅲ期～Ⅳ期前半)
郭Ⅲ南東	庇付礎石建物	SB-1	2間×4間	16C前半以降	後半	先行する石列内の備前焼大甕
郭Ⅲ北西	掘立柱建物	SB-2	2間×3間	時期不明		SK-4・5と並行する可能性あり
	掘立柱建物	SB-3	2間×3間	16C前半以降	後半	鍛冶遺構以降
	大型方形土坑	SK-4	長2.7×短1.9～2.0m	鍛冶遺構に先行		鍛冶遺構に切られる
	大型方形土坑	SK-5	長2.95×短2.0～2.1m	16C前半以前、鍛冶遺構に先行		埋土の遺物から16C前葉以降に廃絶、鍛冶遺構に切られる
	鍛冶関連遺構	SX-6他	-	16C前半頃	後半	放射性炭素年代測定+SK-5との切り合い
郭Ⅳ	掘立柱建物	SB-1	1間×1間	15C末～16C初か	後半	地鎮めの可能性があるSP-47出土遺物
	掘立柱建物	SB-2	2間×4間	15C後半～16C初以降か	後半	内部のSP-51の土師質土器および地鎮めSK-1
	地鎮め遺構	SK-1	皿28×銭82	15C末～16C初	後半	土師質土器皿(草戸千軒町変遷Ⅳ期後半新段階)
郭Ⅵ	掘立柱建物	SB-1	2間×2間	15C末～16C初頃以降の廃絶	後半	埋土の遺物
	掘立柱建物	SB-2	2間×4間	16C前半以降の廃絶	後半	埋土の遺物
	掘立柱建物	SB-3	2間×4間	時期不明		SB-2と並存か
	大型方形土坑	SK-1	長1.62×短1.16m	16C前半以降の廃絶	後半	埋土の遺物

能島城後半期の遺構

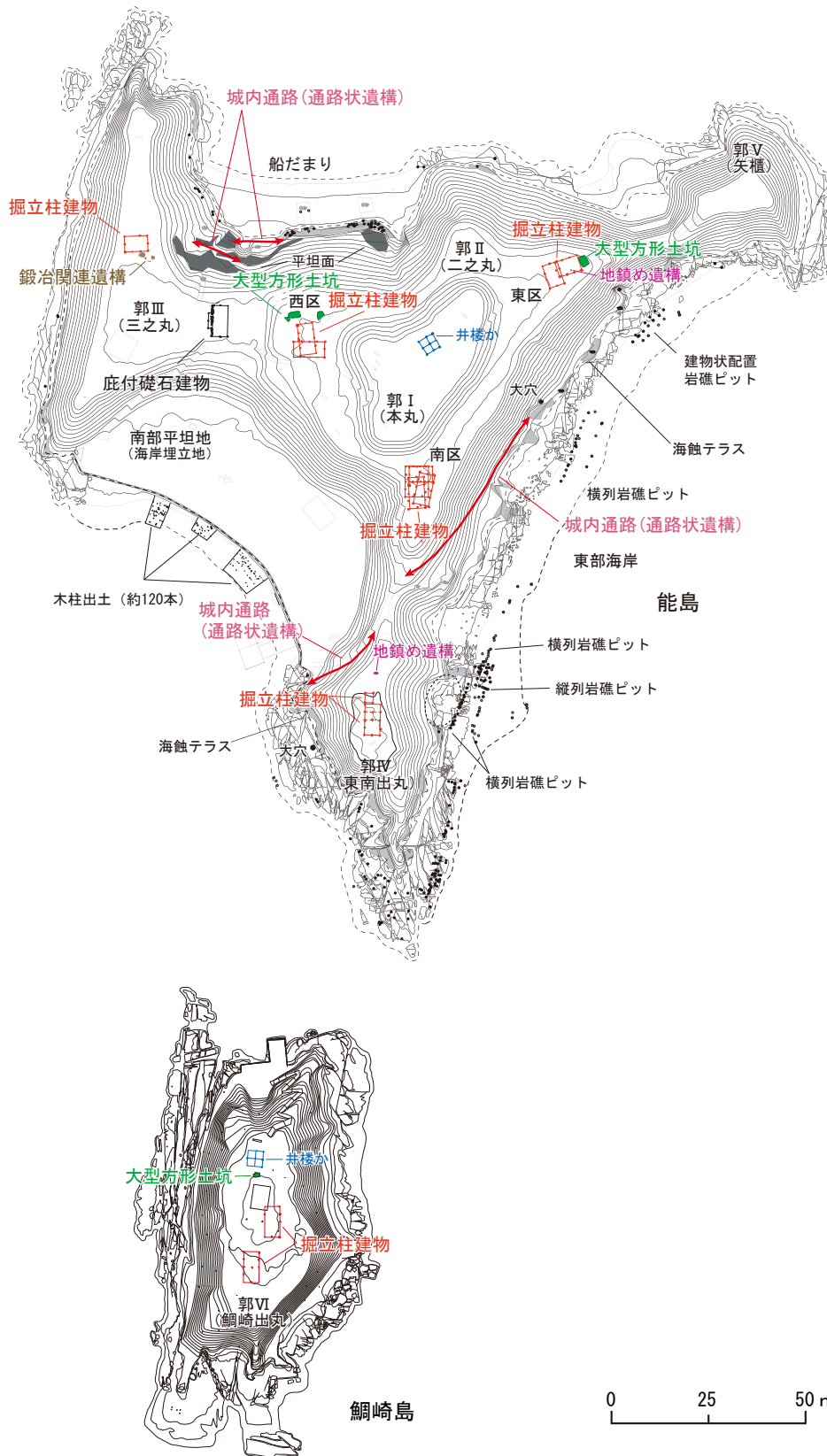


図 22 : 能島城後半期 (3・4期) および関連する遺構の分布図

### (3) 地区区分 (ゾーニング)

本史跡は能島および鯛崎島の二島を城郭化しており、それぞれの郭の特徴を理解できるような地区区分を以下のように設定する。

船舶の離発着の面から南部平坦地をエントランスゾーンとして設定し、総合解説サインや便所等の便益施設を整備する。郭Ⅰ(本丸)、郭Ⅱ(二之丸)、郭Ⅲ(三之丸)、郭Ⅳ(東南出丸)は、能島城跡体感ゾーンとして設定し、本史跡の郭や特徴的な遺構の見学ができるよう常時の公開活用を図るエリアとする。また、船だまりや東部海岸は海岸ゾーンとして設定する。ただし、船だまりについては、本史跡の最大の特徴である海岸遺構を見学できるエリアとして常時の公開活用を図っていくが、東部海岸につい

ては、現状、消波捨石が整備されているため、限定的な公開にとどめることとする。

一方、郭Ⅴ(矢櫃)は矢櫃ゾーン、郭Ⅵ(鯛崎出丸)は、鯛崎島ゾーンとして、来訪者の安全確保のため、イベント時などの限定的な公開にとどめるエリアとする。

このほか、能島の斜面及び海岸部については、本史跡の基盤と景観を形成している基盤ゾーンとして設定し、主に遺構保存、景観保全のための対策や各郭に移動するための動線を整備するエリアとする。

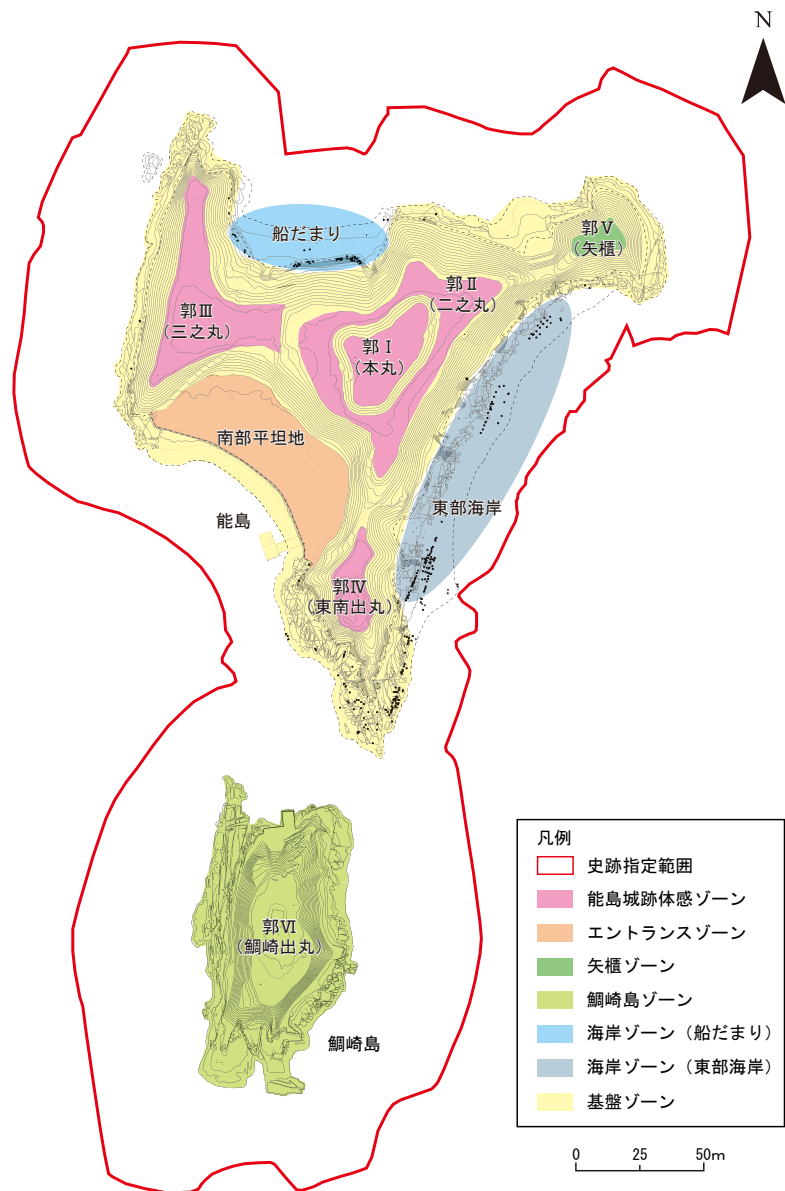


図 23 : 地区区分図

#### (4) アクセス整備

##### i) 定期便の確保

本史跡に上陸するためには、現状、土・日・祝日に行っている「能島城跡上陸&潮流クルーズ」を利用するのみに限られている。

今後は、市主催の学芸員案内ツアーの拡充を図るとともに潮流体験を行っている漁協と協議を行い、「能島城跡上陸&潮流クルーズ」以外にも本史跡へ上陸できる頻度を増やす方法を検討していく。

また、将来的には、本史跡のガイド施設である村上海賊ミュージアムにおいて、村上海賊ミュージアムの入館と本史跡への上陸のセット料金を導入していくことができるよう関係機関等との協議を進めていくなど多種多様な可能性を掘り下げ、上陸に関する様々なニーズに対応していく。



宮窪町が復元した小早船  
愛媛県今治市・村上海賊ミュージアム

##### ii) 栈橋の改修

能島と鯛崎島の両島には、栈橋を各1基整備している。既存の栈橋は固定式のため、上陸可能なタイミングが潮位によって限られてしまうため、整備工事完了後の活用に向けて、浮栈橋等への改修を含め、より多くの方々により安全に上陸していただけるよう前向きに検討を進めていく。

#### ■本史跡の現在の栈橋



能島の接岸施設



鯛崎島の接岸施設

■ 定期便運営事例

名称	平成いろは丸	YOKOSUKA軍港めぐり
画像		
史跡等の名称	名勝 鞆公園	日本遺産『鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～』ほか
所在地	広島県福山市	神奈川県横須賀市
概要	坂本龍馬の蒸気船「いろは丸」をイメージした渡船 営業時間:7:10～21:30 定休日:無休 料金:大人240円、小人:120円	横須賀の軍港を巡るクルーズ船 営業時間:10:00～15:00までの1時間おきの運行 (10:00便は土・日・祝のみ) 定休日:無休 料金:大人1600円、小学生800円、小学生未満無料
運営状況	福山市営渡船となっている。	民間企業が運営している。
名称	竹生島クルーズ	JR宮島フェリー
画像		
史跡等の名称	名勝及び史跡 竹生島ほか	特別史跡及び特別名勝 厳島ほか
所在地	滋賀県長浜市	広島県廿日市市
概要	琵琶湖にある竹生島への渡船 今津航路、長浜航路、びわ湖横断航路がある 営業時間:9:00～17:00(航路により就航時間は異なる) 定休日:通常期間と冬季期間により変動 料金:今津航路-大人2640円、学生2120円、小学生1320円 長浜航路-大人3130円、学生2500円、小学生1570円 びわ湖横断航路-大人2880円、学生2300円、小学生1440円	JR宮島口駅及び広電宮島口駅から宮島までを結ぶ渡船 営業時間(通常ダイヤ):宮島口始発6:25～最終22:42 宮島始発5:45～最終22:14 定休日:無休 料金:大人180円、小人90円(片道)
運営状況	民間企業が運営している。	JRが運営している。

## 第2節 保存のための整備

### (1) 造成計画

本史跡はこれまでに発生した豪雨災害や激しい潮流や波浪の影響により、徐々に本質的価値の破壊、滅失が進行している状況である。したがって、本史跡の整備にあたっては、本質的価値がこれ以上失われないよう、現状を保存していく方針とすることを前提とする。

本史跡の遺構面は、表土から約10～20cm下にあるため、各種の整備を行うにあたっては、十分な保護盛土を確保し、その遺構の適切な保存に努める。

また、トイレや四阿、既存の木道の更新といった便益施設の整備には、既設の撤去および基礎の打設が必要となるため、新設する場合には、十分な保護層の確保に努めるとともに、新たな掘削を最小限にするため、既設と同位置に、同等以下の規模のものを採用する。

### (2) 雨水・排水対策

全体計画で示したとおり、まずは令和2年7月豪雨によって崩落した箇所災害復旧及び雨水排水対策を優先的に行うこととし、災害復旧が完了した後に適切な雨水排水対策の整備工事を行うこととする。以下に災害復旧のための応急措置と災害復旧後の整備の考え方を記載する。

#### i) 災害復旧のための応急措置について

令和2年7月豪雨によって崩落した法面の災害復旧工事と並行して、簡易的な雨水排水対策の応急措置を実施する。具体的には、特に崩落の激しい法面部分に雨水が流入しないよう、郭の縁辺部に植生土のうをめぐらせ、排水経路を簡易的に制限することで、雨水による法肩の崩落を防止するものである。



郭I北側の植生土のうによる  
法肩への雨水流入対策

#### ii) 災害復旧後の整備について

能島・鯛崎島の雨水排水は、現状、自然地形による表面排水と浸透排水の2種類が考えられる。表面排水については、点群データによって概ねその流水経路が把握できている(図24)。実際に法面崩落が発生した箇所は、集約された雨水が1か所に集中して排水されることによって崩落を起こしたことが考えられる。

まずは、専門家の指導を仰ぎながら、上記のような表面排水と浸透排水のそれぞれの排水系統について把握するための調査を行うとともに岩盤の地質調査を行う。その後調査結果に基づき、適切な保護盛土を造成する。郭縁辺部には、集約した雨水が切岸へ流出していくことを防ぐため、土盛を構築し、その土盛の内側(郭側)には、有孔管を設置することで雨水排水を行う。なお、有孔管は景観に配慮した色調等とする。郭縁辺部で集約した雨水は、園路沿いに無孔管を設置し、最終的に海上に放流することとする。流末となる海岸部には、管口が露出するため、干満による海水の影響で逆流を起こさないよう、満潮位よりも上部に配管するとともに管口の保護を図る。整備後は、有孔管及び無孔管の目詰まりの恐れがあるため、日常のメンテナンスを徹底する。

なお、本史跡には往時から土塁が構築されていないことから、郭縁辺部に構築する土盛は、来訪者に土塁と誤認されないよう形状等に配慮する。また、土盛の天端には、来訪者の縁辺部への接近抑制と内側に設置する有孔管の景観に配慮するため、チガヤ等の植栽を検討する(図26)。



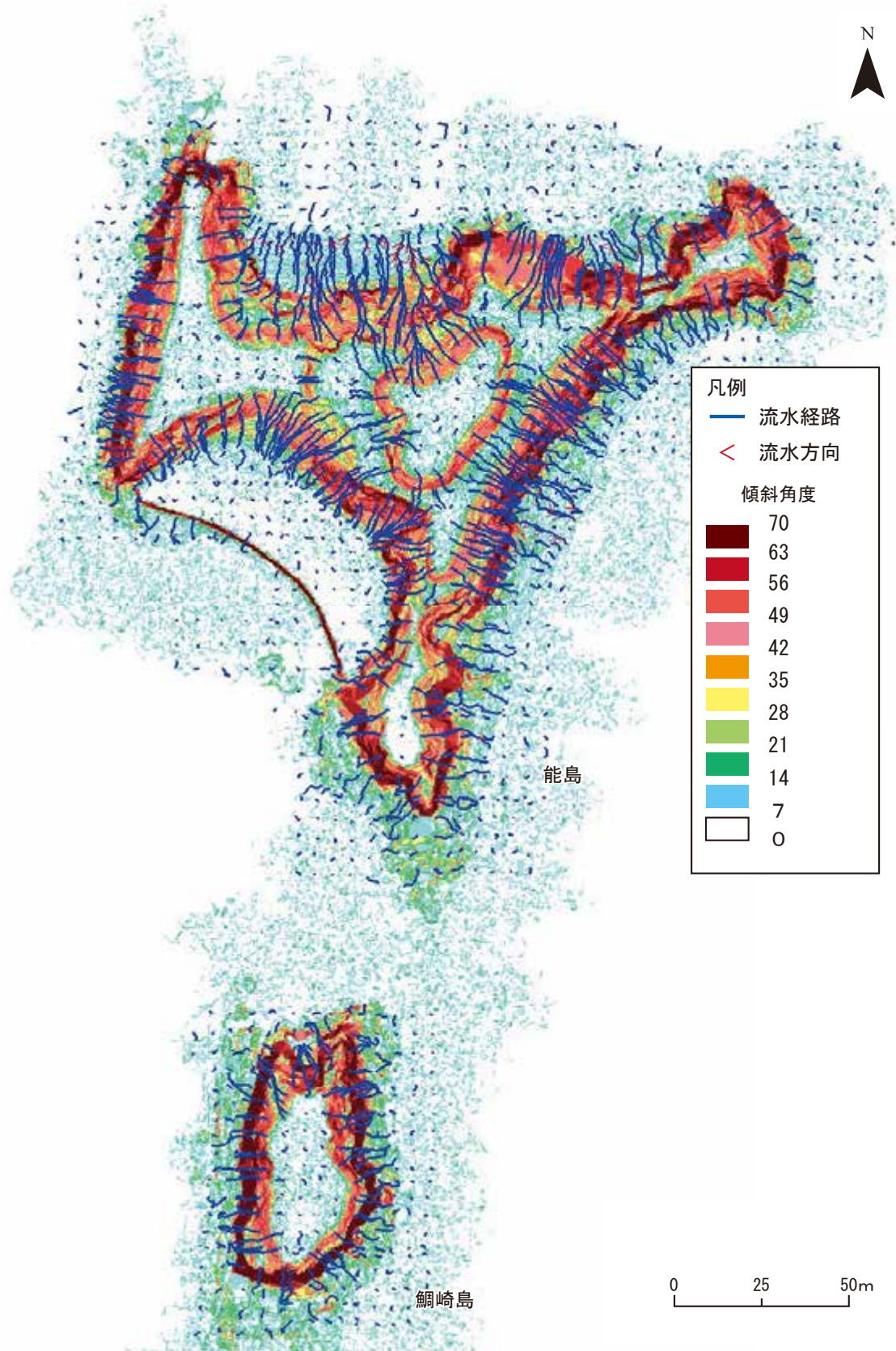
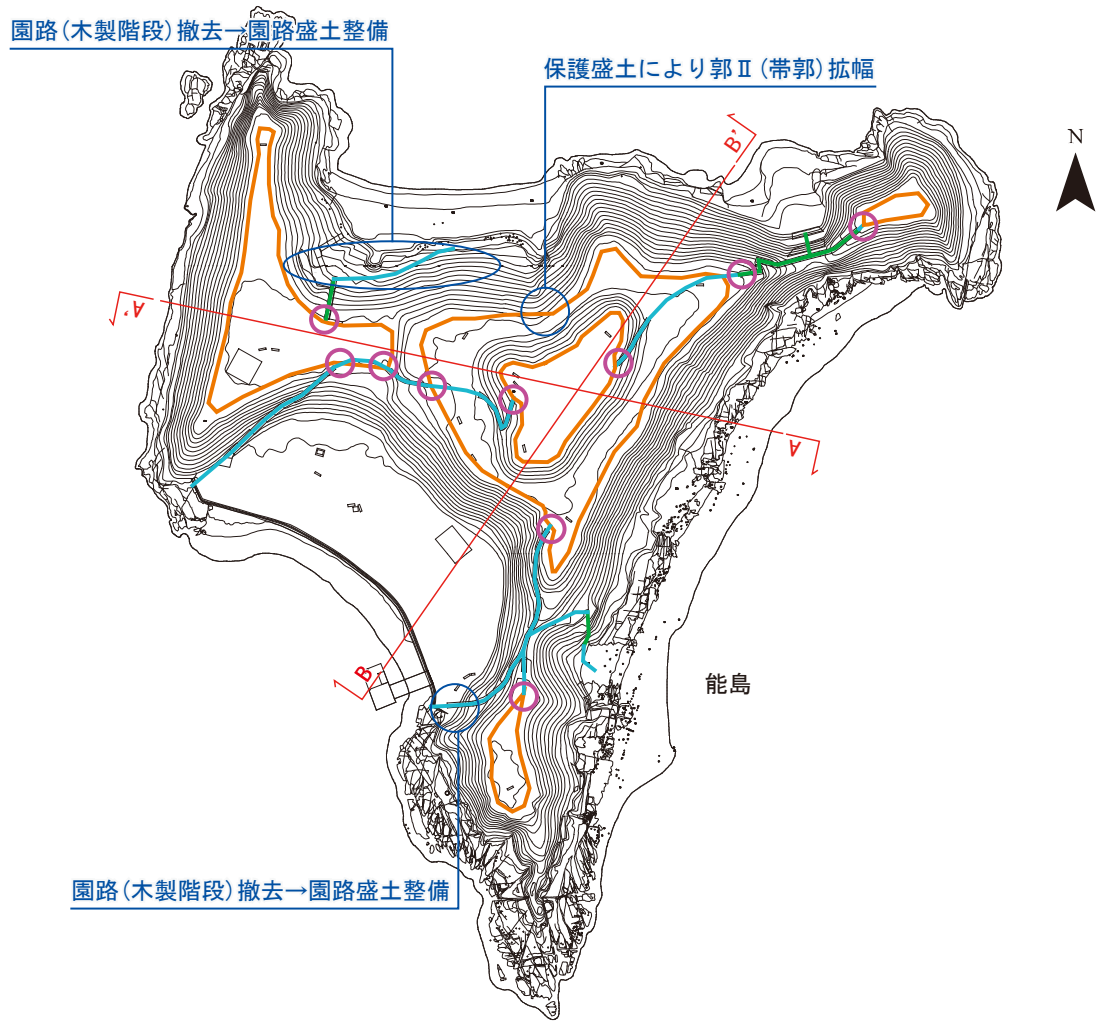


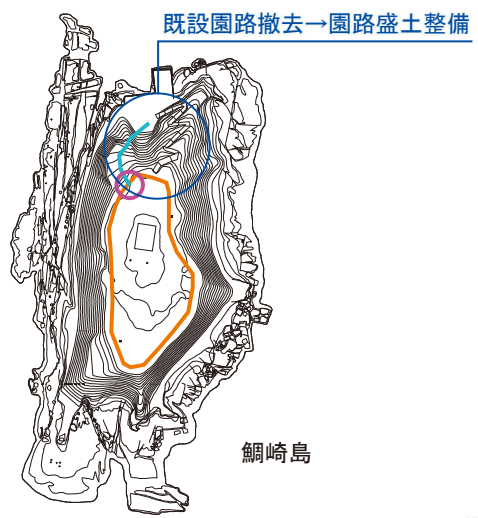
図 24 : 点群データから見る流水経路図  
(3D地形解析システム「GeoForm」にて作成)



園路(木製階段)撤去→園路盛土整備

保護盛土により郭Ⅱ(帯郭)拡幅

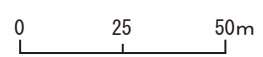
能島



既設園路撤去→園路盛土整備

綱崎島

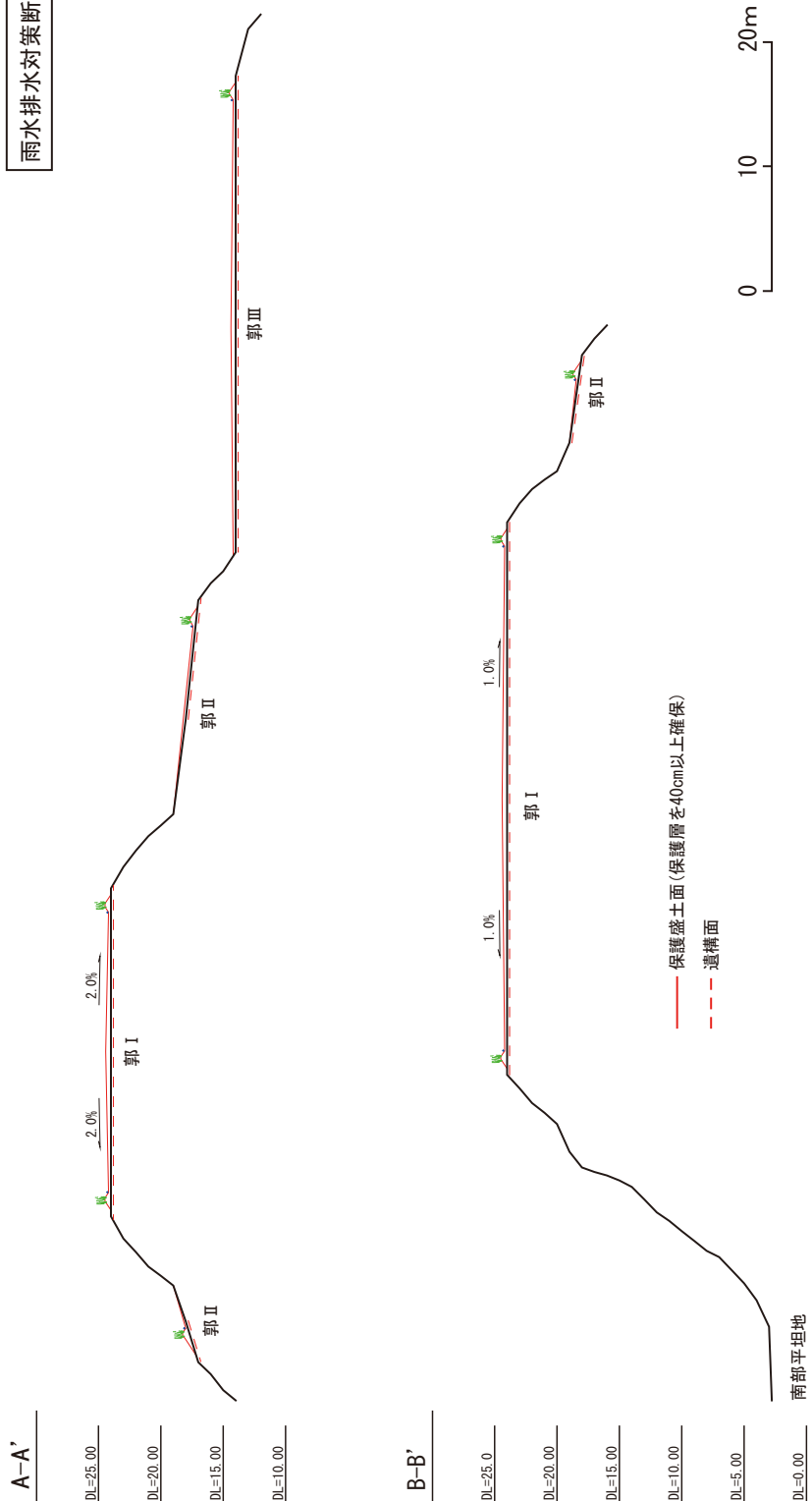
凡例	
<span style="color: orange;">—</span>	法肩保護+有孔管
<span style="color: blue;">—</span>	無孔管
<span style="color: green;">—</span>	階段併設無孔管
<span style="color: magenta;">○</span>	雨水集約地点



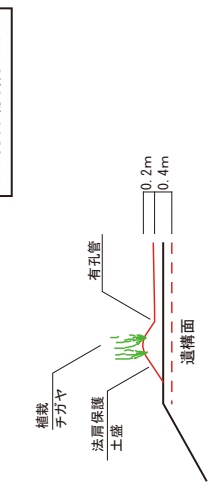
※海岸部に露出する管口の保護が必要

図 25 : 雨水排水対策平面図

雨水排水対策断面図



法肩保護構造図



※木柵は不可。チガヤ等の植栽により法肩への接近を抑制する。



図 26 : 雨水排水対策断面図・法肩保護構造図

### (3) 切岸（法面）保護対策

#### i) 前提条件

本史跡の切岸は、天然の崖でもあるため、多くの箇所は急勾配である。そのため、急勾配な岩盤にも対応した工法を検討する必要がある。

平成 20（2008）年には、船だまりにおいて法面保護の整備工事を行っている。その工法として植生マット工を併用した編柵工が採用されたが、アンカーピンが安定地盤まで到達していなかったことから、法面崩落を招く結果となってしまった。

また、近年の豪雨災害の被害状況を把握するため、平成 14（2002）年度の現況地形測量図と令和元（2019）年度のレーザー計測による点群データから作成した傾斜断彩図を重ね合わせてみたところ、平成 14（2002）～令和元（2019）年までの 17 年間に起こった豪雨によって複数箇所で法面崩落が発生していることが分かった（図 27）。特に令和 2 年 7 月豪雨の崩落では、平成 30 年 7 月豪雨による崩落の災害復旧工事を行った境界部で発生していることも明らかとなった。これは、法面保護の施工部と非施工部では、雨水排水の状況が異なるため、境界部に雨水が集中し、崩落に至ったと考えられる。

崩落した法面の災害復旧工事には、主として盛土及び植生基材マットや植生土のうを使用した工事が行われてきた。この植生基材マットや植生土のうは、国立公園の規制の関係上、種子の含有やその工法に制限があるため、現状では待受型のものを使用している。

これまでの法面保護工及び災害復旧工事で採用した工法をもとに検討すると、法面保護工においてアンカーピンの打設を行う場合には、安定地盤までの打設を行うことが必要となる。ただし、この場合、遺構への影響や自然環境への影響が懸念されることから慎重な検討が必要である。

遺構及び自然環境に配慮した工法としては、災害復旧で行った、盛土及び植生基材マットや植生土のうを使用した工法が適切と考えられる。ただし、この災害復旧で採用した工法は、法面保護工ではなく法面緑化工法である。したがって、植生基材マットによる法面保護は、植生が根付くまでの法面の手当てにすぎないため、定期的なモニタリング及び管理が必要である。

なお、現状、法面崩落を招く主な原因は雨水排水と考えられるが、定期的なモニタリングや定点観測写真による記録を継続し、雨水排水以外の法面崩落原因についての調査を行う。その結果、雨水排水以外の原因が特定できれば、その原因を踏まえた整備工法を採用する必要がある。

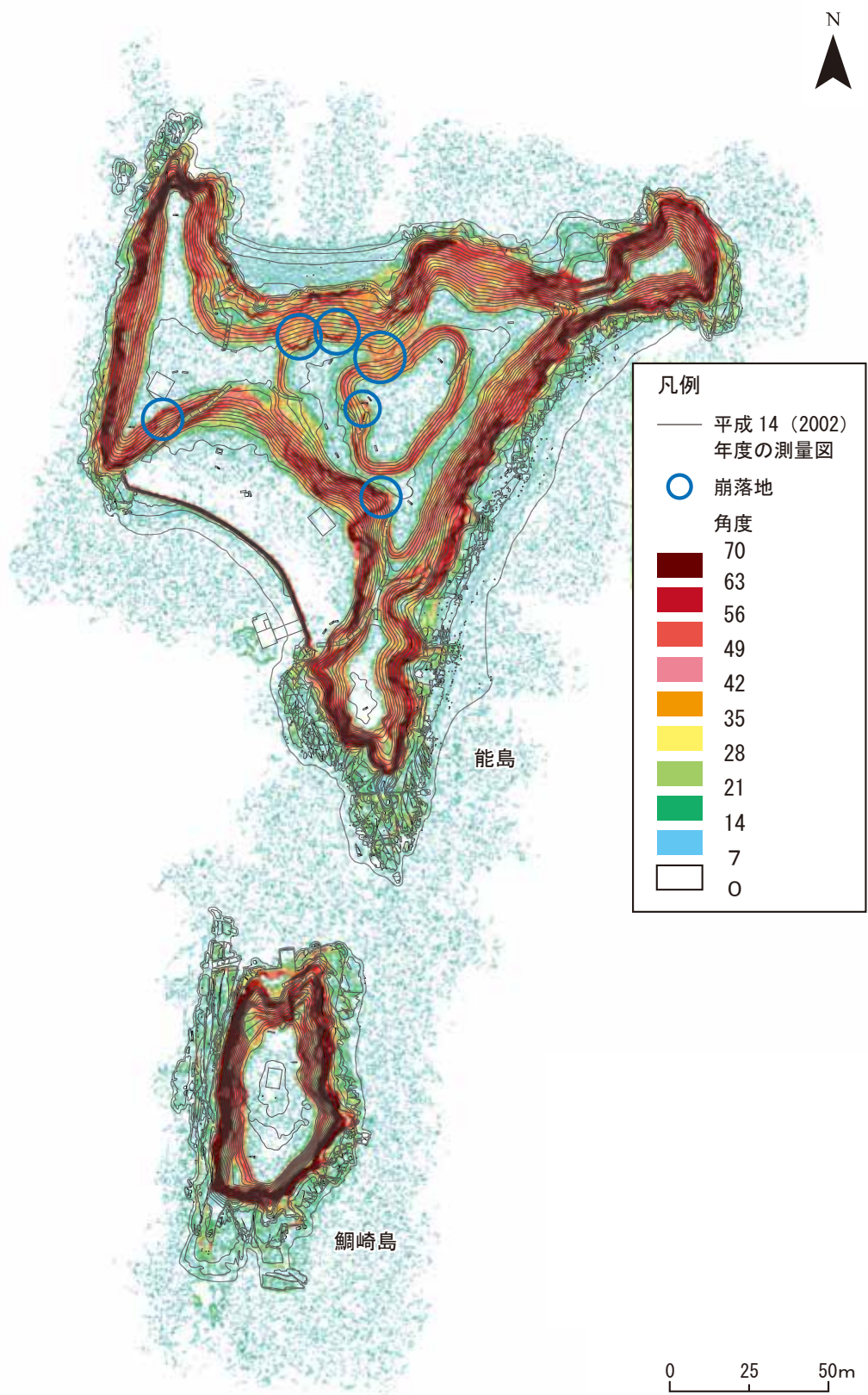


図 27 : 崩落地位置図  
令和元 (2019) 年度に測量したデータを基に作成した傾斜段彩図と平成 14 (2002) 年度の測量図を重ね合わせて作成

ii) 切岸（法面）保護工法について

i) の前提条件を踏まえ、切岸（法面）の崩落が特に顕著な箇所として南部平坦地東側、三之丸南西側、二之丸北東側が挙げられる。これら3か所は、急勾配であることから新規の盛土は困難であるため、植生基材マット（待受型）による保護を行う。

ただし、地形等の制約上やむを得ない場合は、急勾配に適した法面保護工法を採用することを検討する。

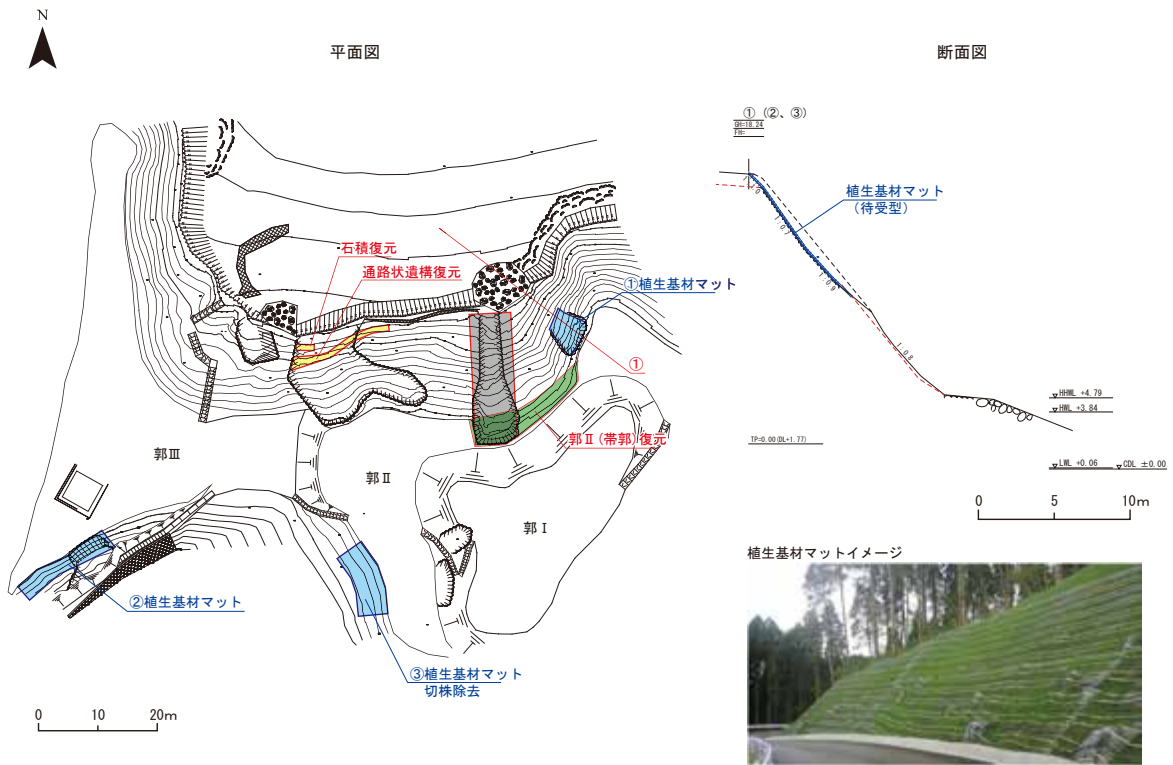


図 28 : 法面保護対策図

#### (4) 岩礁及び石積保護対策

##### i) 岩礁及び岩礁ピットの保護対策

海岸遺構の保護対策を行うにあたり、必要な現況地形測量及び深淺測量を行い、海岸部や水面下の遺構の残存状況を記録化するとともに、波浪等の影響程度の評価を行う。

岩礁保護対策は、特に潮流が激しく岩礁の浸食やオーバーハング地形が進行している5か所において優先的に法覆工を行っていく方向で検討する(図29・図30)。ただし、その際には、史跡の景観に配慮する。また、深淺測量の結果や波浪等の影響の強弱によっては、必要に応じて潜堤工を併用するよう検討する。

#### ■ 鯛崎島の岩礁浸食状況



平成18(2006)年の鯛崎島の岩礁剥離の様子

また、船だまりや東部海岸の浜辺については、養浜工により岩礁部に直接波浪の影響が及ばないような対策を検討する。ただし、東部海岸については、養浜工が安定しない可能性もあるため、測量結果等をもとに詳細に検討する必要がある。

また、岩礁ピットについては、侵食や破損が進行している状況であるため、現況の位置、径、深さ等の形状を三次元計測などで詳細に記録化し、将来的に岩礁ピットの復元に活用することができるよう対策を講じる。三次元計測などで記録化した後、袋詰コンクリート等で岩礁ピットの保護を図る。

具体的な対策については、水中考古学の観点を踏まえ水中遺跡の保護方法の研究を行い、研究の進展があった場合には、最良の方法を採用し、適切な保護を図ることとする。

また、海岸遺構を将来にわたって保存していくためには、定期的なモニタリングや現況地形測量等による現状記録及びデータ収集が必要である。そのため、まずは現状の海岸遺構のデータを記録し、定期的にモニタリングや測量等を行うことで得られたデータを比較して、劣化状況を把握していく。海岸遺構の測量については、グリーンレーザーやフォトグラメトリなど水中考古学で使用されている最新の技術を取り入れていく。

さらに、定期的なモニタリングを継続して行っていくためには、体制を整備することが不可欠である。そのため、行政だけではなく、地域住民やボランティアとも連携して行えるような体制を構築する。

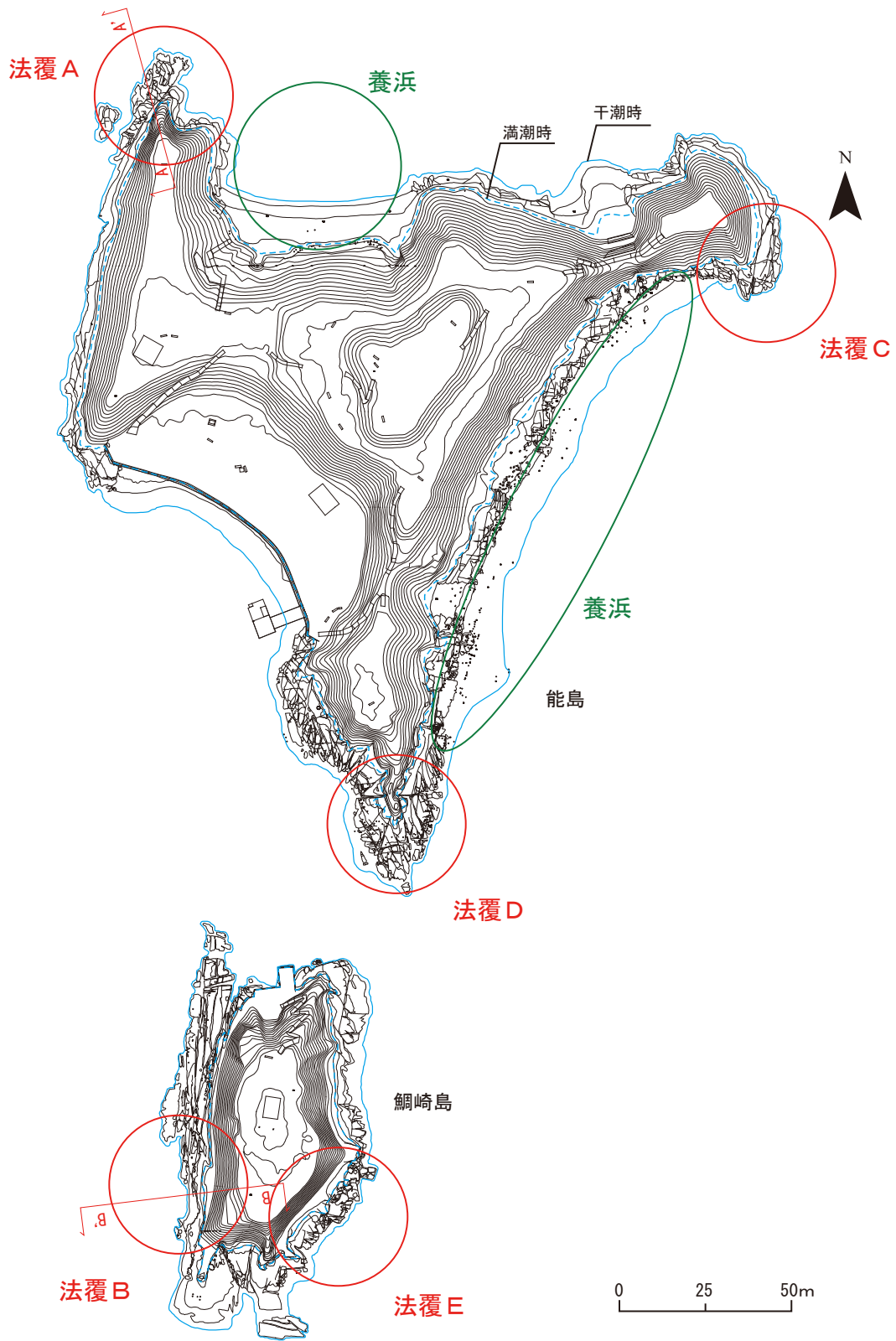
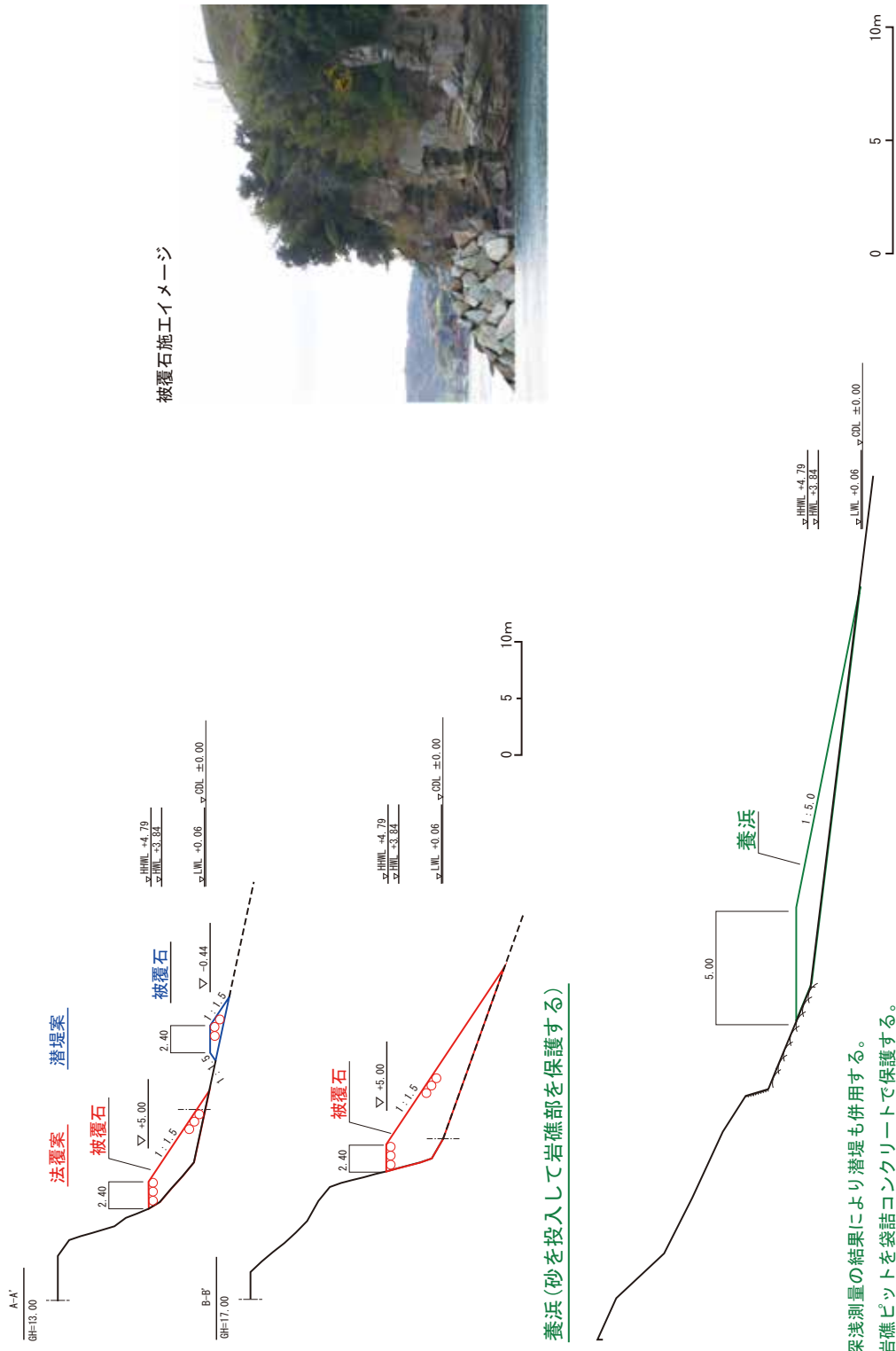


图 29 : 岩礁保護対策平面图



法覆 (A~E) (被覆石を投入し、波浪浸食を抑制する)



被覆石施工イメージ



養浜 (砂を投入して岩礁部を保護する)

- ※ 深淺測量の結果により潜堤も併用する。
- ※ 岩礁ピットを袋詰コンクリートで保護する。
- ※ 東部海岸の養浜は安定しない可能性が高いため、岩礁ピットの保護のみを検討する。

図 30 : 岩礁保護対策断面図

ii) 石積保護対策

南部平坦地の石積については、現段階で中世にさかのぼる可能性が高い石積と判断される箇所  
の前面に対して被覆石で保護する工法で検討する（図 31）。その際、石積前面には、木柱の遺構が  
残存しているため、被覆石の施工時には木柱に影響の及ばないよう配慮する。

ただし、南部平坦地の石積は、構築年代が確定していないため、まず発掘調査を行い、裏込め  
や構造、往時の遺構の遺存状況等の確認を行う。したがって、石積の構築年代を確定した上で保  
護対策の工法検討を行うこととする。

また、石積保護対策を行う際には、現状において確認されてい  
る石積の抜け落ち及びはらみ出し部分は、適切に積み直すなどの  
補修も併せて行う。

船だまりと郭Ⅲを結ぶ通路状遺構の土留め石積についても、中  
世の盛土整地層に伴う土留め石積と考えられるため盛土及び植  
生土のう（待受型）により法面を構築し、その前面に石積を復元  
する（図 32）。



船だまり斜面の石積遺構

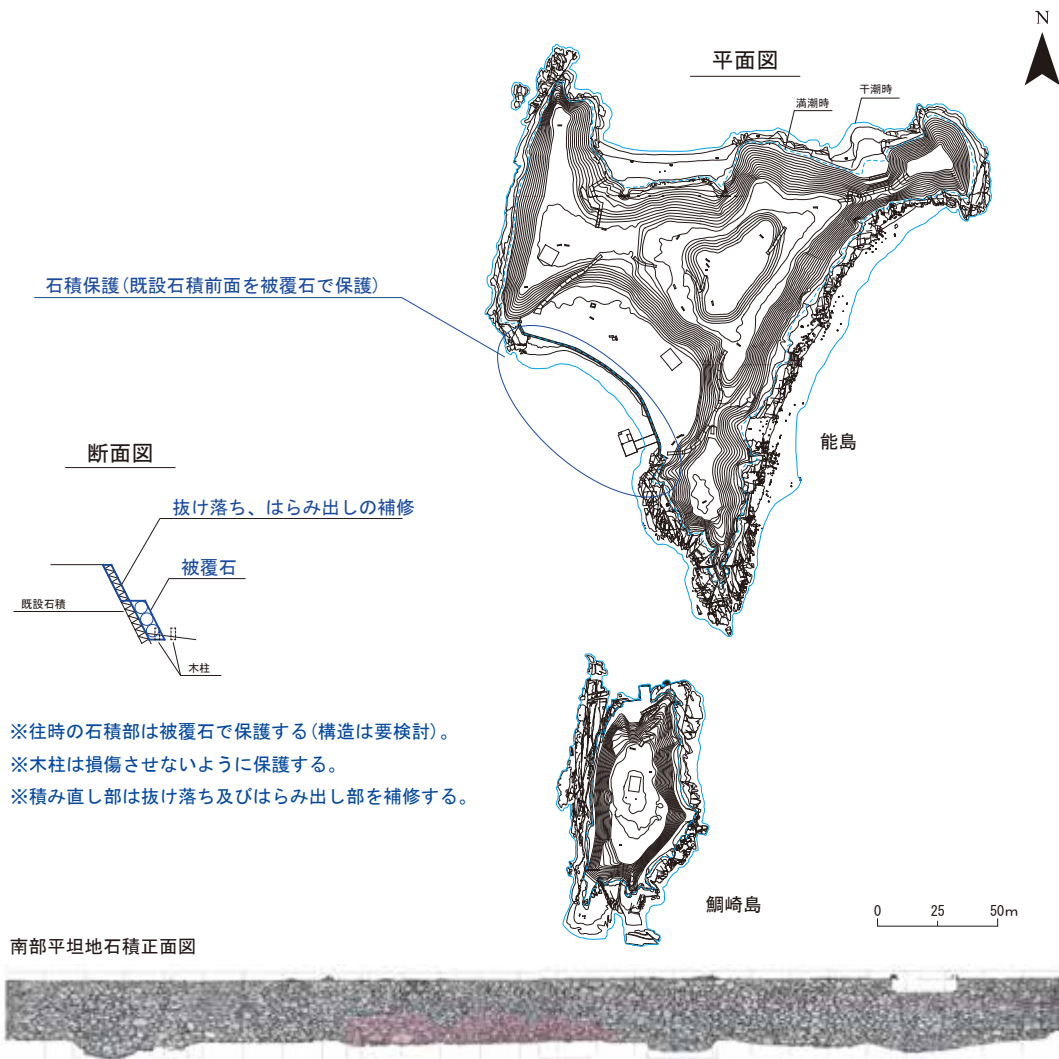


図 31：石積保護対策図

#### (5) 樹木等環境整備計画

発掘調査により根が郭の地下遺構や切岸及び天然の崖の破壊、雨水排水による法面の崩落の一因となっていることが明らかとなったソメイヨシノについては、瀬戸内国立公園を管理する環境省や地域住民と協議を図り、自然公園法に従いながら優先的に伐採を行う。ただし、本史跡の位置する周辺は、国立公園第1種特別地域に基づく管理計画書において「史跡にも配慮しながらその保全に努める。」とうたわれていることからソメイヨシノの皆伐をすることができない。したがって、既に造成工事が行われている南部平坦地に限り、防根シート等の設置により、遺構に影響を与えない方法により植栽することを検討する。地域住民にとってサクラは長年「能島のサクラ」として親しまれてきた経緯があるため、史跡指定地外にて残していく取り組みも継続して行っていく。

雑木についても、枯損木が史跡景観に悪影響を及ぼしたり、岩盤の崩壊を招いていたりするため、郭整備と並行して計画的に伐採を行う。ただし、樹木が根を張ることで法面崩落を防いでいる箇所もあるため、専門家から指導を受けながら伐採を行っていく。

鯛崎島については、本史跡の本質的価値に直接関係のない祠があるため、既存樹木による遮蔽を行い、本史跡を眺望した際に目立たないように修景する。

#### 【樹木伐採イメージ図】



#### (6) 歴史的構造物整備計画

鯛崎島の地蔵、祠、市指定の木造弁才天坐像は、近代以降の歴史的構造物であり、本史跡の本質的価値には直接関係しない要素である。しかし、信仰の対象として地元浸透しているため、その由緒や価値等について調査を行うとともに、本史跡に関係ない施設であることの周知を図りつつ当面は現状維持とする。ただし、撤去や移設の条件が整った場合には、史跡指定地外への移転または規模縮小を行う。

鯛崎島の石造物については、島外（鵜島と考えられている）から持ち込まれたと考えられており、本史跡との関連がないため、史跡指定地外への移転を行う。

### 第3節 活用のための整備

#### (1) 活用のストーリー

整備対象時期は、能島城の全盛期である後半期（16世紀）とし、当該期における能島城の姿、役割を効果的に伝えることができるビューポイント（視点場）の設定、それに基づいた動線計画、そしてそれぞれの郭における遺構表現、解説を行っていく。

#### ●エントランスゾーン

本史跡は、島全体を城郭化した全国的にも稀有な構造であり、このことに気付き、最も感動する瞬間は、船によるアプローチ時であると考えられる。したがって、船上でのアナウンスは重要であり、ソフト面の充実が必要である。例えば、村上海賊の通行許可証である「過所旗」を用いて、往時の海賊の生業を体験できるなどしたら面白い。

利用者の安全な上陸を確保するためには、南部平坦地の浮棧橋の利用が有効であり、南部平坦地を動線の導入部として位置づける。南部平坦地には、総合案内板あるいは復元模型等を設置し、本史跡の概要を示すこととしたい。

南部平坦地の発掘調査では、海岸の埋め立てによってこの郭を造成したことが明らかになっており、住居や倉庫などの建物が立ち並ぶ景観ではなく、多目的のヤードとして利用されたことが明らかになってきたことから、その事実を紹介する。南部平坦地の具体的な利用方法としては、食料や水の荷上場、漁具や船具のメンテナンス、海産物の加工場、あるいは軍事演習などである。このような調査成果は、復元イラスト等を用いて効果的に紹介する。

#### ●能島城跡体感ゾーン

郭Ⅲは「倉」の可能性が考えられる礎石建物や、鍛冶場が存在した。能島城における生活や城の機能、海賊の性格をよく示す遺構であるため、それらを学ぶことができる場とする。

郭Ⅱは、能島城後半期には居住空間として利用されていた。何度も建て替えられた掘立柱建物や豊富な生活遺物の出土がそれをよく示している。また、郭Ⅱ西側では、高級で珍しい中国陶磁・朝鮮陶磁等が豊富に出土していることから、能島村上氏の中でも上級クラスの海賊の住まいであった可能性が高い。この他、住居からは土錘など生活を示す遺物も出土しているため、郭Ⅱは、能島城内における居住のあり方を紹介する地区として活用する。

郭Ⅰは、酒器あるいは灯明皿として利用された「かわらけ」が大量に出土しており、他の生活容器がほとんど見られないことから、海賊たちが儀礼や饗宴を催した空間であると位置づけられている。また「井楼」と呼ばれる高層の櫓と思われる建物が検出されていることから、航路の監視なども行っていた場所であろうと推測される。こうした調査成果を踏まえて、城内での儀礼や饗宴の様子を紹介し、また海城の機能である航路の支配を実感できる場として活用する。

出郭である郭Ⅳは、掘立柱建物のほか、いわゆる「地鎮め遺構」と呼ばれる祭祀に関連する遺構が出土している。猛々しいイメージの海賊であるが、実は「祭祀」を非常に大事にしていたという事実が、能島城の各所で発見された「地鎮め遺構」によって明らかになった。郭Ⅳの地鎮め遺構は、能島城内で検出された同種の遺構で最大規模であるため、この場は海賊と祭祀について紹介する場として活用する。また、対岸に鯛崎島を望むことができることから、鯛崎島の役割も併せて解説する場とする。

## ●海岸ゾーン

船だまりは、本史跡の最大の特徴ともいえる「岩礁ピット」、「海蝕テラス」が最も良好に残存していることから、海賊たちの海岸利用形態を伝える場として活用する。

東部海岸は、海蝕テラスのほか、大穴と呼ばれる岩礁ピットを見学できる場とするが、エリアの環境から限定的公開としていくこととする。

## ●矢櫃ゾーン

郭Ⅴは、能島城における役割が現時点では明確ではないことから、積極的に見学を促す場とはせず、郭Ⅱ東に解説板を設置して遠望し、「矢櫃伝承」など地域に語り継がれている伝説などを紹介する。

## ●鯛崎島ゾーン

郭Ⅵは、鯛崎島の郭であることから限定的な公開とする。ナワバリの東限であり、塩飽諸島方面の監視場として機能していたことを紹介する。また、本史跡の本質的価値に直接関係するものではないが、誤解を生じさせないために鯛崎弁天についても必要に応じて解説する。

## ●基盤ゾーン

能島の基盤や景観を形成する斜面や海岸部である。カレイ山展望台や村上海賊ミュージアムなど、大島側の各眺望地点や海上から見た景観を保全していくものとする。また、各郭をつなぐ動線になっている部分は必要な園路整備を行う。なお、南部平坦地から郭Ⅱへつながる階段部分は、通路状遺構の位置と重なっていることについて解説を加える。

以上のストーリーを利用者が安全かつ快適に学ぶことができるようにするために、遺構表現、園路、便益施設、サイン等を整備する。

### (2) 遺構表現に関する計画

発掘調査で検出した本史跡の特徴的な遺構について、それぞれの性格に基づいた遺構表現を行う（ゾーン別の活用計画）。

本史跡で最も特徴的な遺構は海岸部にある「岩礁ピット」、「海蝕テラス」、「海岸埋め立て」である。岩礁ピット・海蝕テラスについては、最も遺構の残存状況が良く、往時の主要船着き場の機能が推定される「船だまり」において有効に活用する。

岩礁ピットについては、その保存が優先されることから、実物の活用は行わず、岩礁と同質同材の石材にて岩礁ピットのレプリカを作成し、木柱のサンプルを設置した状態の機能復元を目的とした展示を行う。なお、岩礁ピットの保護に向けた展示兼実験的整備として、作成したレプリカを海に沈めて展示することにより研究材料とすることも検討する。

海蝕テラスは、覆いかぶさる樹木の整理などを定期的に行い、船上から見学できる状態を保つ。海岸埋め立ては、基本的に南部平坦地において案内板等で解説を行う。

次に各郭の遺構表現を検討する。検出した遺構は、本史跡の特徴として下記のとおり分類される。

- ・城内での生活を示す遺構

居住：掘立柱建物跡（2間×3間、2間×4間）・大型方形土坑

生産：鍛冶遺構

祭祀：地鎮め遺構

- ・城の機能に関わる遺構

航路の監視：総柱掘立柱建物跡（2間四方）

通行料の徴収：庇付礎石建物跡（倉）

生活を示す掘立柱建物跡・大型方形土坑・鍛冶遺構は、平面表示を基本とし、カラー舗装等により模式的に表示するが、一部「柱」のみの立体復元も検討する。なおARやVRなどのデジタルコンテンツによる解説を導入し、往時の姿を垣間見ることができる工夫を行う。

地鎮め遺構はFRP等による現地での遺構複製展示とする。鍛冶遺構は、鍛冶炉跡や水溜め遺構など特徴的な遺構を平面表示する。

城の機能に関わる遺構については、立体的な整備を検討する。礎石建物跡は、便益施設として活用するが、外観は景観に配慮し、復元的整備を行う。復元的整備を行う際には、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」の留意事項に基づいて整備を行う。

総柱建物跡は、基本的に舗装と縁取りなどによる平面表示とするが、柱位置に細工を行っておくことで仮設的に柱を立て、井楼が再現できるような整備手法を取り入れる。（※参考例：河後森城跡）



河後森城跡 西第十曲輪の復元建物（1）



河後森城跡 西第十曲輪の復元建物（2）

表4：ゾーン別の活用計画

ゾーン	地点	公開活用	主な遺構・遺物等	主な当時の役割	伝えたいこと	遺構表示	サイン				便益施設		
							総合案内版	地区案内 ※主にこの部の役割を説明するもの	遺構案内 ※特徴的な遺構を個別に説明するもの	誘導サイン ※動線計画に従ったポイントへ誘導するもの			
エントランスゾーン	船上	常時	海	戦時：主戦場 平時：水路	島全体が城であること = 海城の特徴的な外観 主戦場は海	船上アナウンス							
	南部平坦地	常時	埋め立て遺構	多目的ヤード・荷揚げ・生業・生産・軍事	能島城の概要 開放的な海岸整備、海賊の活動、水場との関係	能島城復元模型	○	○	○	○	厠 栈橋		
能島城跡体感ゾーン	郭Ⅰ		井楼 大量のかわらけ	監視・儀礼	武家の儀礼・饗宴 航路の監視・ナフバリの象徴 = 築城理由を探る	平面表示 (イベント時に立柱でさる工夫)		○	○	○			
	郭Ⅱ西		切り合う掘立柱建物跡 大型方形土坑(水溜め) 豊富な生活遺物と奢侈品	居住(上層)	何度も建て替えられた建物+豊富な生活遺物=城内の居住空間 郭Ⅱ西が城内の中枢空間	平面表示 (柱のみ復元)		○	○	○			
	郭Ⅱ東		切り合う掘立柱建物跡 大型方形土坑(水溜め) 豊富な生活遺物	居住		平面表示 (柱のみ復元)		○	○	○			
	郭Ⅱ南	常時	切り合う掘立柱建物跡 豊富な生活遺物	居住		平面表示 (柱のみ復元)		○	○	○			
	郭Ⅲ		鍛冶遺構 礎石建物跡と豊富な奢侈品	生産・倉庫	鍛冶場と倉の存在=場内での生産や海賊の経済活動 ※能島城の防御構造がよくわかるポイント→案内版設置	鍛冶遺構：平面表示 倉：復元的整備(四回)		○	○	○	便益施設 (復元的建物)		
海岸ゾーン	郭Ⅳ		掘立柱建物跡 能島城最大規模の地鎮め遺構	居住(祭祀)	文化・教養・宗教的側面 ※鯛崎島を望むビューポイント→案内版設置	平面表示 地鎮め遺構：レプリカ展示		○	○	○			
	船だまり	常時	岩礁ピット 海触テラス 通路状遺構	船着場	住時の玄関口 開放的な海岸整備のあり方	保護の措置を講じたうえで、1か所のみ立柱		○	○	○			
	東部海岸	限定	岩礁ピット(大型含む) 海触テラス	船着場 メンテナンス	船の保管・メンテナンス	表示しない		○	○	○	大穴		
矢櫃ゾーン	郭Ⅴ(矢櫃)	限定	掘立柱建物跡	不明	武器庫・稽古場の伝承	表示しない					郭Ⅱ東に設置		
鯛崎島ゾーン	郭Ⅵ(鯛崎)	限定	掘立柱建物跡 大型方形土坑(水溜め)	居住・監視	ナフバリ(支配海域)の東限、塩飽諸島方面の監視場	表示しない					郭Ⅳに設置		
基盤ゾーン	斜面、海岸	動線部分のみ常時	通路状遺構 岩礁ピット	通路 繋船	住時の登城路	表示しない					○ 通路状遺構		階段

### (3) 園路整備に関する計画

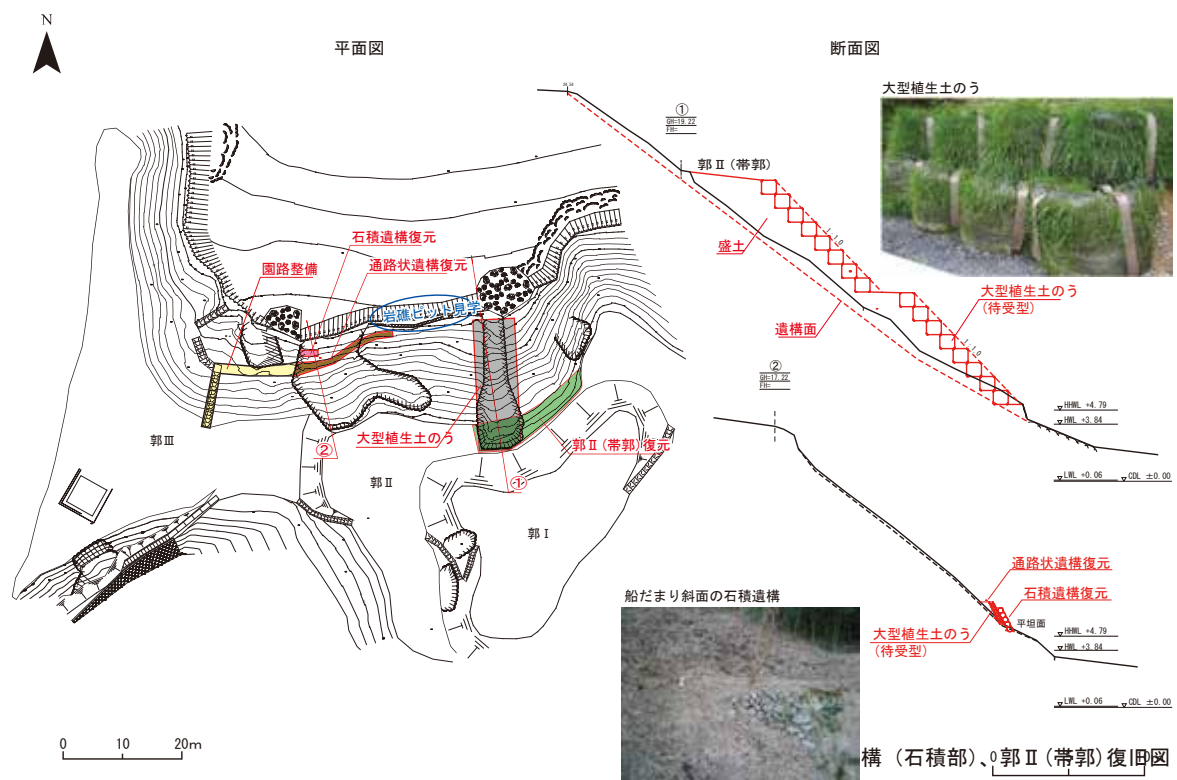
本史跡の園路は、階段通路として整備が行われている。郭Ⅱから郭Ⅴ（矢櫃）間、郭Ⅲから船だまり間、南部平坦地から郭Ⅳ間では、木製階段が整備されているが、経年劣化が進行しているため改修を行う。

郭Ⅱから郭Ⅴ（矢櫃）間については、郭Ⅴ（矢櫃）を常時の公開としないが、アクセスの際には大きな高低差があり危険なため、既設木製階段の更新を行う。

郭Ⅲから船だまりへは、木製階段が整備されているが海岸部に園路が設置されていないため、平成20年度に整備を行った東部海岸と同様に、海岸保護のための捨石を利用するなどして、安全に海岸部へ降りることができるよう園路の整備を行う。その際には、既設の木製階段は撤去し、発掘調査で発見された盛土整地による通路を生かして、復元的に整備を行うこととする。

発掘調査に基づいた通路状遺構（城内通路）は園路とは差別化を図り、往時の登城路であることを平面的に表示する。平面表示の方法は、景観に配慮した土舗装等とする。通路状遺構（城内通路）は、安全面等から問題がなければ、保護の措置を講じたうえで、実際に園路として活用できるように整備を行い、既設園路と接続させる。通路状遺構（城内通路）の位置を園路とすることで、往時の追体験ができるとともに良好に残存する船だまりの岩礁ピットの見学が可能となる。そして発掘調査成果の周知のため、通路状遺構（城内通路）の解説サインも併せて設置する。

また、この他、帯郭状になっている郭Ⅱ北側の崩落箇所については、盛土と大型植生土のう（待受型）により、往時の形状を復旧する。





郭Ⅱから郭Ⅴ間、郭Ⅲから船だまり間、南部平坦地から郭Ⅳ間以外の園路では、横木丸太と五連擬木による階段園路が整備されているが、経年劣化や破損を起こしているだけでなく、二種類のデザインが使用されているため、統一したデザインに更新していく（図 33）。

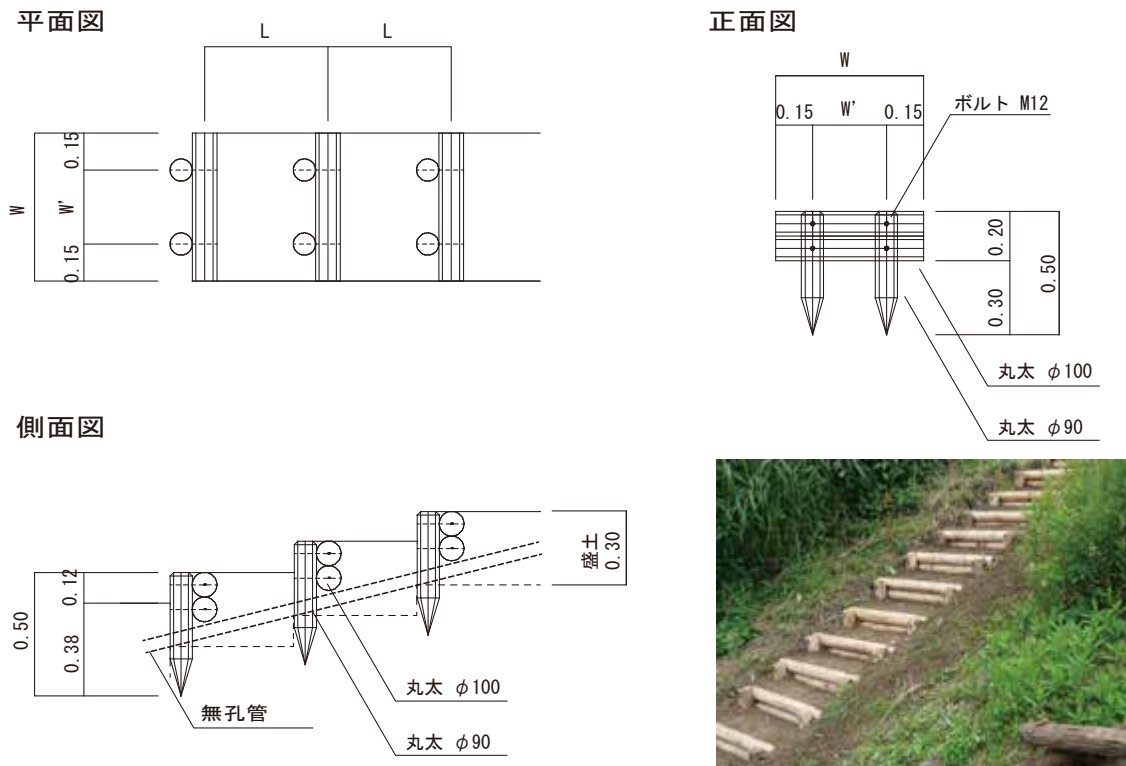


図 33 : 園路構造図

#### (4) 管理施設及び便益施設に関する計画

##### i) 管理施設

岩盤の急傾斜部分を散策することとなる園路には、来訪者の安全を確保するため、必要最低限の手すりの設置を検討する。その際、手すりの基礎及び支柱は地面に打設せず、側板に固定する（平成 20 年東部海岸整備工事を参考）など、遺構に影響を与えない工法・規模を積極的に採用し、かつ自然とも調和した素材を用いることとする。

転落防止柵については、現在ピンポールとロープにより仮設的に対策がなされているが、劣化や破損が見られる箇所があるため、撤去を行う。各郭の転落防止対策については、

本史跡の景観面への配慮から転落防止柵等の新設は行わず、郭縁辺部の土盛にチガヤ等の植栽を行うことで縁辺部への立ち入りを抑制する方法を検討する（P. 55 雨水排水対策を参照）。



既設の手すり（郭Ⅳから東部海岸）

ビューポイントなど、やむを得ず転落防止柵を設置する場合は、遺構への影響が最小限に抑えられる簡易基礎工法等を用いた転落防止柵の設置を検討するが、その際、遺構の理解に誤解を与えないよう（往時の柵と誤解されないよう）配慮を行う。

また、近年では、南部平坦地の石積の破損が確認されるなど、離島ならではの管理の難しさが課題となっている。したがって、防犯対策や本史跡の適切な管理のため、将来的には防犯カメラの設置を検討する。

上記のようなハード面のほか、案内人との上陸を基本とすることや常駐スタッフの配置など、ソフト面で安全管理が徹底できないか検討し、適切な対策を講じることとする。

## ii) 便益施設

既設の便所、四阿、ベンチ等の便益施設については、老朽化が進んでおり、また、史跡景観に配慮したものではないため、活用整備の着手を目途に撤去・再整備を行う。ただし、少なくとも最優先事項である災害復旧工事や雨水排水の整備が完了するまでは残置とする。

便所については、老朽化した既設便所は撤去し、同位置に再整備を行う。四阿については、海上という特殊な立地環境から、今後の公開活用のため風雨をしのげるよう壁付のものにする必要があるため、老朽化した既設四阿は撤去し、郭Ⅲで検出された礎石建物跡の位置に、形状や外観に配慮した便益施設（復元的建物）の整備を行うこととする。なお、これらの便益施設は、歴史的景観に配慮したデザイン、規模とするが、往時の建物と誤解が生じないように留意する。

ベンチについては、景観に配慮しつつ、遺構への影響を与えない据え置き型のものを各所に設置する。

## (5) サイン整備に関する計画

史跡の「総合案内板」を、棧橋近くの南部平坦地に設置する。また、本史跡における各地点の役割を紹介する「地区解説板」をビューポイント及び動線計画に基づき、各所に効果的に配置する。また、それぞれに地区において特徴的な遺構については、個別に「遺構解説板」を設置する。さらに次のポイントへの「誘導サイン」を適宜設置する。

これらの仕様は景観への配慮から、立柱式ではなく、埋め込み式を基本とし、研究の進展に合わせて更新を可能とするものとする。AR・VRによるデジタルコンテンツのほか、復元イラストを用いるなど、往時の姿を垣間見ることができる表現方法の工夫を行う。

なお、カレイ山展望台、対岸道路、村上海賊ミュージアムなど、史跡外のビューポイントからの景観にも配慮した仕様・配置を検討する。

また、上記の各種サイン及びデジタルコンテンツは、海外からの来訪者に対応できるよう多言語化したものを導入する。

## (6) ビューポイント・解説ポイントの設定と動線計画

本史跡の活用・整備を行うにあたっては、本史跡の本質的価値の理解や郭の機能に応じたビューポイント・解説ポイントの設定及び動線整備を検討する必要がある。これまで記載してきた内容を踏まえ、図 34・図 35 のとおりビューポイント・解説ポイントの設定と動線計画を定める。

**③ 能島城の構造を知る**  
 能島城の「縄張り」や船だまりなど城の構造が最もよくわかるポイント  
**城内の生産活動**  
 鍛冶



**④ 最大の特徴は海岸部**  
 能島城の最大の特徴である岩礁ピット・海賊テラスを見る



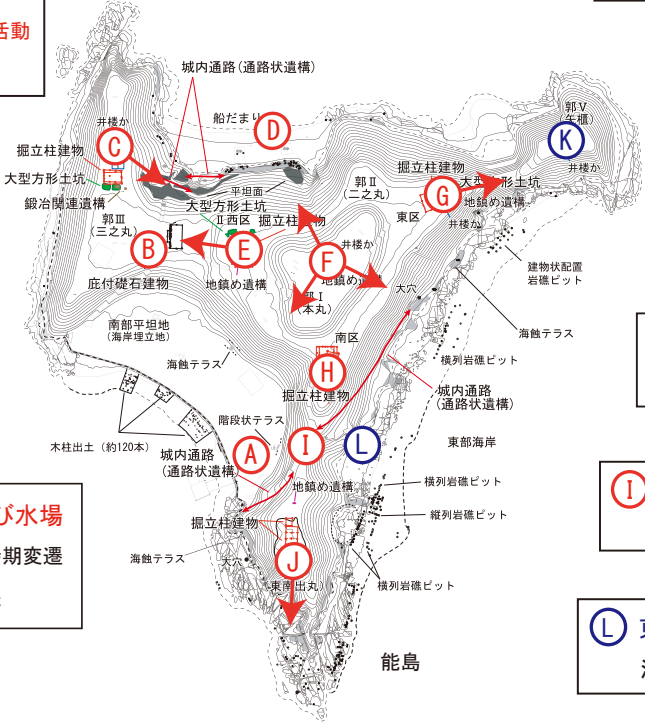
**⑥ 海賊の非日常**  
**能島城の築城理由を探る**  
 郭Ⅰの役割を知るとともに、周囲の眺望を通して、築城理由を探り、海賊の生業（海関機能）を理解する

**⑤ 郭Ⅱの役割と郭Ⅱ西の遺構**  
 城内での居住と生業、生産活動を知る・体感する  
 ※郭Ⅲを望むビューポイント

**⑧ 郭Ⅱ東の遺構**  
**矢櫃伝承**  
**⑨ 郭Ⅱ東の遺構**  
 郭Ⅱ東の遺構解説  
**⑩ 有名な矢櫃伝承を紹介**



**② 「倉」=海賊の経済活動**  
 礎石建物跡の解説



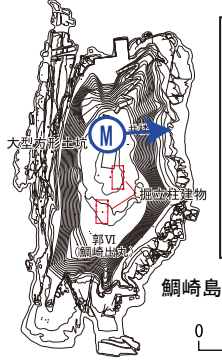
**① 南部平坦地および水場**  
 能島城跡の概要、時期変遷  
 開放的な海岸整備  
 「水場」との関係等

**⑦ 郭Ⅱ南の遺構**  
 郭Ⅱ南の遺構解説

**④ 城内通路**  
 城内の通路の特徴解説

**⑤ 東部海岸**  
 海岸の役割と遺構の解説

**⑪ 鯛崎島は城の一部**  
 鯛崎島からの燧灘方面の眺望

**⑫ 海賊の祭祀**  
**鯛崎島との関係を探る**  
 郭Ⅳの役割と海賊と祭祀の解説  
 鯛崎島との関係  
 能島・鯛崎島間は、引き潮時の潮流スポット


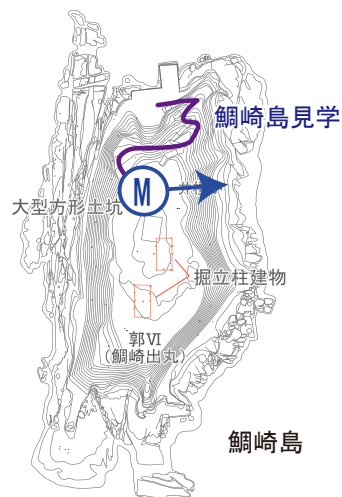
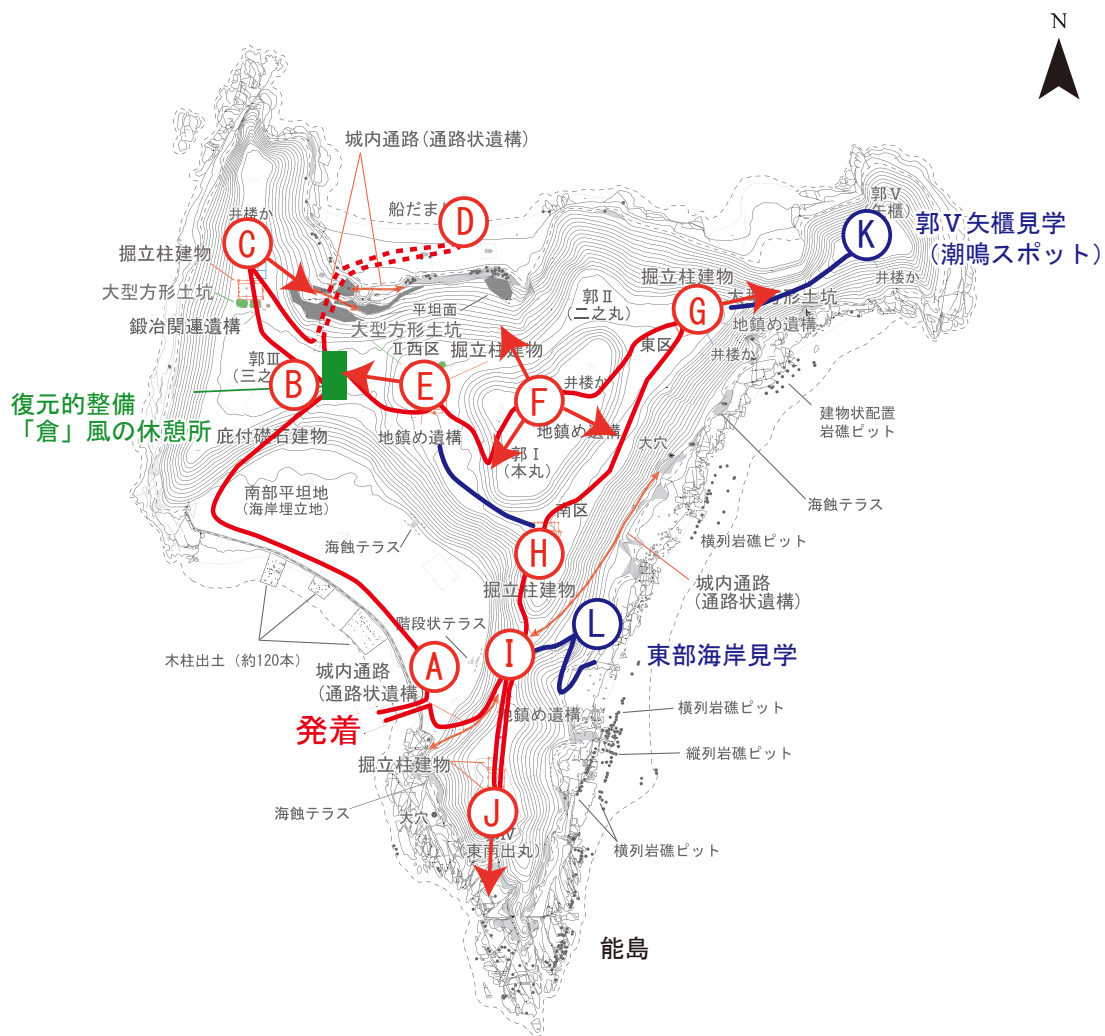


図 34 : ビューポイントの設定図



凡例	
	主要な見学ルート (船からの見学に代替も可能)
	限定(臨時的)見学ルート
	イベント時限定の見学ルート



図 35 : 動線計画図

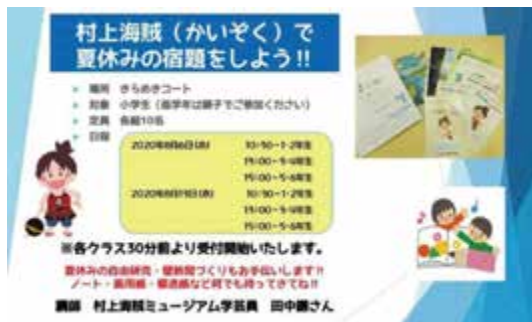
## 第4節 公開活用計画

### (1) 村上海賊ミュージアムとの連携

#### 【学校教育】

地元の小中学校と協働し、本史跡の現地見学（上陸体験）や潮流（自然）体験、定期的なモニタリングへの協力に加え、村上海賊ミュージアムでの学習を通して、地域の歴史に愛着を感じ誇りを持てる学びの場を提供する。

また、本史跡や村上海賊に関する副読本を作成し、地元の小中学校を対象に配布を行うことや、村上海賊ミュージアムの学芸員による出前授業を実施することで、本史跡や地域の歴史の理解促進を図る。



出張講座の案内



村上海賊なつやすみしゅくだいおうえんセット

#### 【社会教育】

市民参画による整備（定期的なモニタリングなど）や、村上海賊ミュージアムでの講義を中心に村上海賊の魅力と共に発信できるパートナーを育成できる環境づくりを展開し、生涯学べる場を提供する。

また、村上海賊ミュージアムにて、発掘調査の成果を踏まえた展示内容の更新や現地見学を行い、本史跡の価値を広く発信・共有するほか、シンポジウムやフォーラム等のさらなる充実や展開を図っていく。

#### 【村上海賊ミュージアムを基点とした周遊ルートの設定】

村上海賊ミュージアムを本史跡のビジターセンター的な活用拠点とし、本史跡への上陸のみならず、周辺の村上海賊に関連する遺跡やビュースポット等を自転車等でも散策できる周遊ルートを設定し、周知する。周知方法として、村上海賊に関連する遺跡やビュースポット等を掲載した散策マップの作成や、HPへの掲載を行う。

## (2) 指定地外における眺望地点の整備

本史跡は、島外から俯瞰して見ることにより、海に浮かぶ城跡としての魅力を最大限に伝えることができるとともに能島村上氏の活動範囲や航路等往時の姿を実感できるようになる。そのため、島外の本史跡が眺望できる箇所にビュースポットを設ける。ビュースポットには、眺望解説サイン等を設置し、本史跡の本質的価値の周知や魅力発信につなげる。ビュースポットは、大島の水場、宮窪港、カレイ山展望台や、伯方島の鶏小島キャンプ場とする。また、鵜島側にもビューポイントを設置して、ビュースポットとしての活用を図る。



図 36 : 眺望地点と眺望のイメージ

### (3) 関連文化財との連携

大島陸地部に点在する周辺の関連文化財を周遊し、本史跡と一体的にその価値を学習できるようにすることで、本史跡が陸地部（大島）と密接に関わっていたことを体感できるよう、関連文化財所在地に解説サインの新設を行う。この他、関連文化財について紹介したパンフレットや周辺の関連文化財を周遊するための散策マップの作成、また、HPでのそれらの公開等を行う。

また、クルージング、サイクリング、ウォーキング等において日本遺産の構成文化財を一体的に周遊できる観光コースを開発するなど、関連する他地域や他史跡と連携を図りながら地域振興を推進する。

さらに、本史跡は、湯築城跡（松山市）や河後森城跡（松野町）を含めた「戦国伊予三城」の1つであり、平成30年に立ち上がった「戦国伊予三城連携会議」に参加し、共同の企画展やシンポジウムを開催してきた。今後も、湯築城跡（松山市）や河後森城跡（松野町）と連携を行っていき、広域観光の流れの活発化に寄与することを目指していく。



図 37：関連文化財周遊概念図

第5節 完成予想図





## 第6節 管理・運営計画

### (1) 関係団体との管理・運営体制の連携整備

本史跡を適切に保存、活用、整備していくため、村上海賊ミュージアムが主体となって調査研究を継続的に行うが、地域住民とも連携するための体制を整備する。調査研究の内容については、本史跡の継続的な調査研究のみならず、本史跡が全国でも希少な海城であるとともに水中遺跡としての価値もあることから、水中考古学研究の進展に貢献していくことができるよう調査を進めていく。

また、南部平坦地前面の石積や船だまり上部の石積については、石垣カルテを作成し、日常的な観察や維持管理を行うことを検討する。記録内容については、「石垣整備のてびき」を参考に遺存状況や積み方、改修履歴等を記載していく。

このほか、き損状況に関しても同様にその場所や災害の履歴等をき損カルテとして整理し今後の維持管理に運用していく。また、復元的整備を行う際には、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」に基づき、その効果の検証及び文化庁に必要な報告を行う。

雨水排水対策についても、有孔管の目詰まりが懸念されるため、日常のメンテナンスと経過観察を続けるとともに関係団体とも連携したメンテナンス体制を構築し、一丸となって本史跡を守っていく。

関係団体との連携に関しては、「潮流体験」を主催する地元の漁協や、「能島の里」といったNPO団体等の諸団体、地元住民とも協働して、本史跡に関する情報発信やイベントの実施などを継続的に行うとともに、活動の支援を行えるような取り組みを行う。

活用面に関しては、村上海賊ミュージアム及び教育委員会文化振興課、関係機関とで連携し、市民参画による維持管理や整備事業のイベントを企画し、本史跡の環境整備と整備事業の機運醸成に努める。その際、様々な媒体を使って効果的に情報発信を行う。また、将来的には船の運行状況などをHP上で閲覧できるようなサービスも取り入れることを検討する。

### (2) ボランティア団体の育成支援

日常の維持管理などの保存管理を行っていくためには、行政だけでは困難なため、村上海賊ミュージアムのボランティアスタッフであるミュージアムパートナーを中心として地元住民の理解を得ながら協力連携をしていくためのボランティアグループを組織していく。

また、村上海賊ミュージアムにおいては、様々なボランティアグループが活動しやすい環境づくりに努めるとともに、保存や活用に携わることや来訪者との交流を行うことができるよう、村上海賊ミュージアムや本史跡における見学案内ガイド、定期的な育成講座の開催、自主的な分科会や勉強会の支援など人材の育成や活動のサポートを行うため、関係機関と協力して支援を行う。

## 第6章 事業計画

### 第1節 事業推進体制

本史跡の整備事業については、文化財部局のみならず、国立公園としての管理を行う中国四国地方環境事務所、また、まちづくりや観光、自然環境、防災などに関連する、観光課、公園緑地課、水産課、防災危機管理課などの庁内関係部局との連携を強化し、行政一体となって本史跡の適切な保護を図る。

本史跡の保存、活用、整備には考古学や文献史学などの専門的な側面を有するため、専門家や有識者及び文化庁や愛媛県教育委員会からの適切な指導・助言を得ながら事業を推進する。

必要な予算を継続的に確保し、地元住民や漁協とも連携し、官民一体となって本史跡の適切な保存管理を行っていく。

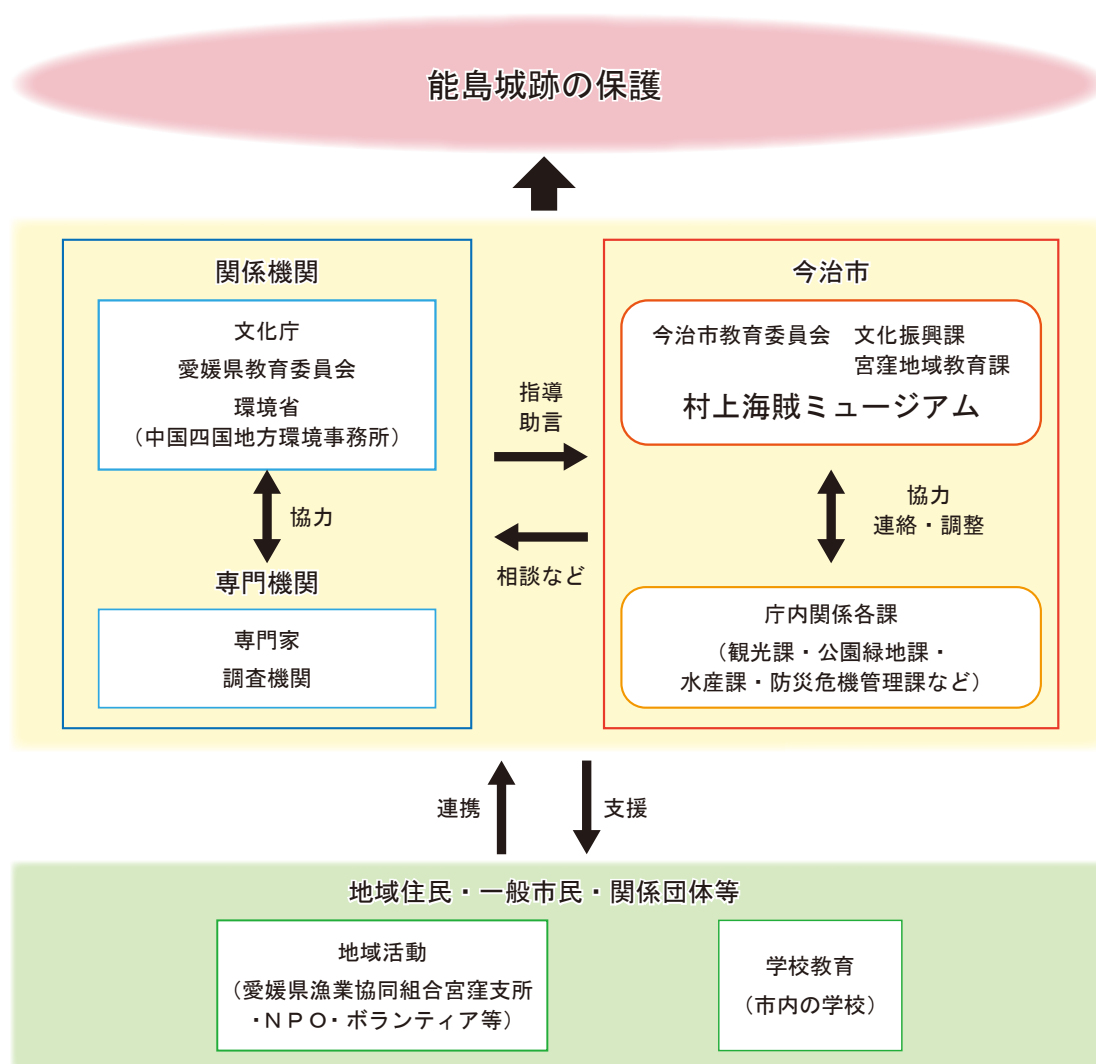


図 38 : 運営体制模式図

## 第2節 事業スケジュール

事業スケジュールは、保存活用計画との整合を考慮し、実施期間を短期計画（2021年度～2030年度）、長期計画（2031年度以降）に仕分けすることとする。整備事業は、その進捗や市の体制、予算等の状況に応じて、適宜見直しながら実施していく。

### （1）短期計画

優先して実施すべき施策について、短期計画として今後2年間で整備基本計画の策定から保存整備工事の実施設計を実施した後、サクラ伐採や雨水排水対策、切岸（法面）保護対策等の災害復旧及び保存整備工事を行う。また、保存整備工事に並行して南部平坦地の発掘調査及び木柱の理化学調査を行う。南部平坦地の発掘調査後は、岩礁保護対策等の海岸部の保存整備工事を実施していくものとし、併せて、本史跡の上陸者に対応したガイドブックの作成を行う。

保存整備工事完了後は、活用整備工事の実施設計に基づき四阿、トイレ、栈橋の順に活用整備工事を実施していく。各種の便益施設の工事の後に遺構表示や案内サイン等の活用整備工事を行う。

なお、整備工事期間中についても、継続的に公開を行うとともに地域住民や地元の学校と協働し手作りサインを作成するなどして、活用を図りながら本史跡の価値の理解や愛着の醸成を図る。そして、全ての整備工事が完了した際には、オープン記念イベント等を開催する。

また、本史跡のより良い公開活用を行うために、ガイダンス施設である村上海賊ミュージアムの改修と展示内容を現地の状況や最新の調査成果を反映した形にした展示リニューアルを行う。

表5：短期年次計画

項目/期間	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
能島・鯛崎島 地形測量	■									
整備工事基本設計	■									
保存整備工事 実施設計	■									
能島・鯛崎島 サクラ伐採工事		■								
保存整備工事 (陸地部)		■								
南部平坦地 発掘調査		■								
保存整備工事 (海岸部)			■							
ガイドブックの 作成			■							
保存整備工事 (南部平坦地)				■						
活用整備工事 実施設計				■						
活用整備工事 (四阿、トイレ等)					■					
活用整備工事 (栈橋等)						■				
活用整備工事 (案内サイン等)							■			
整備事業報告書							■			
村上海賊ミュージアム の改修								■	■	■
公開活用	—	—	整備工事期間中は部分的な公開			—	—	▶	全面公開	

(2) 長期計画

短期計画に引き続き、長期計画として鯛崎島の歴史的建造物の移転、更新の調整を行い、最終的な移転のための素地を整える。また、鯛崎島は現状私有地であることから、永く適切な保存を図るため将来的には公有地化を図る。この他、史跡指定地外のビューポイント整備やデジタルコンテンツの作成も行っていく。

継続事業としては、本史跡のモニタリングや環境保全や維持管理を行い、村上海賊ミュージアムでは継続して調査研究・教育普及・情報発信を行うとともに、関係各課及びボランティア団体等との管理運営体制の整備を行っていく。

表6：施策の実施計画

項目/期間		実施期間		備考	
		短期 2021～2030	長期 2031～		
基本事項					
計画の策定、設計	基本設計、実施設計	■			
	文化財保存活用地域計画策定		■		
調査・研究	地形測量、三次元測量、深淺測量、文献調査等	■			
管理・運営体制の整備	庁内関係各課、ボランティア団体等との連携	■			
史跡の保存・活用・整備					
保存整備	郭	雨水排水対策工事の実施	■		整備工事完了・公開
		サクラの伐採	■		
	石積	修復・積み直し	■		
	岩礁	岩礁保護対策工事		■	
	歴史的建造物	移転、更新の調整		■	
	鯛崎島	公有地化		■	
	その他	モニタリング	■		
活用整備	アクセス整備	棧橋の整備や船の利便性向上など		■	
	解説サイン	案内、誘導、解説サインの整備		■	
	遺構表示	遺構表示等の整備		■	
	園路	動線設定と園路の整備		■	
	安全対策	手すりや転落防止柵等の設置		■	
	便益施設	便所、四阿、ベンチなどの更新、整備		■	
	その他	景観・環境保全のための維持管理、改修	■		
指定地外の活用整備					
史跡周辺の整備	眺望	本史跡を眺望できるビューポイントの設定	■		
		本史跡を眺望できるビューポイントの整備		■	
	イベント	住民参加型イベントの開催など	■		
	パンフレット等	本史跡の解説パンフレットや散策マップの作成	■		
		デジタルコンテンツの作成		■	
	村上海賊ミュージアム	教育普及、情報発信、シンポジウム等	■		
改修と展示リニューアル			■		

## 参 考 文 献

---

- 宮窪町（1994）『宮窪町誌』
- 今治市（2009）『今治市景観マスタープラン』
- 今治市（2009）『今治市都市計画マスタープラン』
- 今治市（2009）『今治市観光振興計画』
- 今治市（2009）『今治市緑の基本計画』
- 今治市（2012）『今治市景観計画』
- 今治市（2016）『第2次今治市総合計画 2016-2025』
- 今治市（2018）『第2次今治市総合計画実施計画 2018-2020』
- 今治市（2019）『第二次今治市環境基本計画』
- 今治市（2019）『今治市の統計』
- 愛媛県教育委員会（2019）『えひめ文化財防災マニュアル 2018』
- 今治市教育委員会（2006）『今治市埋蔵文化財調査報告書第82集 史跡能島城跡－平成15・16年度  
岩礁ピット調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2007）『今治市埋蔵文化財調査報告書第85集 史跡能島城跡－平成17年度船だ  
まり調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2008）『今治市埋蔵文化財調査報告書第90集 史跡能島城跡－平成18年度能島  
東部海岸調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2009）『今治市埋蔵文化財調査報告書第98集 史跡能島城跡－平成19年度郭  
Ⅰ・南部平坦地調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2010）『今治市埋蔵文化財調査報告書第103集 史跡能島城跡－平成20年度郭  
Ⅱ・郭Ⅲ・南部平坦地調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2011）『今治市埋蔵文化財調査報告書第108集 史跡能島城跡－平成21・22年  
度郭Ⅰ・郭Ⅳ・郭Ⅴ・南部平坦地下海岸調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2012）『今治市埋蔵文化財調査報告書第112集 史跡能島城跡－平成22・23年  
度郭Ⅲ（第2・3次）調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2013）『今治市埋蔵文化財調査報告書第119集 史跡能島城跡－平成22・23年  
度郭Ⅱ（第2・3次）調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2014）『今治市埋蔵文化財調査報告書第125集 史跡能島城跡－平成23・24年  
度郭Ⅵ調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2015）『今治市埋蔵文化財調査報告書第130集 史跡能島城跡－平成25年度城  
内通路調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2017）『今治市埋蔵文化財調査報告書第139集 史跡能島城跡－平成27年度城  
内通路（第2次）調査報告書－』
- 今治市教育委員会（2019）『今治市埋蔵文化財調査報告書第146集 史跡能島城跡－平成15～27年  
度 整備に伴う調査総括報告書－』
- 今治市教育委員会（2020）『史跡能島城跡保存活用計画』

- 文化庁文化財部記念物課監修（2005）『史跡等整備のてびき I～IV』
- 文化庁文化財部記念物課（2015）『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 文化庁文化財部記念物課（2019）『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用  
地域計画・保存活用計画の策定に関する指針』
- 文化審議会文化財分科会通知（2020）「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」
- 上田三平（1943）「水軍城郭の遺構としての能島城趾」『考古学雑誌』33-9
- 鵜久森経峰（1939）『伊予水軍と能島城趾』能島史蹟保勝会
- 柴田圭子（2002）『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書―埋蔵文化財編―』愛媛県教育委員会
- 伊予史談会編（1982）『予章記・水里玄義』伊予史談会叢書5、伊予史談会
- 柴田圭子（2001）「16世紀中葉の輸入陶磁器の再評価―中国・四国地方の遺跡を中心に―」中世  
土器研究会編『中世土器研究論集―中世土器研究会20周年記念論集―』中世  
土器研究会1、三弥井書店
- 松田毅一・川崎桃太訳（1978）『フロイス日本史』5、五畿内篇Ⅲ、中央公論社
- 山内譲（1992）「中世瀬戸内海の海城」『四国中世史研究』2
- 山内譲（1998）『中世瀬戸内海地域史の研究』法政大学出版局（初出〔山内1992〕）
- 山内譲（2016）「解題Ⅱ『予章記』の成立」佐伯真一・山内譲校注2016『予章記』伝承文学注釈  
叢書
- 山内譲（2018）『海賊の日本史』講談社現代新書

史跡能島城跡整備基本計画

発行日：令和3年（2021）3月

編集・発行：今治市教育委員会

〒794-0027

愛媛県今治市南大門町二丁目5番地1

TEL（0898）32-5200（代）

印刷：株式会社 原田印刷社